

文化審議会第 20 期文化政策部会 スケジュール (案)

令和 4 年

- 6 月 28 日 文化審議会総会 (第 2 回) 諮問
- 8 月 8 日 第 1 回
- 8 月 22 日 第 2 回 文化芸術関係者ヒアリング
- 8 月 23 日 第 3 回 文化芸術関係者ヒアリング
- 9 月 6 日 第 4 回 文化芸術関係者ヒアリング
- 9 月 16 日 第 5 回 ヒアリング聴取事項等の整理
- 10 月 13 日 第 6 回 委員からの意見発表、独法ヒアリング
- 11 月 16 日 第 7 回 (予定)
- 11 月 28 日 第 8 回 (予定)
- 12 月 第 9 回 (予定)
- 12 月 19 日 文化審議会総会 (第 3 回) 中間報告 (予定)

令和 5 年

- 1 月 第 10 回 (予定)
- 年度内 第 11 回 (予定)
- 文化審議会総会 (第 4 回) 答申 (予定)

※文化政策部会の会場は京都府内

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について -「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-【諮問の概要】

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- 平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- 令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
- 入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
- 文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。

⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- 文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- 芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- 国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- 長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間に於いて取り組むべき方策。
- 「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- 文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- 我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- 多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- 文化芸術行政の推進サイクル。
- デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- 文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

4 文庁第 1 2 7 1 号
令和 4 年諮問第 5 6 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別添理由を添えて諮問します。

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について
－ 「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の策定に向けて－

令和 4 年 6 月 2 8 日

文 部 科 学 大 臣 末 松 信 介

(理由)

平成 30 年 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる- (第 1 期)」(以下「第 1 期計画」という。)は、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とし、我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4 つの目標(「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」)とそれを実現するための戦略を定めています。この計画に基づき、国家戦略としての文化芸術政策について政府を挙げて推進してきました。

この間、平成 30 年 10 月には、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法が改正され、さらに、令和 2 年 4 月には、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進するための組織が設置されるなど、文化庁の機能強化が進展しています。

一方、令和 2 年 1 月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進行し、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令を受けて、文化芸術団体・文化施設は、公演等のイベントの中止・延期・規模縮小を余儀なくされるとともに、地域の絆の礎として機能してきた祭礼や民俗芸能等の伝統行事も大きな影響を受けました。

加えて、政府による海外入国者の制限、国内移動制限、政府と地方公共団体によるイベント自粛・文化施設の休館等の要請により、文化と観光の振興による好循環の創出が困難な状況に陥りました。その中で、文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さなどの問題が明らかとなるとともに、統括団体の機能の重要性が再認識されました。

このように、第 1 期計画期間中の後半においては、文化芸術の多くの分野が新型コロナウイルス感染拡大による負の影響を受けており、政府としては、疲弊する文化芸術団体の活動をいかに支え、我が国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかといった視点も重視して政策を進めることとなりました。今後、コロナ禍における経験やそこで改めて浮かび上がった文化芸術を取り巻く課題を踏まえながら、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた新たな文化芸術政策の構築に取り組む必要があります。

第 1 期計画策定以降、グローバル化・多極化の進展により、文化芸術の担い手の活動も多様性を増すなど、文化芸術をめぐる環境は大きく変化しています。デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化やビジネスモデルの変容も加速しています。今後もデジタル化・グローバル化は加速度的に進展していくことが予想され、このような環境の変化を前提とした文化芸術政策の在り方が問われています。

グローバル化という視点から、これまでも国際文化交流事業等を推進してきたところですが、世界のマーケットに対しての効果的な発信の点ではいまだ不十分な状況です。文化資源が国富であるとの認識を高め、適切な運用と拡充を図り、文化 GDP を拡大していく観点からも、これまでの取組を大胆に見直し、我が国の文化芸術の魅力を一層高め、そのグローバル展開を効果的に進めていくことが喫緊の政策課題となっています。

また、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、誰もが心のつながりを持ち、相互に理解し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにつながるためにも、芸術教育の充実や、文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図ることも一層重要となっています。

国際的には、例えば 2015 年の国連総会で合意された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、文化が持続可能な社会の実現に貢献することが明記されている¹ほか、2021 年 10 月の G20 首脳会合における宣言でも、文化は持続可能な開発の原動力であり、経済・社会の強靱性および再生を促進する上で重要な役割を果たすことが謳われています²。今後の我が国の文化芸術政策においても、こうした視点を重視しながら、社会のグローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化、コロナ禍の影響等も踏まえ、これまで以上に現場の実情に合った効果的な支援を行い、戦略的な文化芸術政策を展開することが求められています。

文化審議会におかれては、第 1 期計画期間における文化芸術政策の推進状況と、コロナ禍が文化芸術分野に与えた影響を精査し、「文化芸術推進基本計画（第 1 期）中間評価報告書」をとりまとめていただきました。

この度、令和 4 年度をもって第 1 期計画期間が終了することから、中間評価の内容及び上記に示した課題等を踏まえ、文化芸術基本法第 7 条に基づく第 2 期「文化芸術推進基本計画」の策定に向け、「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策」について諮問いたします。その際、特に以下の事項を中心にご審議くださるようお願いいたします。

¹ Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development

36. We pledge to foster intercultural understanding, tolerance, mutual respect and an ethic of global citizenship and shared responsibility. We acknowledge the natural and cultural diversity of the world and recognize that all cultures and civilizations can contribute to, and are crucial enablers of, sustainable development.

² G20 ローマ首脳宣言：56 文化 我々は、文化には固有の価値があることを想起しつつ、国連教育科学文化機関（UNESCO）が重要な役割を果たす、文化を守り促進するための国際的な取組の重要性、そして雇用、社会的保護、デジタル化及びビジネス支援策へのアクセスを促進することで、文化分野を含む労働者を支援する必要性を強調しつつ、持続可能な開発の原動力として、そして、我々の経済・社会の強じん性及び再生を促進させる上で、文化が果たす役割並びに文化的で創造的な専門家及び企業が果たす役割を強調する。

(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

昨今の文化芸術行政をめぐる現状を踏まえ、長期的に我が国の文化芸術の振興のあるべき姿を展望した上で、特に今後5年間に取り組むべき方策を具体的にお示しください。その際、誰もが文化芸術に触れ、親しみ、鑑賞できるようにするとともに、文化芸術資源を持続的に活用していくという視点から、「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等についてもお示しください。

(2) 文化と経済の好循環を創造するための方策

文化芸術の成長産業化、文化観光の推進等による文化振興への再投資の創出を図ることにより、文化芸術の分野で成長と分配の好循環を実現していくにあたって、日本博2.0の推進等の具体的な方策等についてご検討ください。

また、我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術について、国と民間が協力して、グローバルに展開するための方策等についてお示しください。併せて、アート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等についてもご検討ください。

(3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

文化芸術行政の効果的な推進に向け、文化芸術政策の成果を適切に測定する指標を設定し、当該指標に基づき、計画期間中に適切なフォローアップを実施し、講ずべき政策を常に改善していくなどの文化芸術行政の推進サイクルについても、お示しください。

また、デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、行政がいかに支援するかについても、お示しください。

さらに、文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等についても、お示しください。

このほか、文化経済戦略、「経済財政運営と改革の基本方針2022」など既に政府で決定されている文化芸術政策に関する事項にも留意しながら、幅広くご検討くださるようお願いいたします。

〔「文化芸術推進基本計画（第1期）中間評価報告書」
（令和4年3月31日文化審議会決定）一部抜粋〕

文化芸術推進基本計画（第2期）に向けて

文化芸術推進基本計画（第2期）に向けて

- 文化芸術推進基本計画（第2期）（以下、「第2期基本計画」という。）の策定に当たっては、計画検討期間（令和4年度）における新型コロナウイルス感染症の感染状況等をめぐる情勢や、文化芸術団体・文化施設をはじめとする文化芸術の担い手の活動の鈍化等、継続するコロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、ウィズコロナ時代に相応しい計画を策定することが重要である。文化芸術政策の推進による成果を適切に測定することができる指標を設定し、当該指標に基づき、計画期間中に適切なフォローアップを実施し、講ずべき政策を常に改善していくことが重要である。
- コロナ禍により、当初に想定していた文化芸術政策の展開が叶わなかったことを受け、より機動的かつ柔軟な政策展開、事業推進を可能とすべく、第2期基本計画においては、文化芸術政策推進の理念やグランドデザインを定め、各年度に遂行される予算事業や法改正・税制改正等の方向性は、毎年度策定する実施計画（仮称）において記載することを検討する。

【文化芸術活動の推進】

- 我が国の文化芸術は、コロナ禍の影響を大きく受け、その活動の中止・延期・規模縮小を余儀なくされながらも、未曾有の困難と不安の中で、国民に対して安らぎと勇気、日々の希望を与え続けた。引き続き、社会全体の健康や幸福を維持するため、コロナからの文芸復興及び更なる活動の活性を推進するために必要な施策を展開することが重要である。

その際、コロナ禍からの復興という視点を併せて、コロナ禍において文化芸術活動を振興するための対応として、文化施設におけるオンライン対応の進展や、文化芸術活動に関する鑑賞・表現方法の多様化が進んだことにも注目し、積極的な施策展開を意識することが必要である。

【文化芸術のグローバル展開】

- 我が国の文化芸術・エンタテインメントが生み出すコンテンツは、個々の質は高く、国内における流通・消費は十分になされているものの、その海外展開については、国家としての戦略的な取組が十分であるとは言い難い。第2期基本計画において、我が国の文化芸術コンテンツのグローバル展開についての方向性をしっかりと位置づけ、その振興・活性化に必要な施策を展開することが重要である。

- そのために、映画・音楽・舞台芸術等のコンテンツが有する国際的な競争力の伸長を図るとともに、マンガ・アニメ・ゲームその他の、我が国が国際優位性を有している分野の更なる発展を図るための施策の在り方を、他省庁とも連携し、第2期基本計画に盛り込むことが必要である。

【文化芸術の担い手の基盤強化等】

- 我が国文化芸術の担い手の活動基盤を強固なものとするため、担い手同士がお互いに助け合い、技芸の発展を推進するための方策を多面的かつ長期的に検討する必要がある。例えば、文化芸術活動にあたって適切に契約を締結する慣行が十分に浸透していない等、不安定な状況を改善し、安定した活動を支援するための方策などはその検討が急務であると考えられる。こうした検討と併せて、文化芸術への支援の在り方として、早急に我が国としてアーツカウンシル機能を強化することが重要である。
- 文化芸術イベントの開催を支える技術スタッフや、博物館や美術館等において、展覧会の開催を支えるキュレーター、アートコミュニケーターといった、文化芸術の振興を担い、付加価値を創出する幅広い人材の役割に着目することが重要である。
- 上記と併せて、中長期的に我が国の文化芸術の担い手を確保する方策を検討することが必要である。例えば子供たちの文化芸術活動の鑑賞機会を確保するための方策、芸術教育の在り方等について適切に検討することが求められる。また、伝統芸能の伝承者を確保し、養成するため、独立行政法人日本芸術文化振興会にて実施する伝統芸能伝承者養成事業の活性化を図る。

【文化財の保存・活用、文化観光の推進】

- 文化財修理、用具・原材料の確保のためには、第1期基本計画期間中に立ち上げた「文化財の匠プロジェクト」を、関係省庁が連携して計画的・積極的に推進していく必要がある。また、地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていくことが重要である。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加を促すことが重要である。
- 第1期基本計画期間中に進展した分野として、文化資源を活用した観光の振興（文化観光）があげられる。日本遺産の認定、文化観光推進法に基づく拠点計画・地域計画の認定等の進展がみられるところである。第2期基本計画においては、こうして構築された礎に基づき、観光需要の回復に備え、引き続き、文化観光による文化振興・観光振興・地域活性化の好循環の創出を推進していくことが重要である。
- 日本博の推進に当たっては、第2期基本計画期間中の推進方策を早急に検討するとともに、第1期基本計画期間における反省点を明らかにし、我が国の文化の力、美を外国人に伝えるため、更なる推進に努めることが重要である。

【文化経済】

- 令和3年度に文化審議会に設置された文化経済部会における議論に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する施策を早急に検討することが必要である。その際、文化芸術表現に対する価値を形成・維持・増進することにより文化芸術活動が自律的・持続的に発展していくための政策運営に留意しながら、グローバル展開、アート市場活性化等といった切り口で取り組んでいくことが必要である。

【文化施設の活動支援】

- 博物館制度の見直し（令和4年予定）を軸として、官民間問わず文化芸術の振興を担う博物館・美術館等の文化施設の活動を支援するとともに、地域における文化芸術振興の中核となる施設づくりを実施する地方公共団体の取組を支援する。劇場・音楽堂法の理念に基づき、引き続き劇場・音楽堂の活動支援を行うことが重要である。
- ウィズコロナ時代を見据え、博物館や美術館、劇場・音楽堂といった文化施設や、建物、遺跡、景勝地等への直接的な移動を伴わずに、そういった文化資源に触れることができる環境を醸成するため、文化遺産オンラインをはじめとする文化に関するアーカイブの整備や、オンライン配信の充実が求められる。
- 寄附文化の受入れについては、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組が必要である。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが必要である。

【生活文化の振興及び保護について】

- 生活文化については、文化芸術基本法の理念に基づき、引き続きその振興を図るとともに、調査研究等により、歴史的変遷や現状を適切に把握した上で、保護措置が必要とされた分野は、令和3年の改正文化財保護法に基づき新設された無形文化財の登録制度を活用し、早急に対応していくことが重要である。
- 食文化については、地域や国民一人ひとりによる食文化の継承の取組の促進、国や地方自治体による食文化振興施策の推進を図ることが必要である。

【国語施策の充実、日本語教育の推進】

- 国語施策の充実については、日本語を用いたコミュニケーション上の課題に関する文化審議会国語分科会での審議を通じ、言語生活において、国民が必要に応じて参照できる考え方や具体的なよりどころを整え、周知していくことが必要である。

- 日本語教育については、第 1 期に引き続き、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育人材の養成・研修、「日本語教育の参照枠」の活用を推進するとともに、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格に係る検討を進めることが必要である。

【著作権政策】

- DX 時代に対応した著作権制度の在り方については、令和 3 年 12 月の文化審議会著作権分科会において「DX 時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」及び「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」を中間まとめとして公表している。

上記以外の審議事項も含め引き続き審議を進め、一定の結論を得た後、第 2 期基本計画においては、同分科会における審議の結果を踏まえて、適切に施策を推進することが必要である。

【文化芸術政策の評価について】

- エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を旨とするとともに、実効的に PDCA サイクルを機能させるために、文化政策に携わる各省庁が適切に政策遂行の成果を判断するためのデータを収集することが重要である。
- これまでの計画期間においては、例えば文化の経済規模といったマクロデータや、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況等のマイクロデータが十分に収集・把握できていない面があり、また、世代等を問わず横断的に国民の文化芸術に対する意見、価値観を捉えるといったことが十分でなかった面がある。こうした点を踏まえて、丁寧なデータ収集、さらに文化芸術政策全般にわたる調査研究に向けて検討を進める必要がある。
- 地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善が必要である。

諮問内容

① ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに関与するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

必要なデータ

- ①文化芸術におけるコロナ禍の影響
- ②国民の文化芸術に関する意識、文化芸術活動の実施状況等
- ③文化芸術の担い手の状況
(文化芸術関連産業従事者数 等)
- ④食文化をはじめとする生活文化の振興状況
- ⑤博物館等の文化施設の状況
- ⑥文化財の保存・活用の状況
- ⑦国語・日本語教育の現状
- ⑧障害者の文化芸術活動の状況
- ⑨文化に関する経済規模（文化GDP）
- ⑩文化芸術に関する各分野の現状
(伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、マンガ・アニメ・ゲーム等)
- ⑪文化観光振興の現状
(国内旅行、外国人インバウンドの状況)
- ⑫アート市場の現状
- ⑬企業における文化活動の状況
- ⑭文化芸術に関する国際交流の現状
- ⑮文化芸術に関するデジタル化の状況
(著作権制度、文化芸術アーカイブに関する現状)
- ⑯地域の文化芸術の現状
(地方自治体における文化芸術振興の状況)
- ⑰近年の文化芸術関連施策の進展
(予算／法制度・税制の改正状況 等)

目次

①文化芸術におけるコロナ禍の影響	3
②国民の文化芸術に関する意識、文化芸術活動の実施状況等	11
③文化芸術の担い手の状況（文化芸術関連産業従事者数等）	16
④食文化をはじめとする生活文化の振興状況	19
⑤博物館等の文化施設の状況	28
⑥文化財の保存・活用の状況	31
⑦国語・日本語教育の現状	45
⑧障害者の文化芸術活動の状況	50
⑨文化に関する経済規模（文化GDP）	54
⑩文化芸術に関する各分野の現状 （伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、マンガ・アニメ・ゲーム等）	58
⑪文化観光振興の現状	71
⑫アート市場の現状	77
⑬企業における文化芸術活動の状況	80
⑭文化芸術に関する国際交流の現状	85
⑮文化芸術に関するデジタル化の状況（著作権制度、文化芸術アーカイブに関する現状）	89
⑯地域における文化芸術振興の状況（地方自治体における文化芸術振興の状況）	97
⑰近年の文化芸術関連施策の進展（予算／法制度・税制の改正状況等）	107

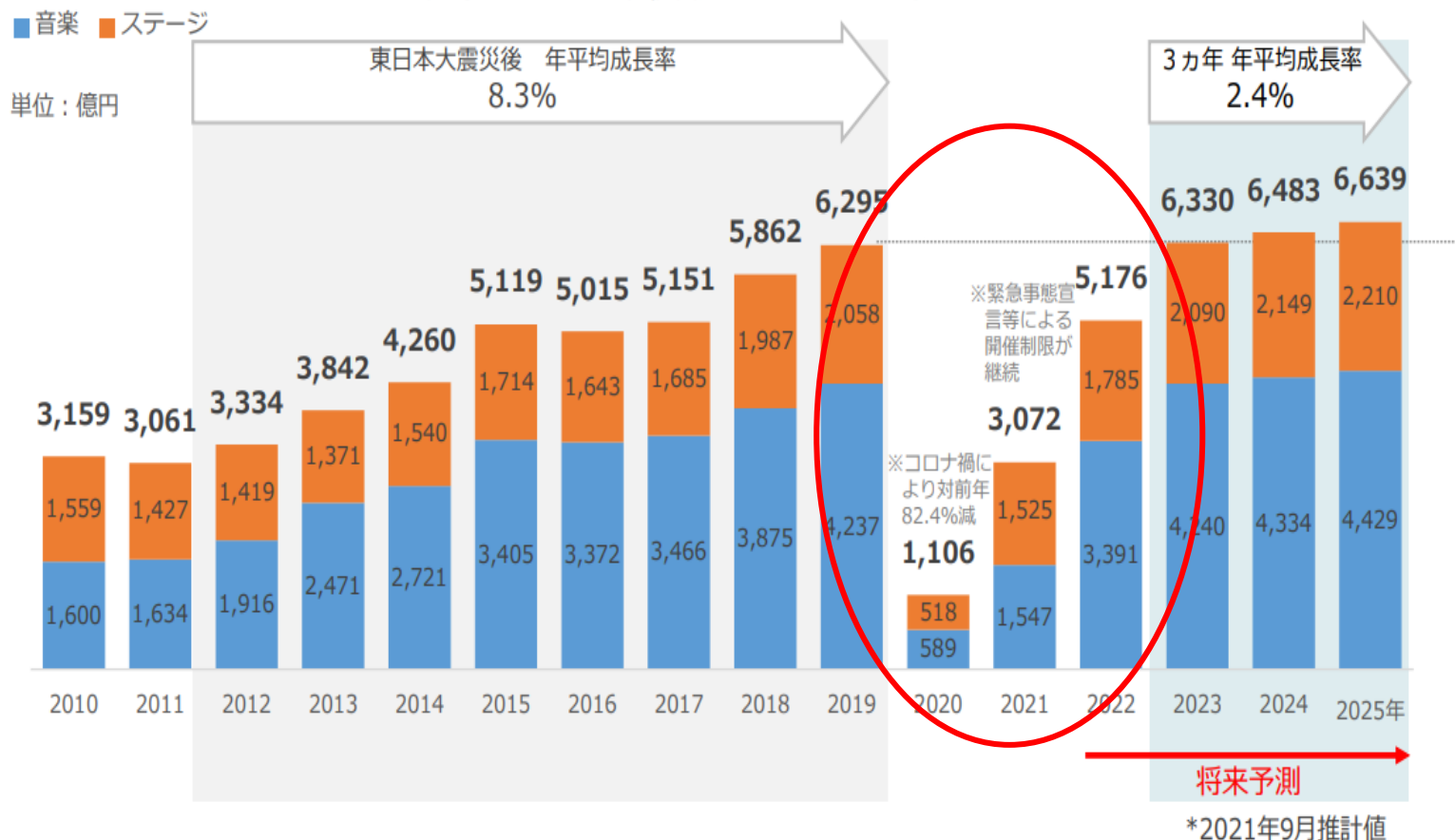
①文化芸術におけるコロナ禍の影響

コロナ禍による文化芸術への影響 (ライブ・エンタテインメント市場規模の減少)

- ✓ ライブ・エンタテインメント市場規模は、2020年にコロナ禍の影響を受け、大幅に減少した。2021年は回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続く。

【ライブ・エンタテインメント市場規模:将来推計】

* 2022年3月までにイベント開催制限が完全撤廃されると仮定

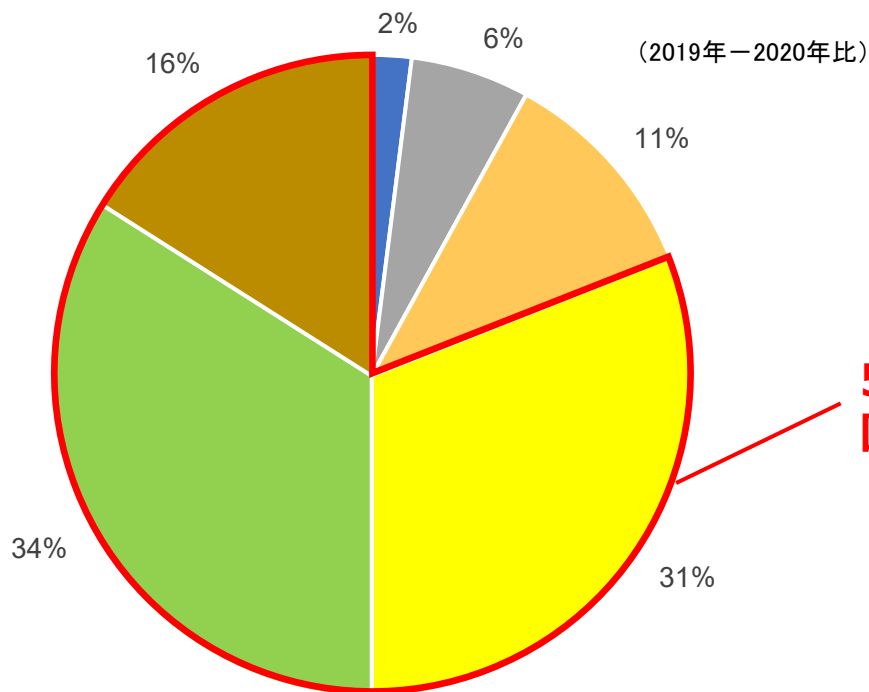


出典：ぴあ総研調査 「ライブ・エンタテインメント市場規模:将来推計」

コロナ禍による文化芸術への影響 (文化芸術団体における収入の減少)

✓ 2020年において、文化芸術活動からの収入が前年比半減以上という団体は8割超に、ほぼ0%になったという団体も16%に上った。

文化芸術活動からの収入(団体)



**50%以上減収の
団体が8割超**

■ 増えた ■ あまり変わらない ■ 75%程度に ■ 50%程度に ■ 25%程度に ■ ほぼ0%に

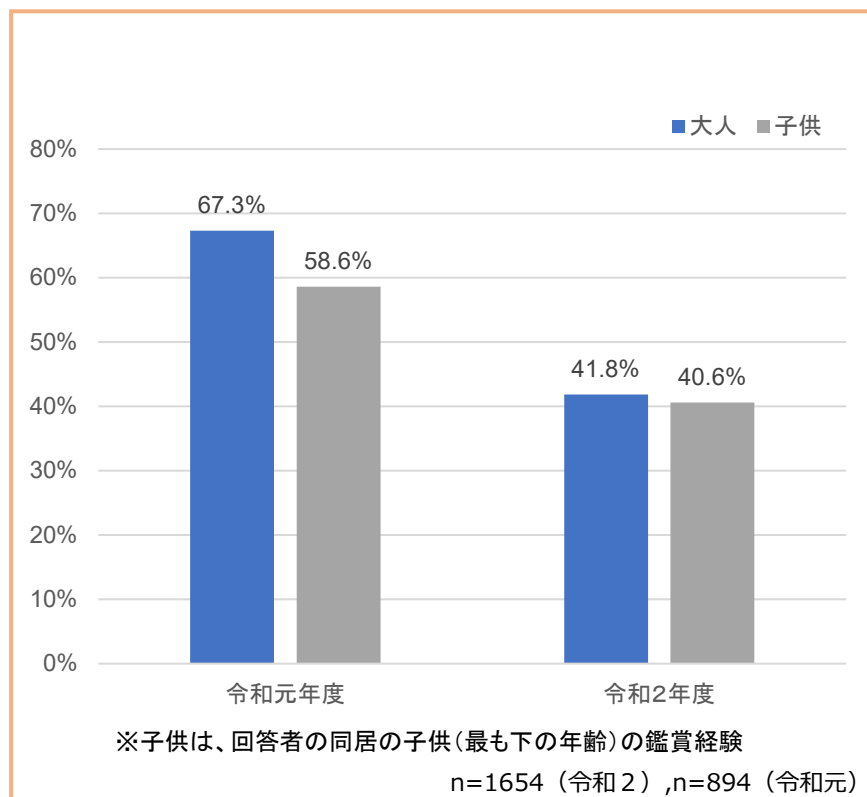
n=1484

【出典】(独) 日本芸術文化振興会、文化芸術推進フォーラム調べ

コロナ禍による文化芸術への影響 (文化芸術の鑑賞活動(直接鑑賞経験))

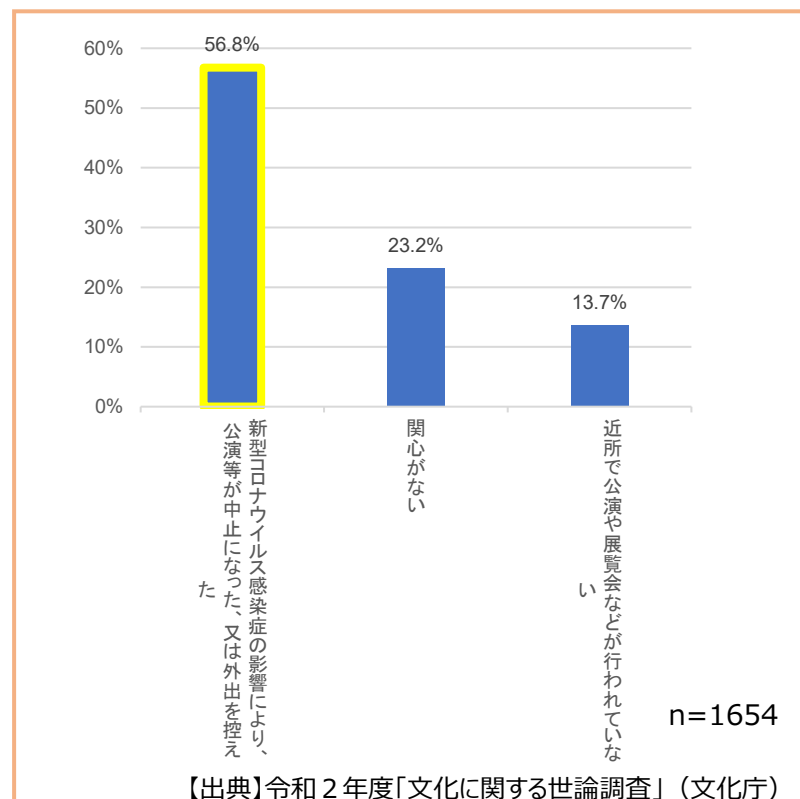
- ✓ 2020年の1年間に、文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人(大人)の割合は41.8%となり、前回(67.3%)から大幅に低下。子供についても同様の低下傾向。
- ✓ 「鑑賞したものはない」と回答した人に理由を尋ねたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展示会などが中止になった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が56.8%と半数以上を占め、鑑賞割合の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものと推察される。

文化芸術の直接鑑賞経験



直接鑑賞しなかった理由(主なもの)

※1-1で「鑑賞したものはない」と回答した人(大人)に対して質問

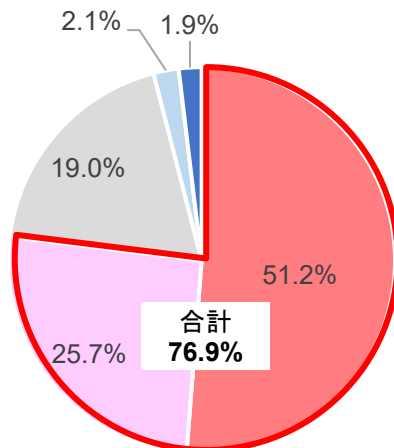


コロナ禍による文化芸術への影響 (直接鑑賞頻度の変化とその影響)

- ✓ 2020年において、文化芸術イベントを直接鑑賞する頻度について、**減少したと回答した人の割合は76.9%**。(直接鑑賞した人及びコロナの影響で鑑賞できなかった人の中での割合)
- ✓ 鑑賞状況の変化により、直接鑑賞が大幅に減少した人の87.2%が「**楽しみ**」が減った、86.4%が「**文化芸術に使うお金**」が減った、66.6%が「**共通の趣味を持つ人との交流**」が減った、66.3%が「**幸せ**」が減ったと回答。

令和2年における直接鑑賞頻度の増減

令和2年の1年間で直接鑑賞した人及びコロナの影響で鑑賞できなかった人の中での割合 (n=2,121)



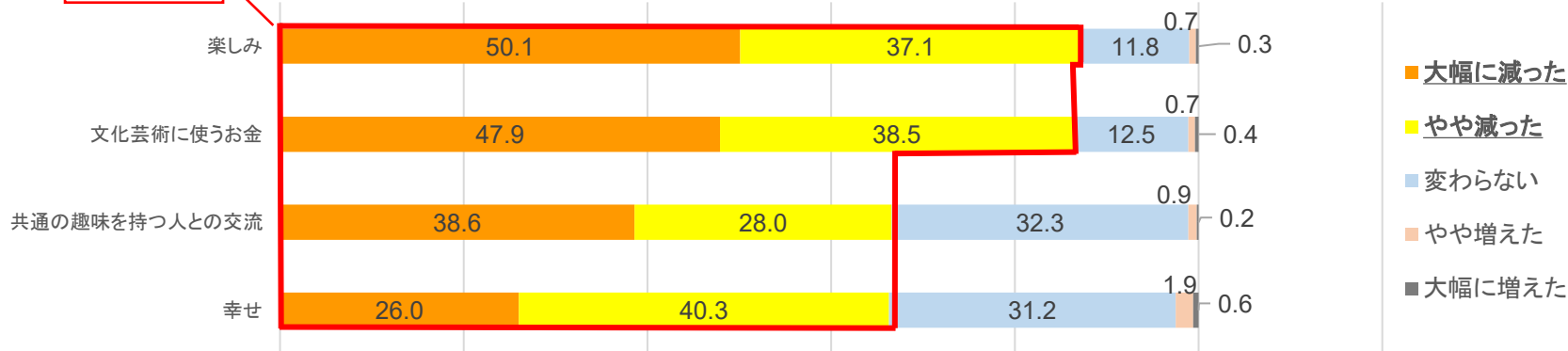
【出典】令和2年度「文化に関する世論調査」(文化庁)

- 大幅に減少した
- やや減少した
- 変わらない
- やや増加した
- 大幅に増加した

令和2年における鑑賞状況の変化による影響(主なもの)

減少した

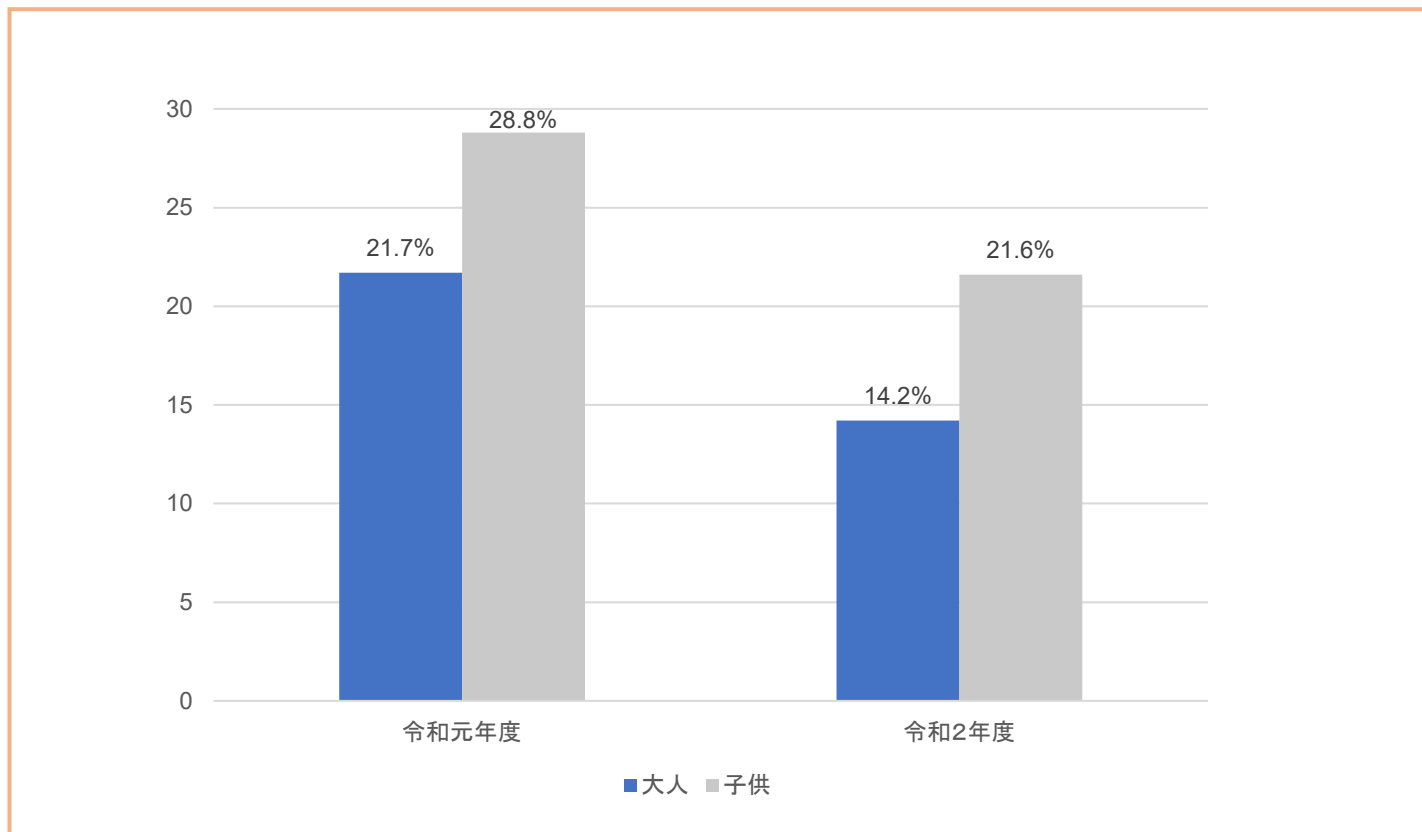
【直接鑑賞頻度が大幅に減少した人への影響(n=1,086)】



コロナ禍による文化芸術への影響 (鑑賞以外の文化芸術活動)

✓ 2020年に、鑑賞以外の文化芸術活動を実施、支援したことがあると回答した人の割合は14.2%と前回(21.7%)から低下。

鑑賞以外の文化芸術活動の経験(創作、出演、習い事、祭、体験活動など)

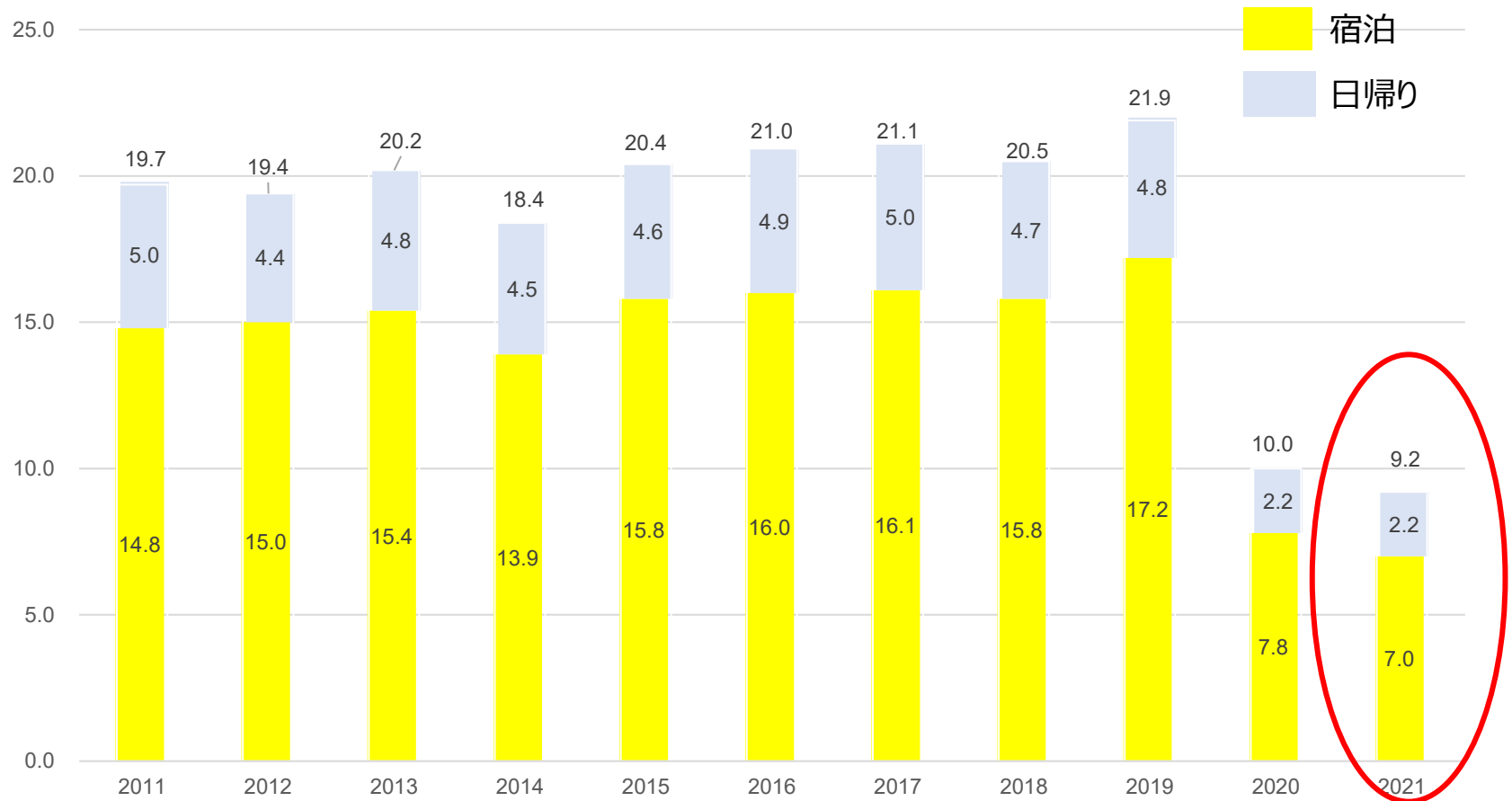


n=3000

【出典】令和2年度「文化に関する世論調査」(文化庁)

日本人国内旅行消費額の推移（観光庁調べ）

- ✓ 観光庁の調査によると、日本人の国内旅行消費額は、2019年にピークを迎えた後に、コロナ禍の影響を受け、2020年に前年比54.5%の減少となり、2021年もその状況が継続している。



(金額：兆円)

出典：観光庁「旅行・観光」消費動向調査」

◎文化財

- 地域の伝統文化を未来に継承するとともに、地域の絆の礎として機能してきた、地域の礎である伝統行事や民俗芸能等、文化的行事（祭礼等）等の文化財関係事業が、コロナ禍の影響を受け、開催の自粛、中止・規模の縮小を余儀なくされた。
- 地域の祭礼等については、上の世代から下の世代への口伝等の伝承方法により、連綿と受け継がれてきた技能やしきたり等も多く、開催が中止になることで地域の伝統を次世代へ継承することが困難となる。
 - ・令和2年度における重要無形民俗文化財に指定する行事等の実施状況は、58%が中止となり、例年通り開催したもの(小規模な行事等)が9%、ほか時期や内容を変更して開催(神事のみ実施等)した割合が33%であった。
 - ・令和2・3年度における地域文化遺産における伝統行事等の実施状況については、2年とも中止または内容を変更して開催したものの割合が71%であった。

◎文化活動・子供の文化芸術活動への影響

- 学校におけるクラスター多数確認されたことから、文化活動に大きな制限が課せられた（例えば、全国高等学校総合文化祭については、令和2年度は中止、令和3年度はリモート開催となっている。）
- 子供の文化芸術活動についても、団体の出張公演の自粛等により、文化芸術体験機会の減少などの影響を受けている。
 - ・令和2年度における伝統文化親子教室事業の実施件数については、前年度に比べ28.1%減となった。
 - ・令和2年度における文化芸術による子供の育成事業については、学校等における巡回公演数が前年度に比べ13.5%減、学校等への芸術家派遣箇所数は前年度に比べ33.6%減となった。

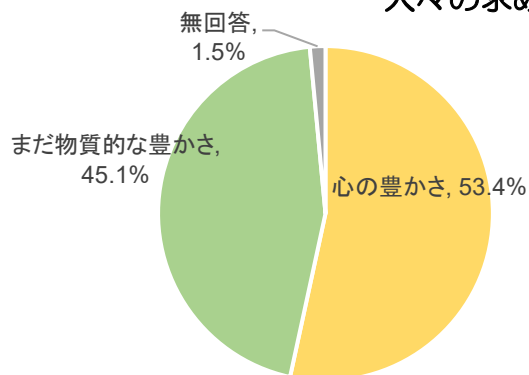
②国民の文化芸術に関する意識、 文化芸術活動の実施状況等

- ✓ 日本の国や国民について誇りに思うこととして、文化芸術に関することとしては、「すぐれた文化や芸術」(48.9%)、「長い歴史と伝統」(45.5%)との回答が上位。
- ✓ 国民の53.4%が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」としている。
- ✓ 「現在の社会全体への満足度」に「満足している」「やや満足している」と回答する者の割合は令和3年度は58.9%となった。

日本の誇り



人々の求める豊かさ

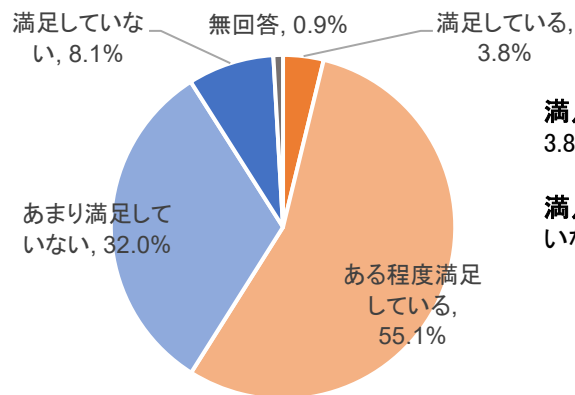


心の豊かさ:「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」11.5%+「どちらかといえば物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」41.9%

まだ物質的な豊かさ:「どちらかといえばまだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」31.3%+「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」13.8%

出典:内閣府「国民生活に関する世論調査(令和3年9月調査)」

社会全体の満足度



満足している:58.9% (「満足している」3.8%+「ある程度満足している」55.1%)

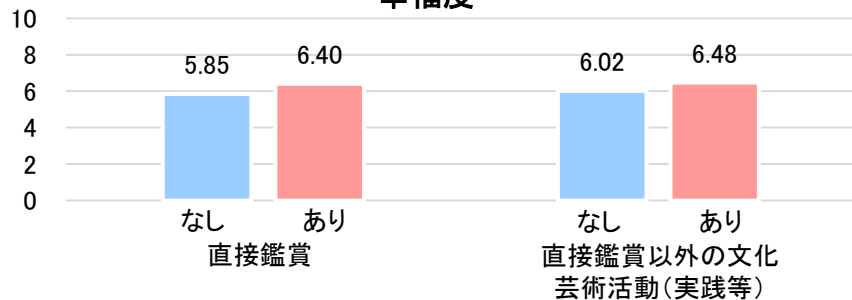
満足していない:40.1% (「あまり満足していない」32.0%+「満足していない」8.1%)

出典:内閣府「社会意識に関する世論調査(令和3年12月調査)」

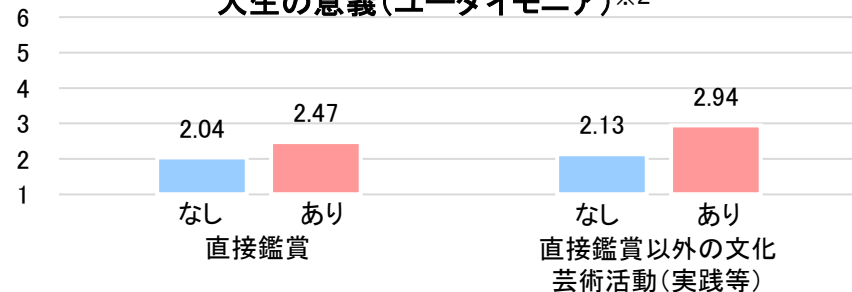
出典:内閣府「社会意識に関する世論調査(令和3年12月調査)」

- ✓ 文化芸術の直接鑑賞経験のある人や実践等の鑑賞以外の文化芸術活動を行っている人は、ない人と比べて、幸福度が高く、人生の意義(ユーダイモニア)を頻繁に感じている。
- ✓ 地域の文化的環境に満足している人の割合は32.1%。関心がない人の割合が36.8%と最も高い。オンラインを含めた文化的環境に満足している人の割合は31.2%。関心がない人の割合が38.7%と最も高い。
- ✓ 地域の文化的環境に満足していると回答した人は人生の意義(ユーダイモニア)を感じる頻度が高く、次いで満足していないと回答した人であり、関心がないと回答した人の幸福度や人生の意義が最も低くなっている。

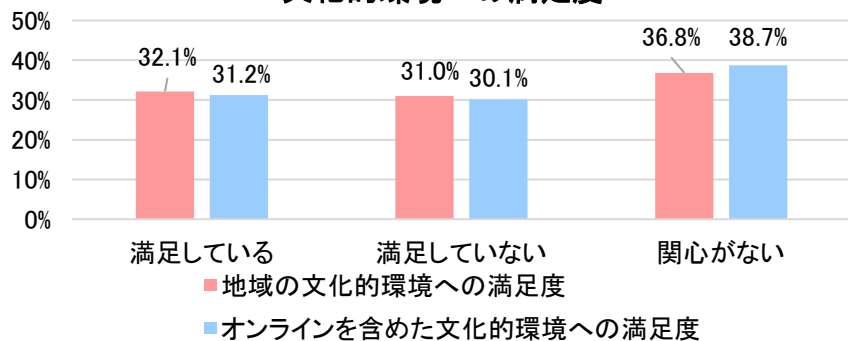
幸福度※1



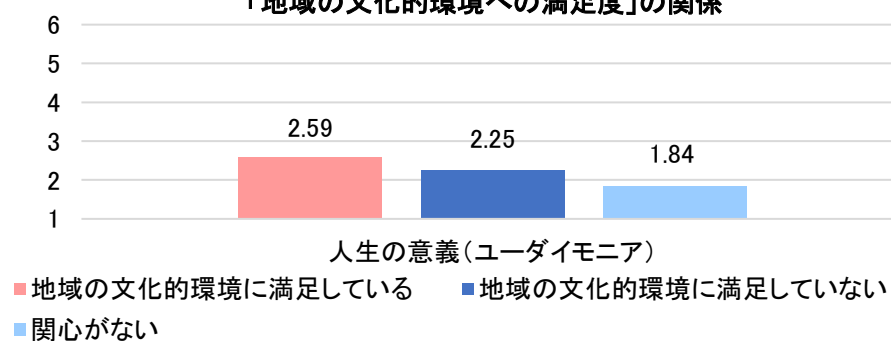
人生の意義(ユーダイモニア)※2



文化的環境への満足度



「人生の意義(ユーダイモニア)」※2と「地域の文化的環境への満足度」の関係



※1 グラフの左軸は「幸福度」の複数項目の設問に対し、0(とても不幸)～10(とても幸せ)で回答したものの平均値。

※2 「ユーダイモニア」は人生の意義、あるいは社会的つながりといった意味を含む、長期的で包括的なウェルビーイング項目。グラフの左軸は「人生の意義」の複数項目の設問に対し、1(一度もない)～6(毎日)で回答したものの平均値。

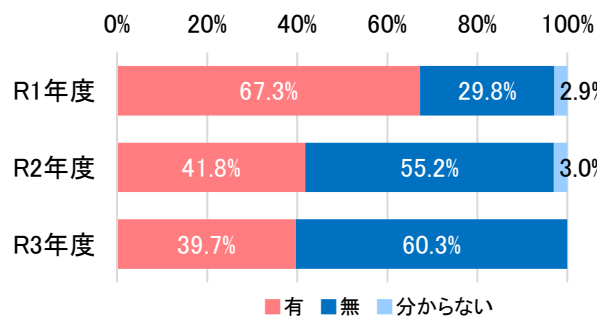
出所:文化庁委託事業「令和3年度 文化に関する世論調査」(分析協力:京都大学こころの未来研究センター(PL:内田由紀子教授))

文化芸術活動における鑑賞・実践の状況

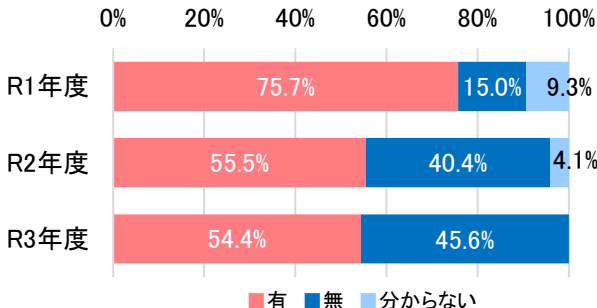
- ✓ 2021年の1年間※に、文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人の割合は、大人39.7%、子供54.4%、鑑賞以外の文化芸術活動(実践等)をしたことがあると回答した人の割合は、大人10.0%、子供22.2%と令和元年度に比べて低い状況。
- ✓ 2021年の1年間に、文化芸術イベントについて「鑑賞したものはない」と回答した人(大人)に、鑑賞しなかった理由を尋ねたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が37.6%と、鑑賞割合の低下は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているものと推察される。

直接鑑賞経験

大人

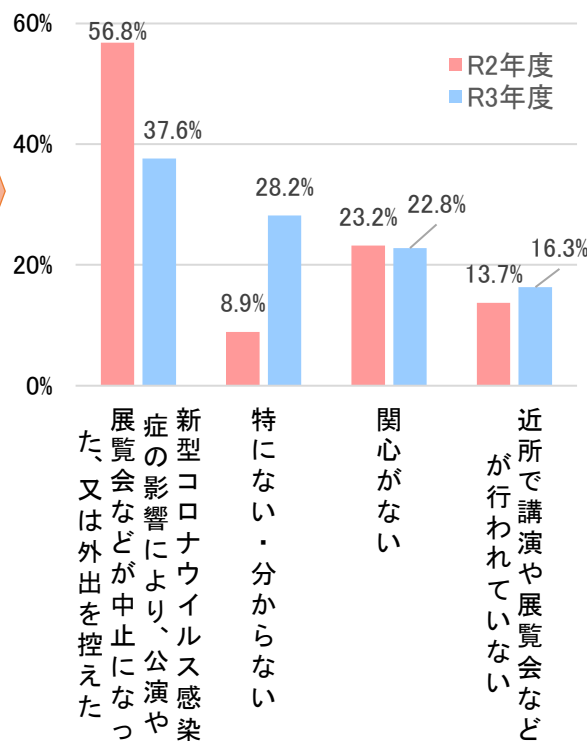


子供



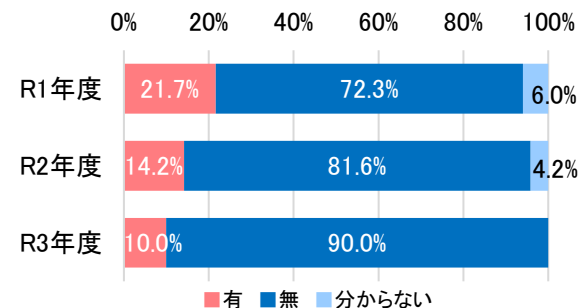
直接鑑賞しなかった理由(主なもの)

「鑑賞したものはない」と回答した人(大人)に対して質問

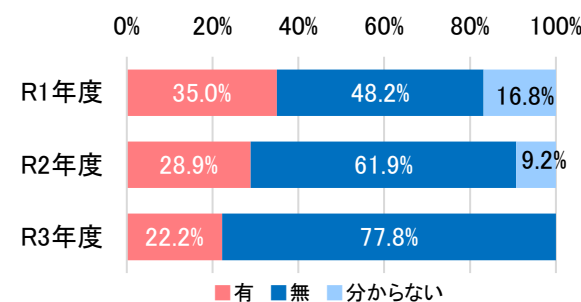


鑑賞以外の文化芸術活動(創作、出演、習い事、祭り、体験活動等)経験

大人



子供

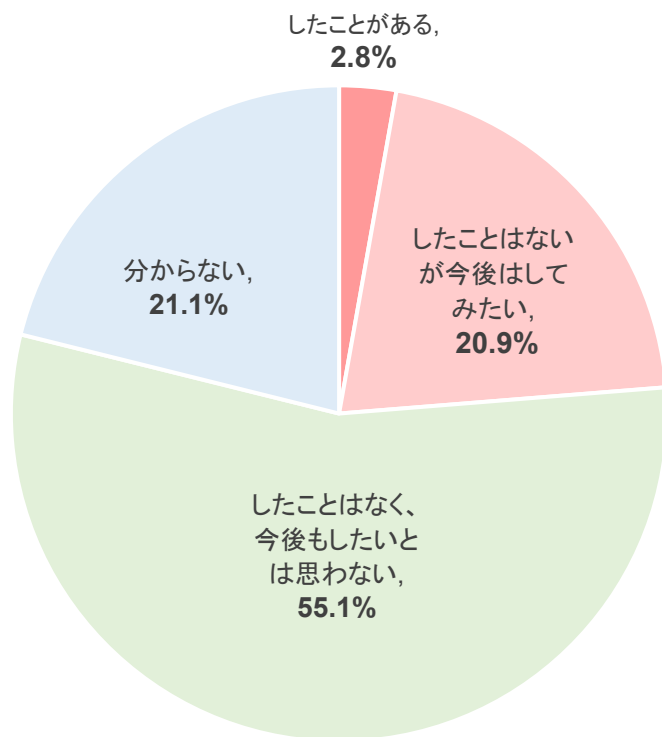


※「直接鑑賞経験」「鑑賞以外の文化芸術活動(創作、出演、習い事、祭り、体験活動等)経験」ともに、令和3年度調査では選択肢から「分からない」を削除。

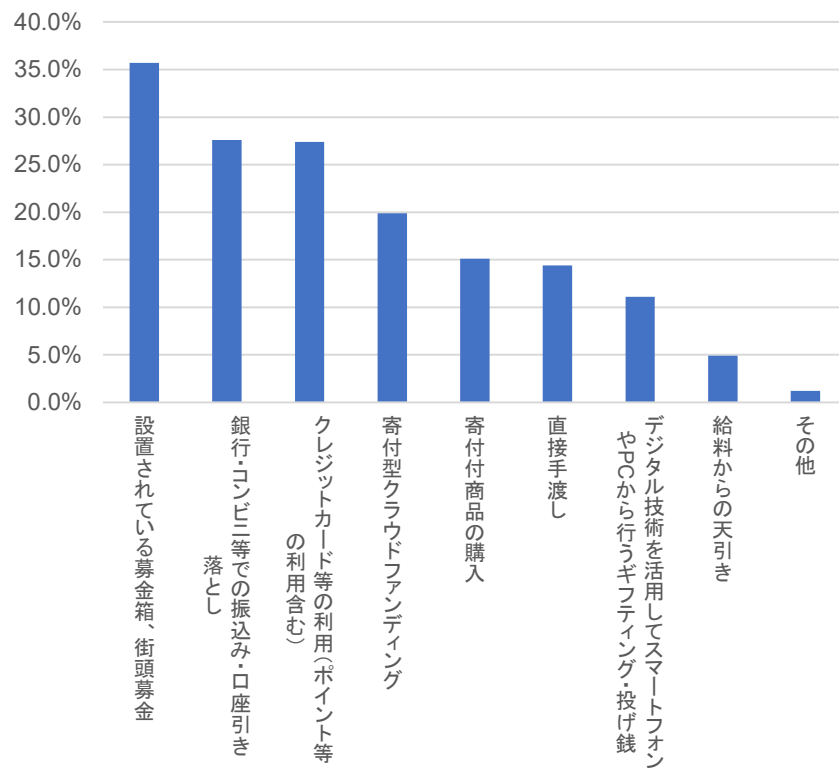
出所:文化庁委託事業「文化に関する世論調査」(令和3年度調査の回答者は約20,000人。令和2年度調査までの回答者数は3,000人規模) 調査期間:令和4年1月28日~令和4年2月3日

- ✓ 2021年の1年間※に文化芸術振興のための寄附をしたことがあると回答した人の割合は2.8%、「したことはないが今後はしてみたい」と寄附に関心のある層が2割(20.9%)を占める。
- ✓ 寄附の方法では、「設置されている募金箱、街頭募金」が35.7%で最も高く、「銀行・コンビニ等での振込」(27.6%)、「クレジットカード等の利用」(27.4%)が上位に並ぶ。

文化芸術振興のための寄附の有無



文化芸術振興のための寄附の方法



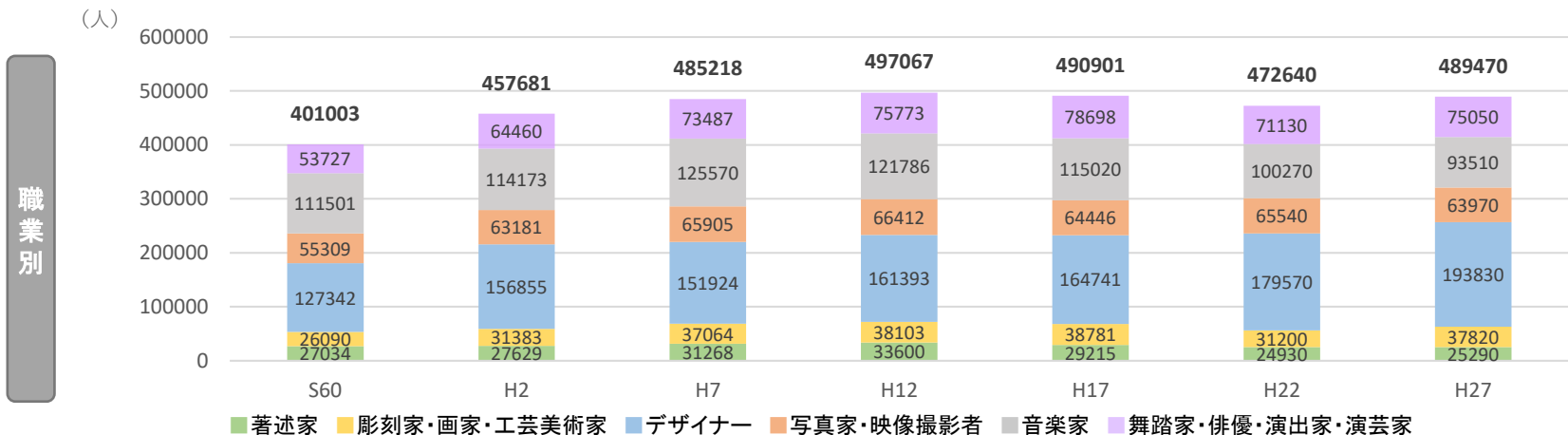
出所:文化庁委託事業「文化に関する世論調査」 調査期間:令和4年1月28日～令和4年2月3日

③文化芸術の担い手の状況 (文化芸術関連産業従事者数 等)

わが国の「芸術家」人口①（職業別、年齢別）

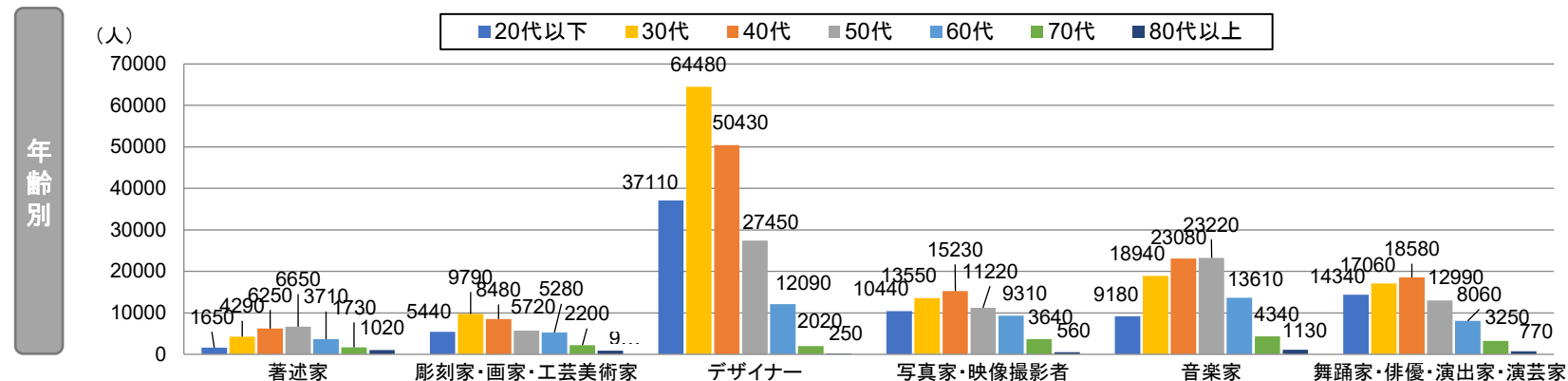
✓ 我が国の「芸術家」人口は増加傾向で推移していたが、平成17年調査時に微減に転じ、平成22年にさらに減少したあと、平成27年に約49万人となった。分野毎の年齢別人口をみると、概ね30代に最も多く分布している。

※「芸術家」とは、国勢調査において職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「個人教師（音楽）」「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」のいずれかに該当すると記入した人。個人教師は「音楽家」「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」にそれぞれ合算。



※平成22年以降は抽出詳細集計による。
 ※平成17年以前は、「舞踊家、俳優、演出家、演芸家」は「俳優、舞踊家、演芸家」、
 「写真家、映像撮影者」は「写真家、カメラマン」、「著述家」は「文芸家、著述家」。

出典：総務省「国勢調査」（各年版）

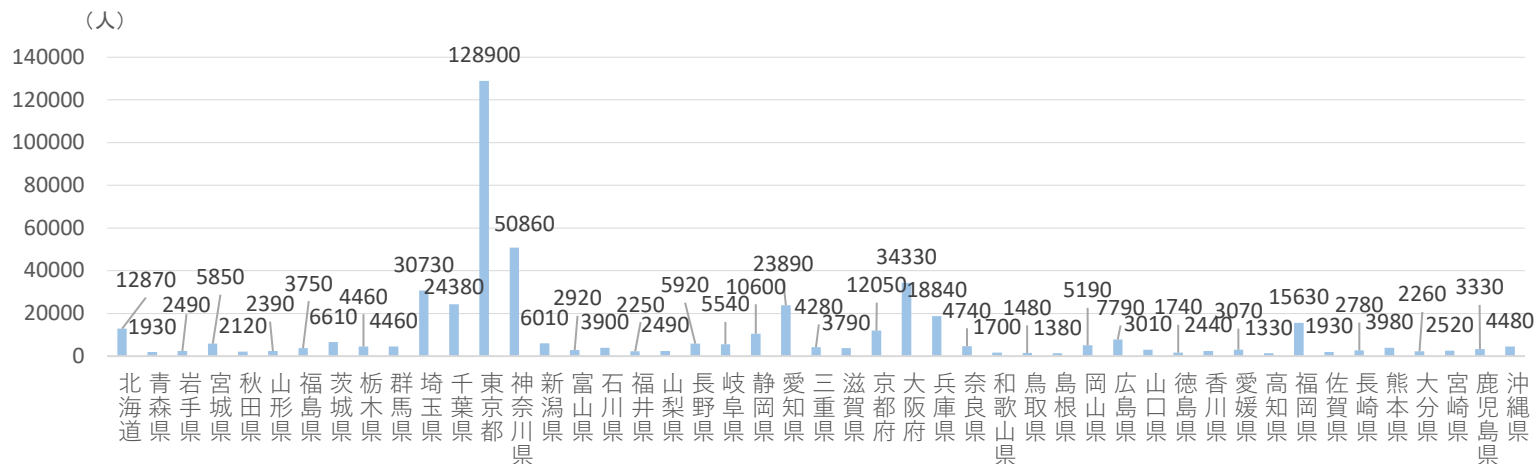


出典：総務省「平成27年国勢調査」

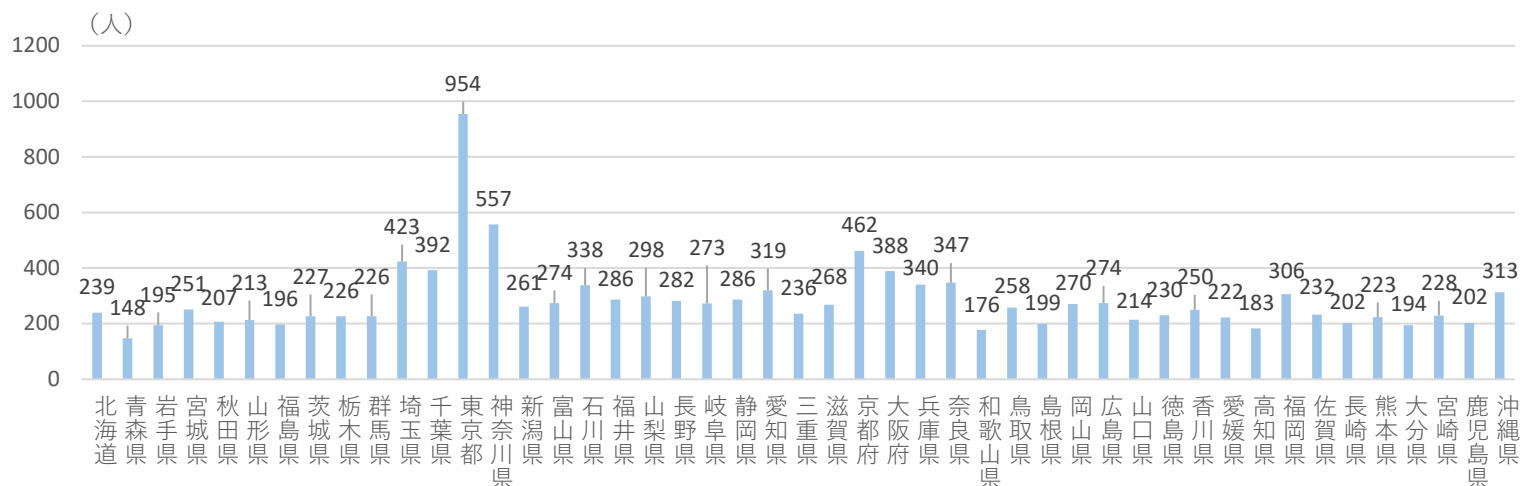
わが国の「芸術家」人口②（地域別）

✓「芸術家」人口の地域別分布をみると、最多が東京都で128,900人、最少が高知県で1330人（全国の芸術家の31%が東京都に集中している）。人口10万人あたりでは、最多が同じく東京都で954人、最少が青森県の148人であった。

都道府県別「芸術家」数



都道府県別10万人あたり「芸術家」数



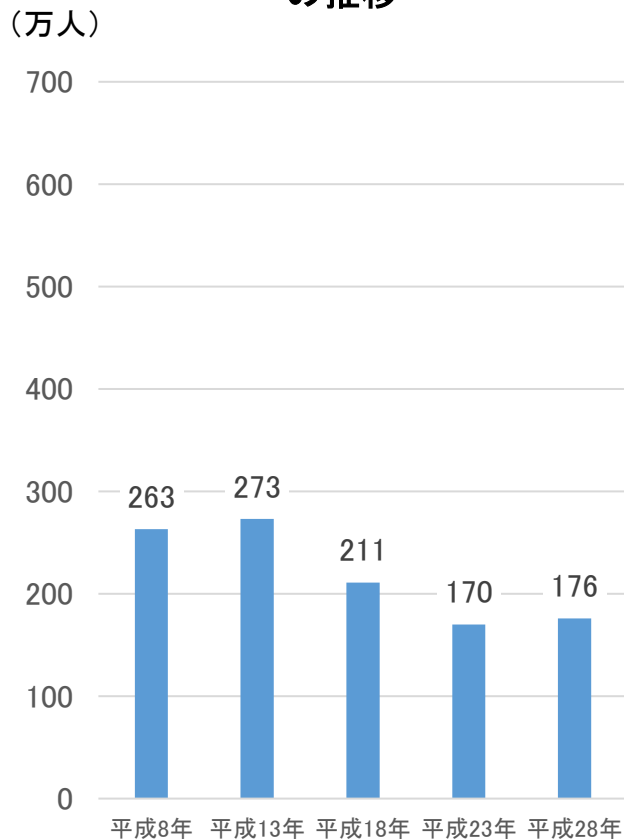
出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」

④食文化をはじめとする生活文化の振興状況

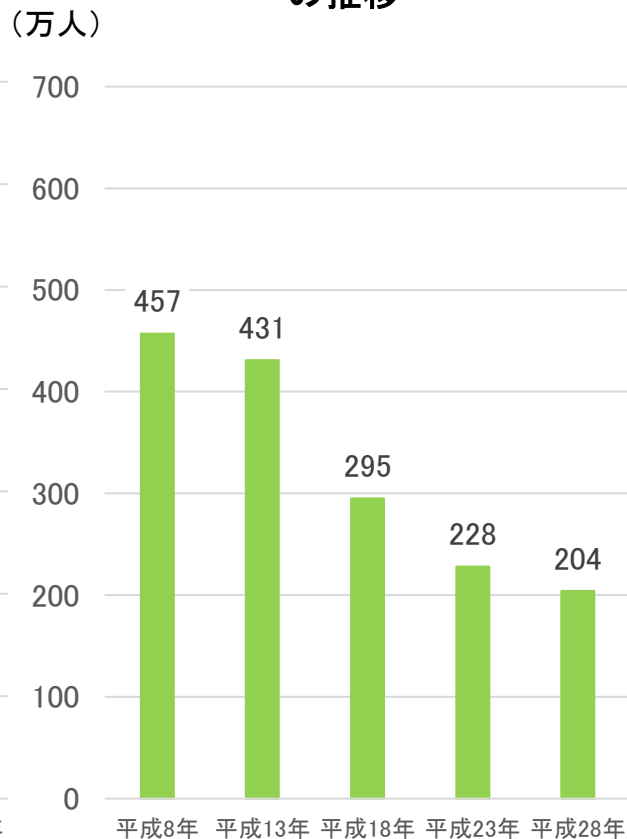
生活文化の振興状況①（行動者数）

✓ 平成8年からの20年間で、茶道の行動者数は87万人、華道では253万人減少、書道では214万人減少している。

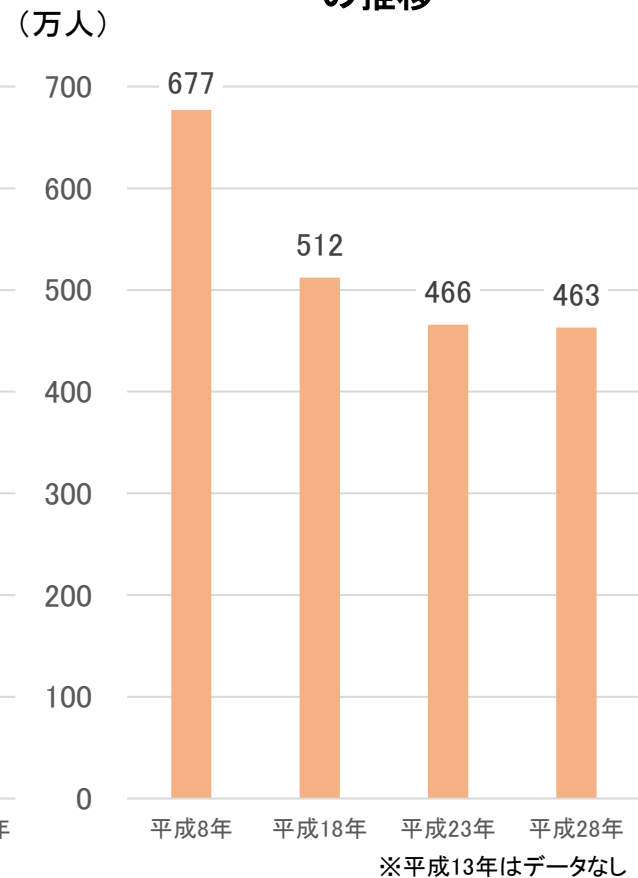
茶道を趣味・娯楽とする行動者数の推移



華道を趣味・娯楽とする行動者数の推移



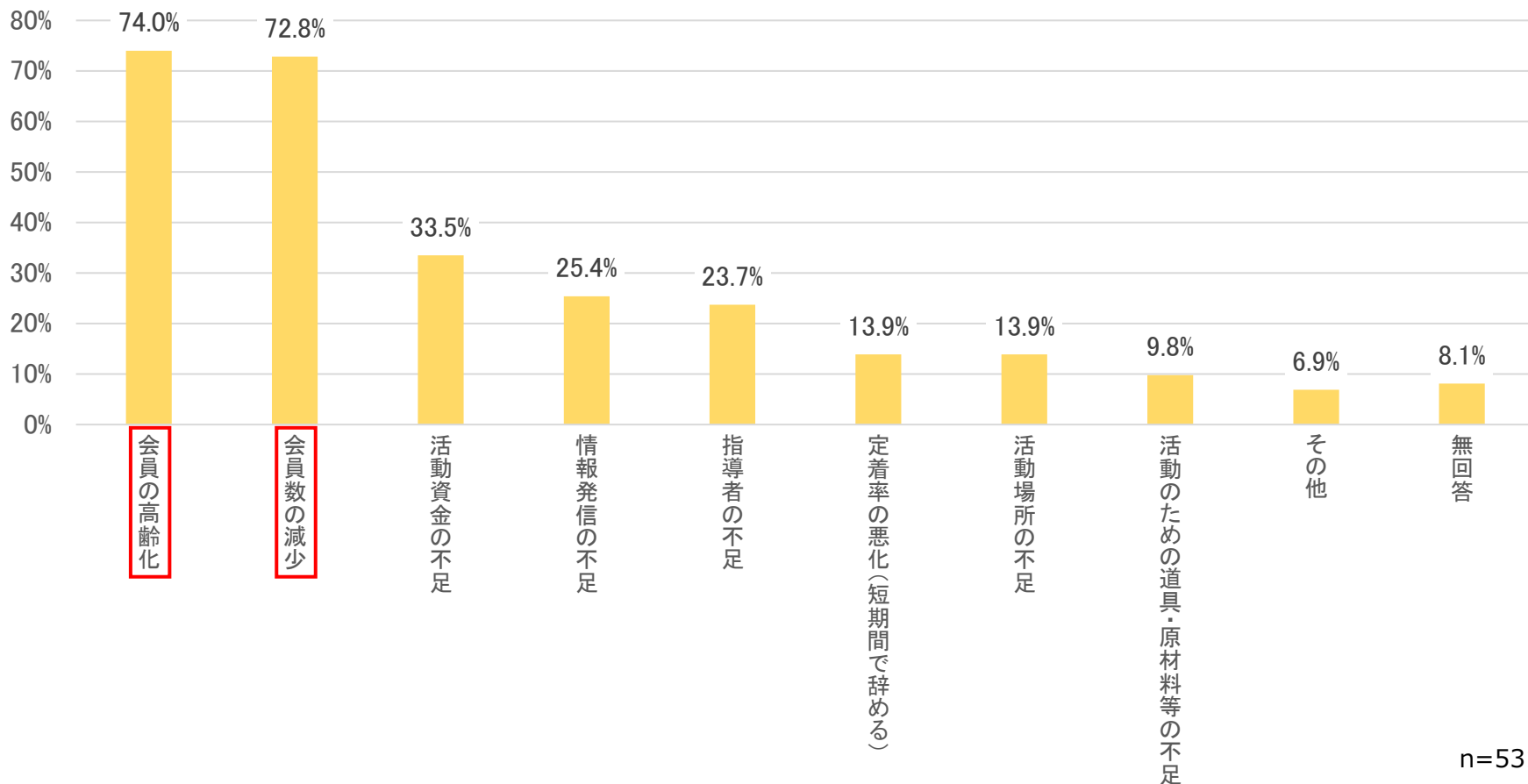
書道を趣味・娯楽とする行動者数の推移



出典等：平成8年から平成28年までの総務省「社会生活基本調査」をもとに作成

✓ 生活文化等（国民娯楽含む）の振興を行う団体が抱える課題として多く挙げられたのは、「会員の高齢化」、次いで「会員数の減少」であった。

生活文化等の団体が抱える課題

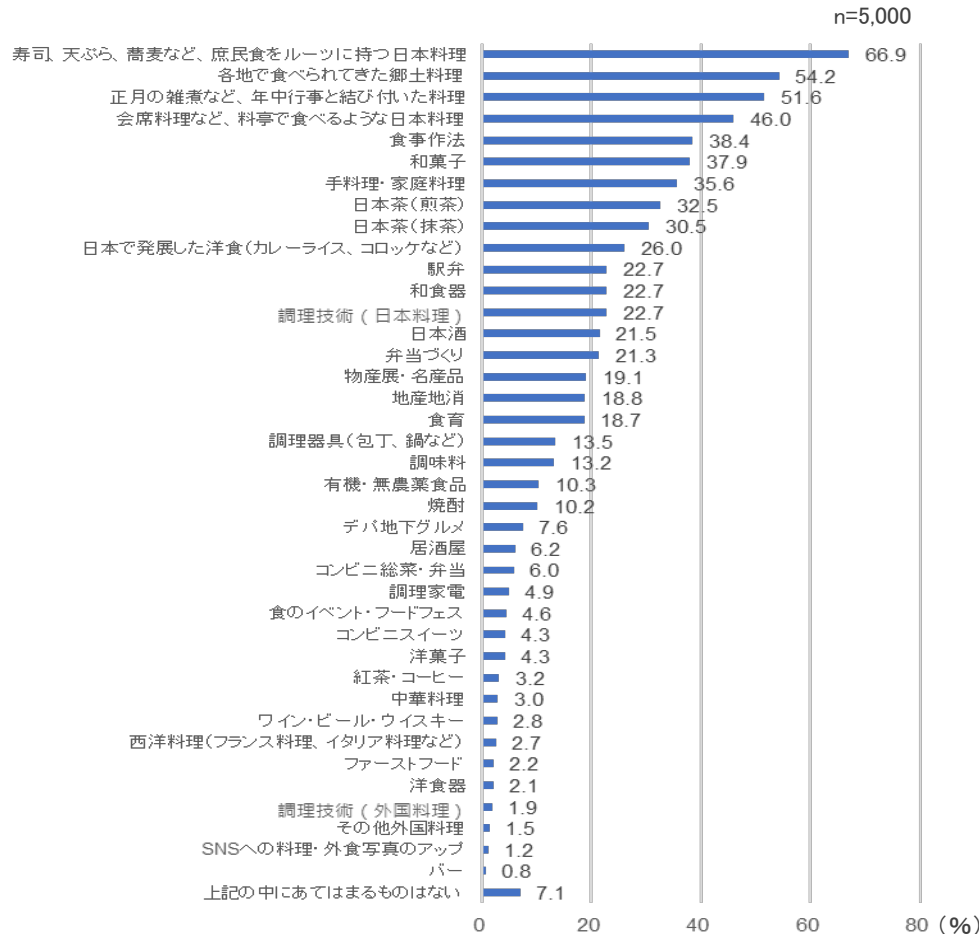


出典等：文化庁『平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書』をもとに作成

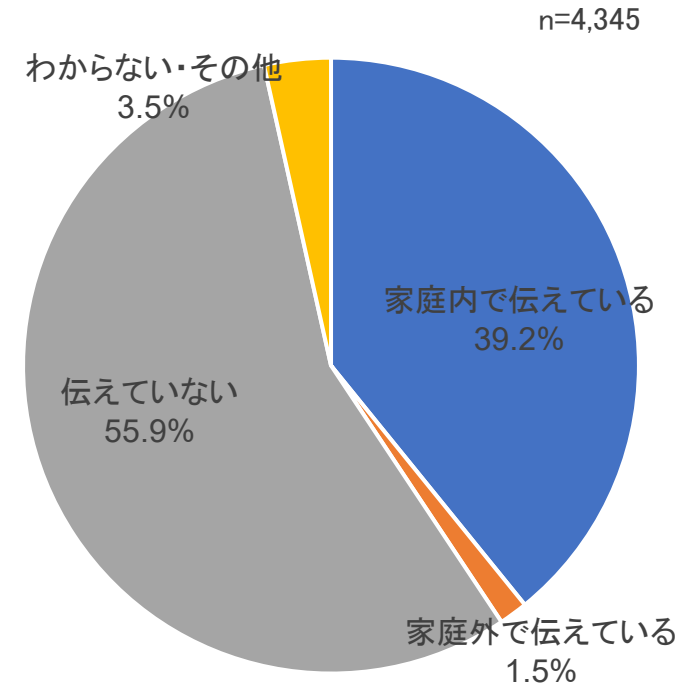
日本の食文化の認知、継承状況

- ✓ 全国の15歳から79歳の男女に調査したところ、約93%が日本の食文化として子供や外国人に伝えたいものがあると回答。
- ✓ 主なものとしては、「寿司、天ぷら、蕎麦など、庶民食をルーツに持つ日本料理」66.9%、「各地で食べられてきた郷土料理」54.2%、「正月の雑煮など、年中行事と結び付いた料理」51.6%、「会席料理など、料亭で食べるような日本料理」46.0%等。
- ✓ 他方、実際に子供たちや外国人に日本の食文化を伝えているのは40.7%。

【日本の食文化として子どもや外国人に伝えたい分野】



【子供たちや外国の人に伝えたい食文化を伝えているか】



出典：文化庁「生活文化調査研究事業」(平成30年度)

- ✓ 全国の20歳から69歳の男女に調査したところ、自身が生まれ育った地域の郷土料理を一品以上認知しているのは約32%。
- ✓ 郷土料理を受け継いだことあるのは約17%で、他者に伝えたことがあるのは約9%と、十分な継承がなされていない状況。

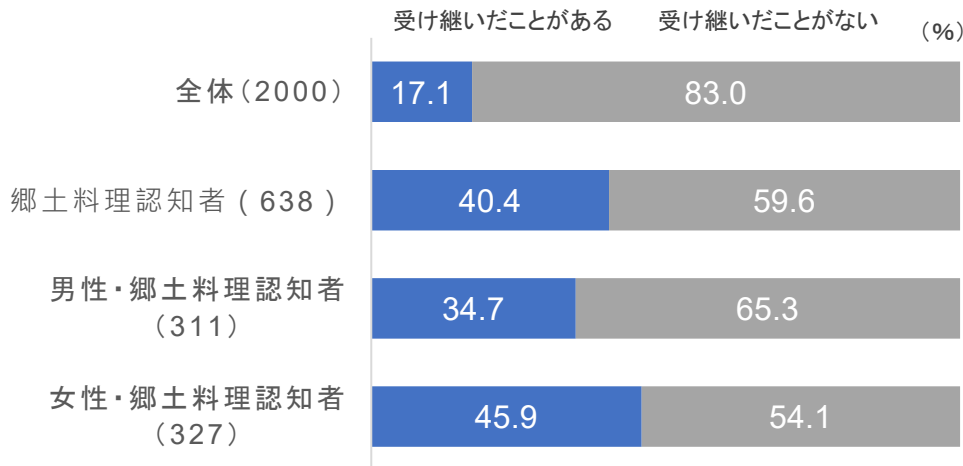
【自身が生まれ育った地域の郷土料理を一品以上知っているか】



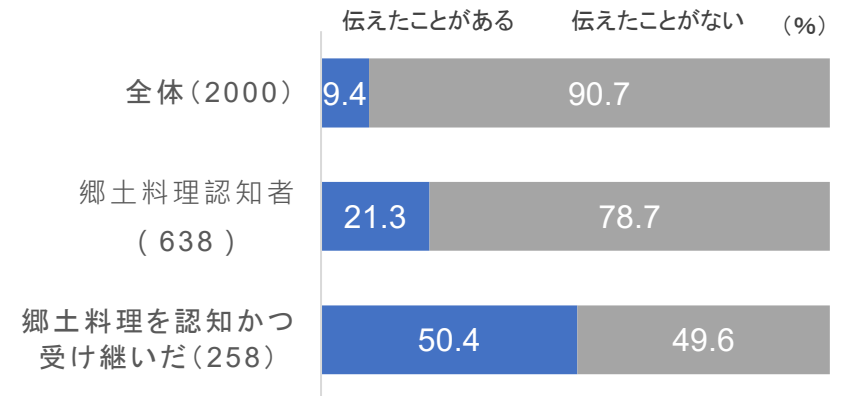
【自身又は他の地域の郷土料理の食事頻度】



【郷土料理の作り方を受け継いだことがあるか】



【郷土料理の作り方を伝えたことがあるか】



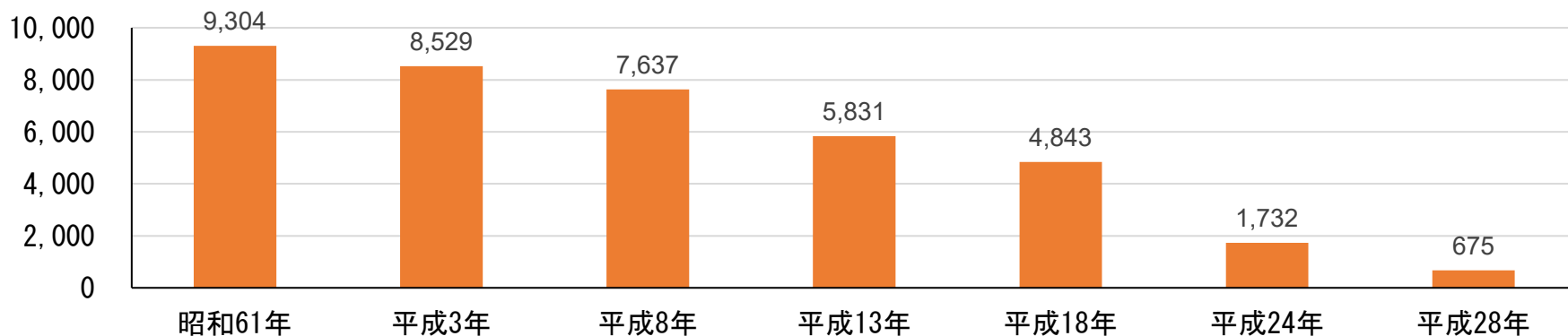
出典：農林水産省「国民の食生活における和食文化の実態調査」(令和元年度)

食文化の担い手としての料亭の現状

- ✓ 食文化の担い手のひとつである料亭は、急激な生活様式の変化や少子高齢化等により、30年で約93%減少。従業者数は約92%減少。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症のまん延による影響も生じており、近年も文化的価値の高い料亭の閉店が相次いでいる状況。

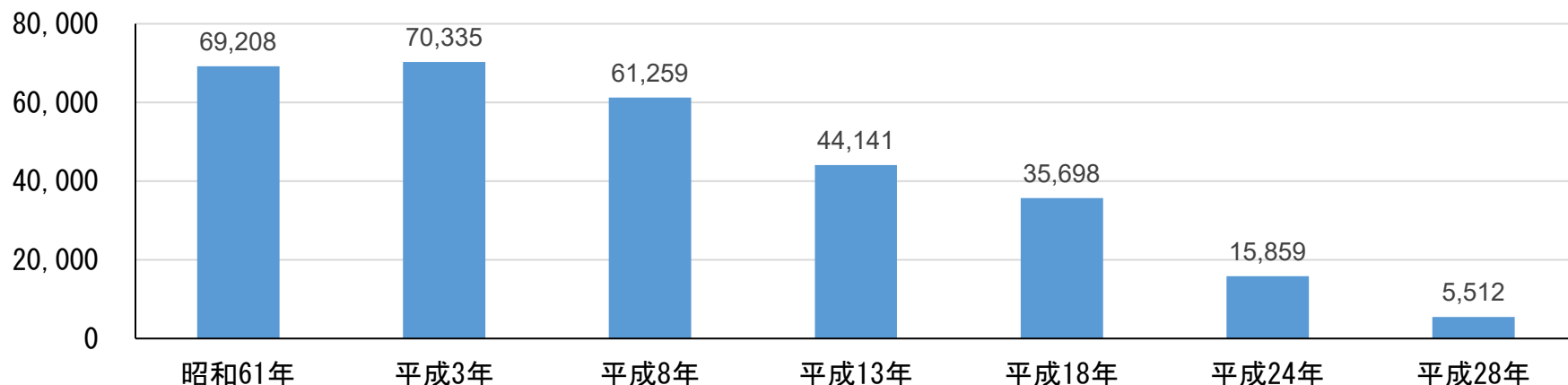
[事業所]

【料亭の事業所数の推移】



[人]

【料亭の従業者数の推移】



出典:「事業所統計調査」(昭和61年、平成3年)、「事業所・企業統計調査」(平成8年、平成13年、平成18年)、「経済センサス活動調査」(平成24年、平成28年)

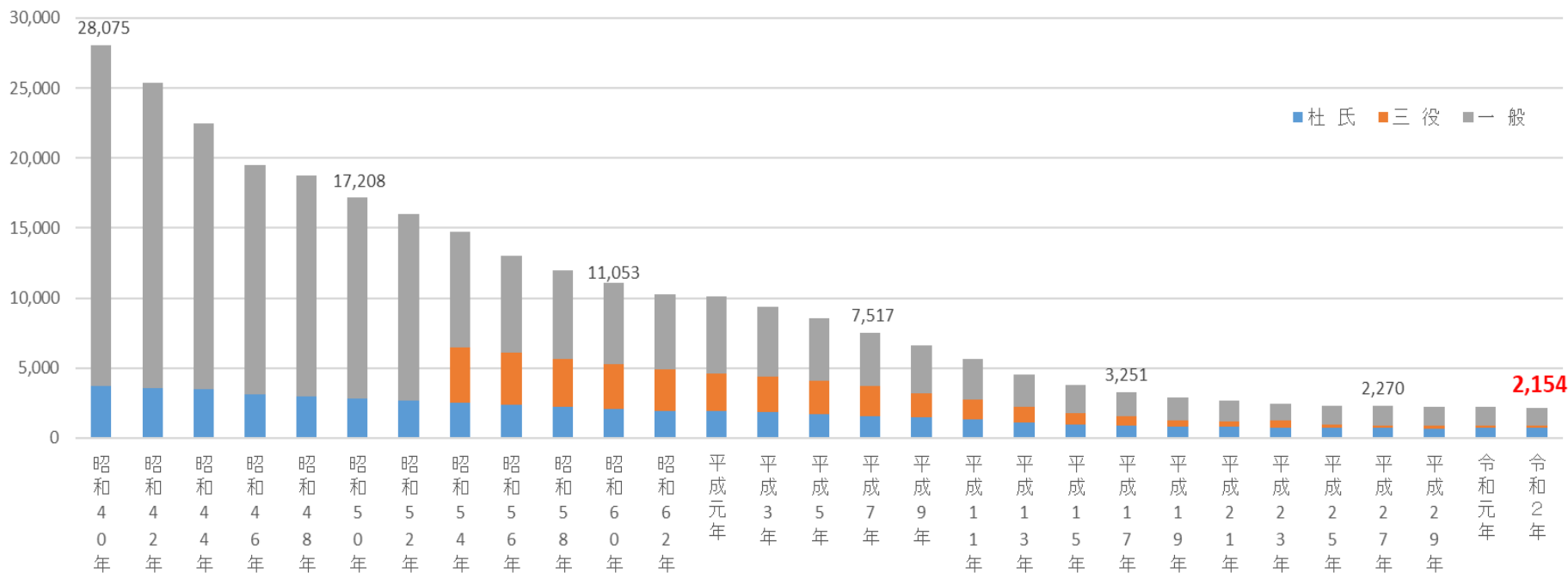
※料亭とは、主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。

食文化の担い手としての杜氏等の現状

✓ 食文化の担い手のひとつである杜氏等は、およそ50年で約92%減少。

【日本酒造杜氏組合連合会に所属する杜氏等の推移】

[人]



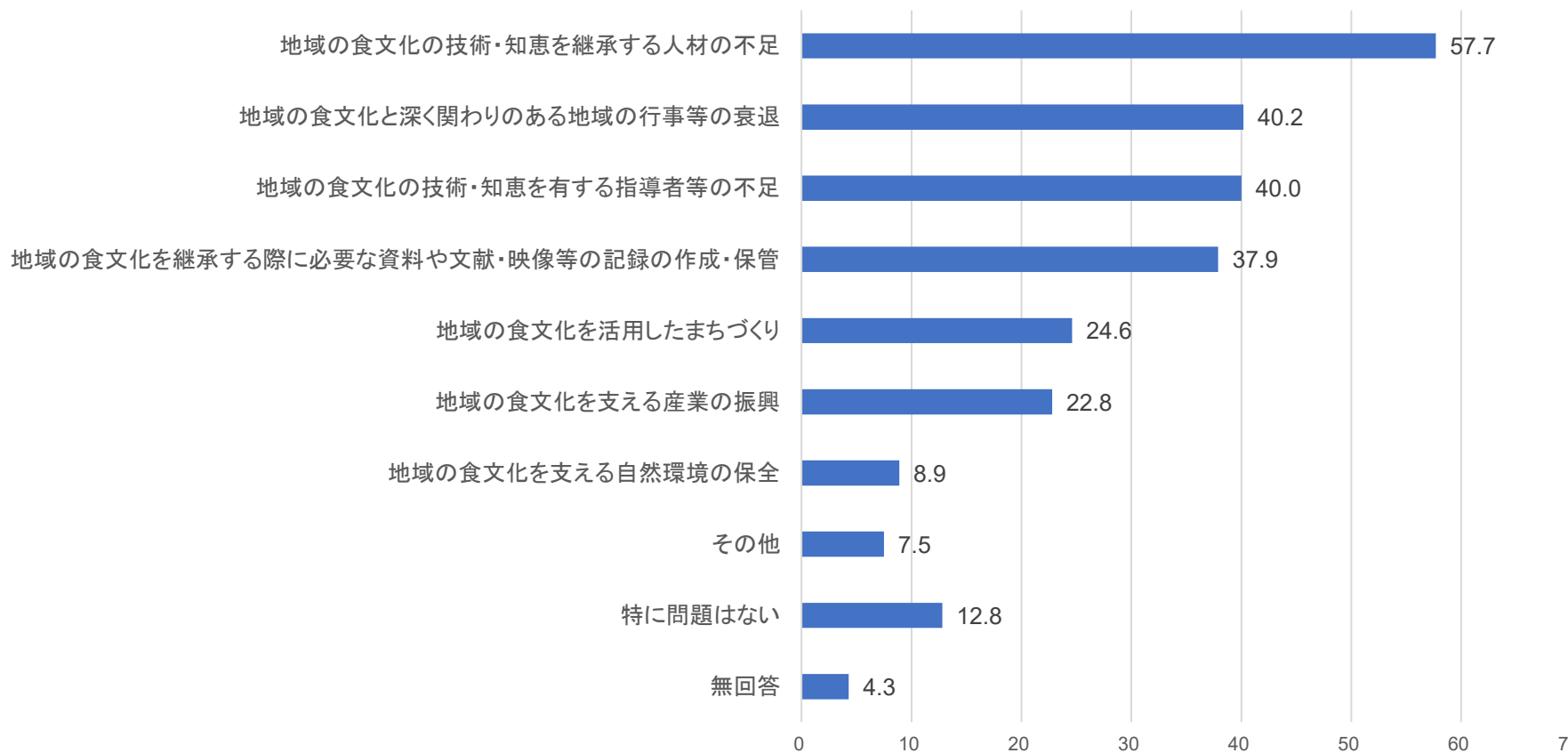
出典:日本酒造杜氏組合連合会

※「三役」とは:杜氏の補佐役である「頭」、麴造りの責任者である「麴屋」、酒母製造工程の責任者である「もと屋」を指す。

- ✓ 地方公共団体に調査したところ、地域の「食文化」の保護・継承において課題と感じている点は、「地域の食文化の技術・知恵を継承する人材の不足」が57.7%、「地域の食文化と深く関わりのある地域の行事等の衰退」40.2%、「地域の食文化の技術・知恵を有する指導者等の不足」40.0%、「地域の食文化を継承する際に必要な資料や文献・映像等の記録の作成・保管」37.9%等。

【地方公共団体が考える地域の食文化の保護・継承の課題】

n=1,214(複数回答)



- ✓ 重要有形民俗文化財の実績は13件、登録有形民俗文化財の実績は5件(酒造用具・製塩用具等)。
- ✓ 重要無形民俗文化財の実績は2件(製塩技術、茶の製造技術)。
- ✓ 令和3年度は、無形の文化財の登録制度が新設され、登録無形民俗文化財2件(讃岐の醤油醸造、土佐節の製造)、登録無形文化財1件(伝統的酒造り)。

(R4.1時点)

○重要有形民俗文化財 (13件)

- ・岩手県 南部杜氏の酒造用具 (S57)
- ・山形県 庄内の米作り用具 (H2)
- ・東京都 大森及び周辺地域の海苔生産用具 (H5)
- ・石川県 能登の揚浜製塩用具 (S44)
- ・愛知県 半田の酢醸造用具 (H28)
- ・兵庫県 赤穂の製塩用具 (S44)
- ・兵庫県 灘の酒造用具 (S46)
- ・山口県 製塩用具 (S34)
- ・徳島県 鳴門の製塩用具 (S42)
- ・徳島県 阿波の和三盆製造用具 (S49)
- ・香川県 讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋 (S58)
- ・香川県 讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室 (S61)
- ・佐賀県 肥前佐賀の酒造用具 (S63)

○登録有形民俗文化財 (5件)

- ・茨城県 常陸大子のコンニャク栽培用具及び加工用具 (H26)
- ・埼玉県 狭山茶の生産用具 (H19)
- ・山梨県 勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具 (H18)
- ・京都府 亀岡の寒天製造用具 (H24)
- ・鳥取県 鳥取の二十世紀梨栽培用具 (H27)

○重要無形民俗文化財 (2件)

- ・石川県 能登の揚浜式製塩の技術 (H20)
- ・徳島県 阿波晩茶の製造技術 (R2)

○登録無形民俗文化財 (2件)

- ・香川県 讃岐の醤油醸造技術 (R3)
- ・高知県 土佐節の製造技術 (R3)

○登録無形文化財 (1件)

- ・伝統的酒造り (R3)

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (5件)

- ・岩手県 南部の酒造習俗 (S55)
- ・石川県 七尾の酒造習俗 (S57)
- ・兵庫県 兵庫県の酒造習俗 (S43)
- ・四国地方 四国山地の発酵茶の製造技術 (H30)
- ・兵庫県 灘の酒樽製作技術 (H31)

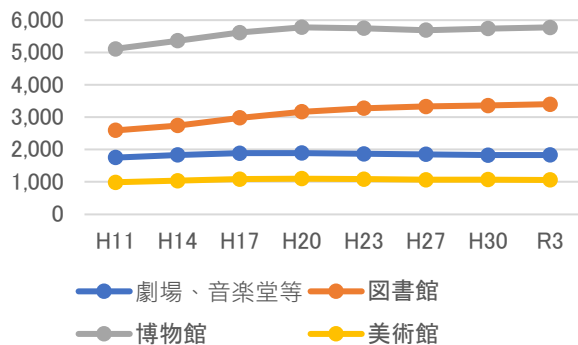
⑤ 博物館等の文化施設の状況

文化関連施設①（施設数・職員数・利用者数）

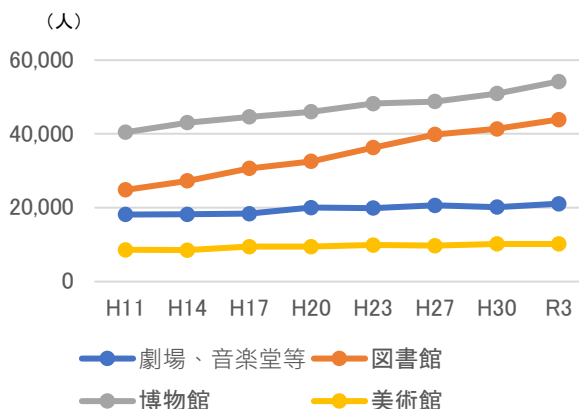
✓ 文化関連施設の中で最も多いのは博物館である。施設数は増加しているが、増加率は減少している。また、文化関連施設の職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設とも増加しているが、1館当たりの職員数では図書館の伸びが最も大きい。利用者数は博物館が伸びているが、コロナの影響から令和2年度調査では一律に大きく減少している。

※劇場、音楽堂等は、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。博物館は、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の合計。図書館は同種施設を含む。

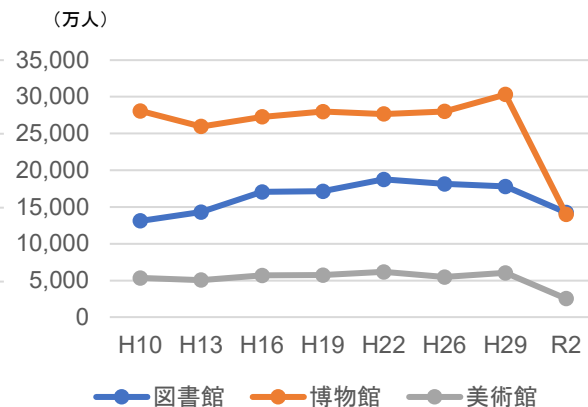
施設数



職員数



利用者数



	劇場、音楽堂等	図書館	博物館	うち美術館
H11	1751 (113.0%)	2592 (108.2%)	5109 (113.3%)	987 (116.8%)
H14	1832 (104.6%)	2742 (105.8%)	5363 (105.0%)	1034 (104.8%)
H17	1885 (102.9%)	2979 (108.6%)	5614 (104.7%)	1087 (105.1%)
H20	1893 (100.4%)	3165 (106.2%)	5775 (102.9%)	1101 (101.3%)
H23	1866 (98.6%)	3274 (103.4%)	5747 (99.5%)	1087 (98.7%)
H27	1851 (99.2%)	3331 (101.7%)	5690 (99.0%)	1064 (97.9%)
H30	1827 (98.7%)	3360 (100.9%)	5738 (100.8%)	1069 (100.5%)
R3	1832 (100.3%)	3400 (101.2%)	5771 (100.6%)	1060 (99.2%)

	劇場、音楽堂等	図書館	博物館	うち美術館
H11	18170 (10.38人)	24844 (9.58人)	40462 (7.92人)	8577 (8.69人)
H14	18198 (9.93人)	27276 (9.95人)	43054 (8.03人)	8483 (8.20人)
H17	18388 (9.75人)	30660 (10.29人)	44619 (7.95人)	9437 (8.68人)
H20	20027 (10.58人)	32557 (10.29人)	45979 (7.96人)	9434 (8.57人)
H23	19892 (10.66人)	36269 (11.08人)	48199 (8.39人)	9881 (9.09人)
H27	20624 (11.14人)	39828 (11.96人)	48763 (8.57人)	9715 (9.13人)
H30	20171 (11.04人)	41336 (12.30人)	50920 (8.87人)	10182 (9.52人)
R3	21080 (11.51人)	43865 (12.90人)	54188 (9.39人)	10191 (9.61人)

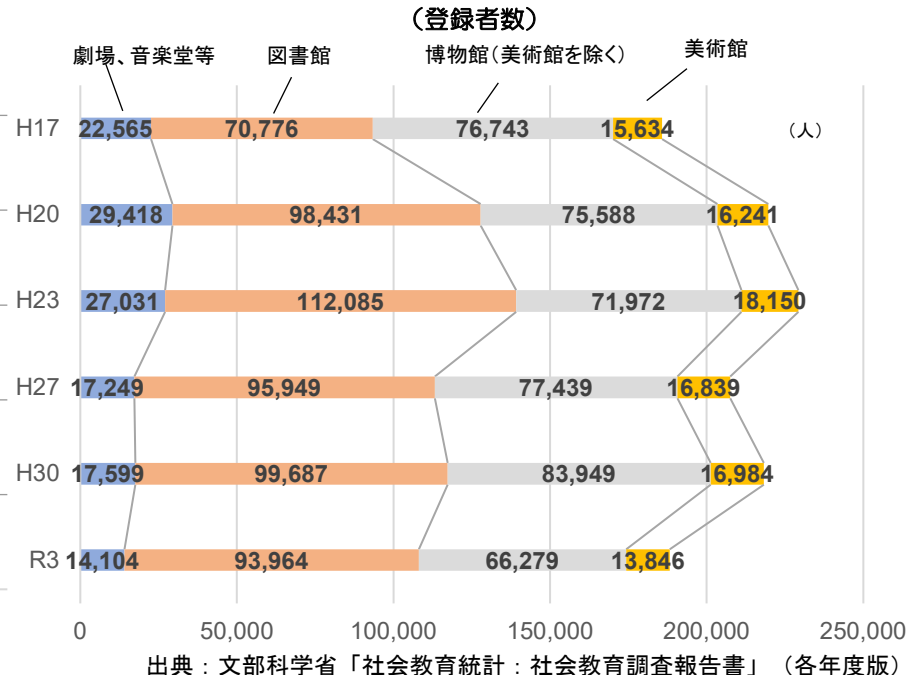
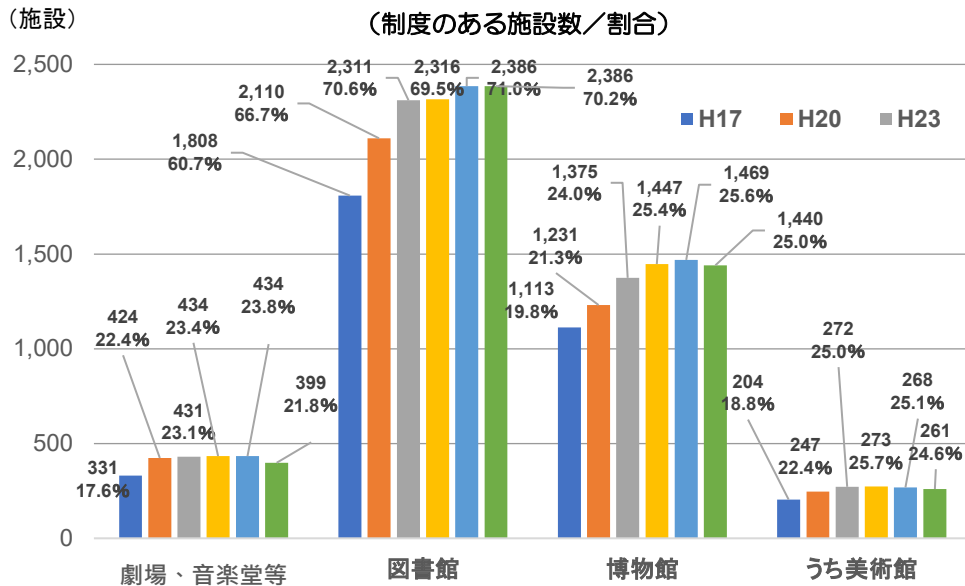
	図書館	博物館	うち美術館
H10	13,119	28,065	5,341
H13	14,310	25,950	5,052
H16	17,061	27,268	5,696
H19	17,136	27,987	5,726
H22	18,756	27,665	6,171
H26	18,136	28,000	5,467
H29	17,790	30,307	6,031
R2	14,250	13,978	2,523

※（ ）内は前回比
※令和3年度は中間報告の値

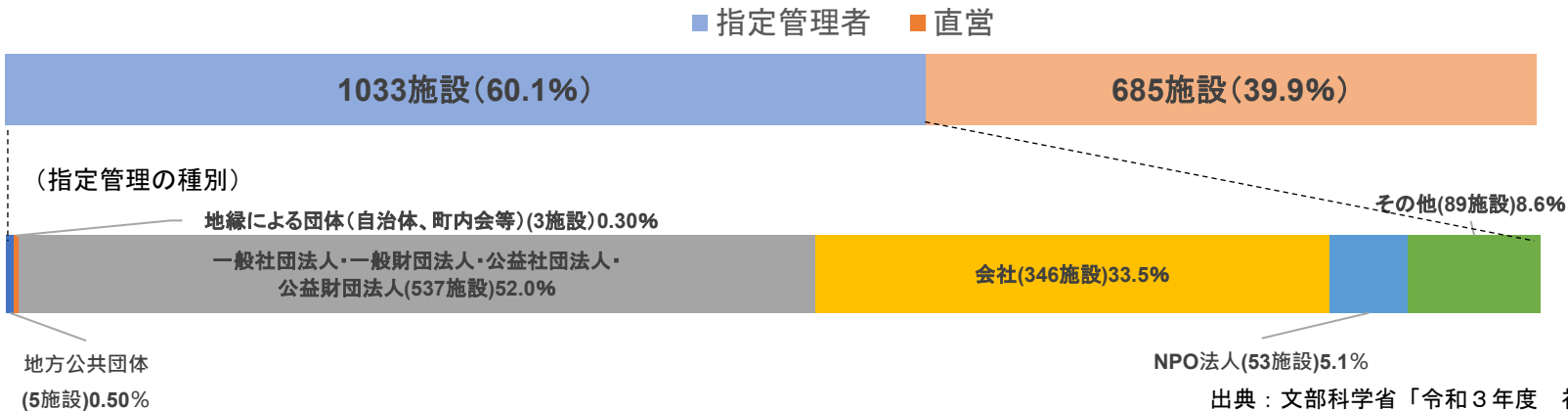
※（ ）内は1施設当たりの職数
※令和3年度調査は中間報告の値

文化関連施設② (ボランティア登録制度・指定管理者制度)

ボランティア登録制度の導入状況



公立の劇場、音楽堂における指定管理者制度の導入状況



⑥文化財の保存・活用の状況

文化財の指定等件数

令和4年6月1日現在

指定		
重要文化財(うち国宝)		13,360件(1,131件)※1
建造物		2,540件(229件)
美術工芸品		10,820件(902件)
重要無形文化財		
芸能	各個認定	36件(50人)
	保治団体等認定	14件(14団体)
工芸技術	各個認定	37件(56人)
	保治団体等認定	16件(16団体)
重要有形民俗文化財		225件
重要無形民俗文化財		327件
史跡名勝天然記念物 (うち特別史跡名勝天然記念物)		3,337件(174件)※2,3,4
史跡		1,872件(63件)
名勝		427件(36件)
天然記念物		1,038件(75)

登録	
登録有形文化財(建造物)	13,335件
登録有形文化財(美術工芸品)	17件
登録無形文化財	2件
登録有形民俗文化財	48件
登録無形民俗文化財	2件
登録記念物	125件

選定	
重要文化的景観	71件
重要伝統的建造物群保存地区	126地区

保護の措置を講ずる必要があるもの		
選定保存技術	保持者	50件(57人)
	保治団体	39件(41団体)※5

※1 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。
 ※2 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
 ※3 史跡名勝天然記念物には重複指定があるため、実指定件数は3,222件となる。
 ※4 特別史跡名勝天然記念物には重複指定があるため、実指定件数は164件となる。
 ※5 保存団体には重複認定があるため、実団体数は35団体となる。

出典:文化庁調べ

令和4年6月1日現在

国宝・重要文化財(建造物)時代別指定・棟数

	種類別	件数	棟数
近代の分類	宗教	32	87
	住居	117	476
	学校	44	85
	文化施設	41	80
	官公庁舎	34	63
	商業・業務	27	43
	産業・交通・土木	94	322
	その他	5	17
小計		394	1,173

	種類別	件数	棟数
近世以前の分類	神社	576	1,266
	寺院	866	1,275
	城郭	53	235
	住宅	97	158
	民家	359	906
	その他	195	268
	小計		2,146
計		2,540	5,281

国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別指定件数一覧

時代 種別	旧石器	縄文	弥生	古墳	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	計(A)
絵画					1	12	162	731	131	285	125	266	52	1,765
彫刻					124	128	1460	750	71	94	10	17	6	2,660
工芸品				4	25	133	326	957	257	216	169	166	8	2,261
書跡・典籍					2	204	489	590	100	74	13	50		1,522
古文書					5	41	143	343	110	68	27	30		767
考古資料	11	121	111	180	14	71	79	22	6	4	2	3		624
歴史資料						1	1	12	2	19	11	103	50	199
計	11	121	111	184	171	591	2,660	3,404	677	760	357	635	116	9,798

時代 種別	東洋									西洋	計(B)	種別	総計 (A)+(B)
	中国						朝鮮	その他	計				
	唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	計							
絵画		6	7	191	40	244	33		277		277	絵画	2,042(166)
彫刻	17	38		6		61	4		65	1	66	彫刻	2,726(140)
工芸品	4	28		91	28	151	47	2	200	10	210	工芸品	2,471(254)
書跡・典籍	16	58	1	306	1	382	14		396	2	398	書跡・典籍	1,920(229)
古文書	1	1		6	2	10	2	1	13	1	14	古文書	781(62)
考古資料	23	3				26	2		28		28	考古資料	652(48)
歴史資料					6	6	2	6	14	15	29	歴史資料	228(3)
計	61	134	8	600	77	880	104	9	993	29	1,022	合計	10,820(902)

出典:文化庁調べ

重要無形文化財保持者等認定件数

重要有形民俗文化財指定件数

種類	各個認定		保持団体等認定		
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数	
芸能	雅楽	0	0	1	1
	能楽	5	9	1	1
	文楽	3	5	1	1
	歌舞伎	5	7	1	1
	組踊	3	4	1	1
	音楽	16	20	8	8
	舞踊	3	4	1	1
	演芸	1	1	0	0
	小計	36	50	14	14

種類	各個認定		保持団体等認定		
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数	
工芸技術	陶芸	9	10	3	3
	染織	11	14	6	6
	漆芸	5	11	2	2
	金工	6	11	0	0
	木竹工	2	6	0	0
	人形	2	2	0	0
	手漉和紙	2	2	5	5
	小計	37	56	16	16

種類	件数
衣食住に用いられるもの	29
生産、生業に用いられるもの	98
交通、運輸、通信に用いられるもの	19
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	41
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	3
合計	225

種類	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
小計	73	106	30	30

重要無形民俗文化財指定件数

種別	件数
風俗慣習	131
民俗芸能	178
民俗技術	18
合計	327

史跡・名勝・天然記念物の種別指定件数

令和4年6月1日現在

史跡

分類	件数
貝塚・集落跡・古墳等	721 (16)
都城跡・国都庁跡・城跡・官公庁・戦跡・ その他政治に関する遺跡	421 (19)
社寺跡又は旧境内・その他祭祀信仰に関する遺跡	301 (14)
学校・研究施設・文化施設・その他教育・学術・ 文化に関する遺跡	25 (3)
医療施設・福祉施設・生活関連施設・ その他社会・生活に関する遺跡	7 (-)
交通施設・通信施設・治山又は治水施設・ その他経済・生産活動に関する遺跡	218 (2)
墳墓・碑	84 (3)
旧宅・園池・その他特に由緒のある地域等	85 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	10 (-)
合計	1,872 (63)

(注) ()内は特別史跡名勝天然記念物で内数。

※ここでの件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して指定が行われている場合(例えば、名勝及び天然記念物など)、それぞれの種別につき1件として数えたもの。

名勝

分類	件数	分類	件数	分類	件数
公園	10 (-)	瀑布	11 (-)	火山・温泉	3 (-)
庭園	234 (24)	湖沼	3 (1)	山岳	7 (1)
橋梁・築堤	3 (-)	浮島	1 (-)	丘陵・ 高原・平原	2 (-)
花樹	15 (-)	湧泉	1 (-)	河川	2 (-)
緑樹(松原)	7 (1)	砂嘴	1 (1)	展望地点	16 (1)
岩石・洞穴	20 (-)	海浜	40 (-)	その他、複合 的なもの	7 (-)
峡谷・溪流	36 (5)	島嶼	8 (2)	合計	427 (36)

天然記念物

分類	件数	分類	件数
動物	196 (21)	地質・鉱物	261 (20)
植物	558 (30)	天然保護区域	23 (4)
		合計	1,038 (75)

登録有形文化財(建造物)

令和4年6月1日現在

①時代別

分類	件数	江戸以前	明治	大正	昭和	計
		登録有形文化財 (建造物)	13,335	2,376	4,226	2,710

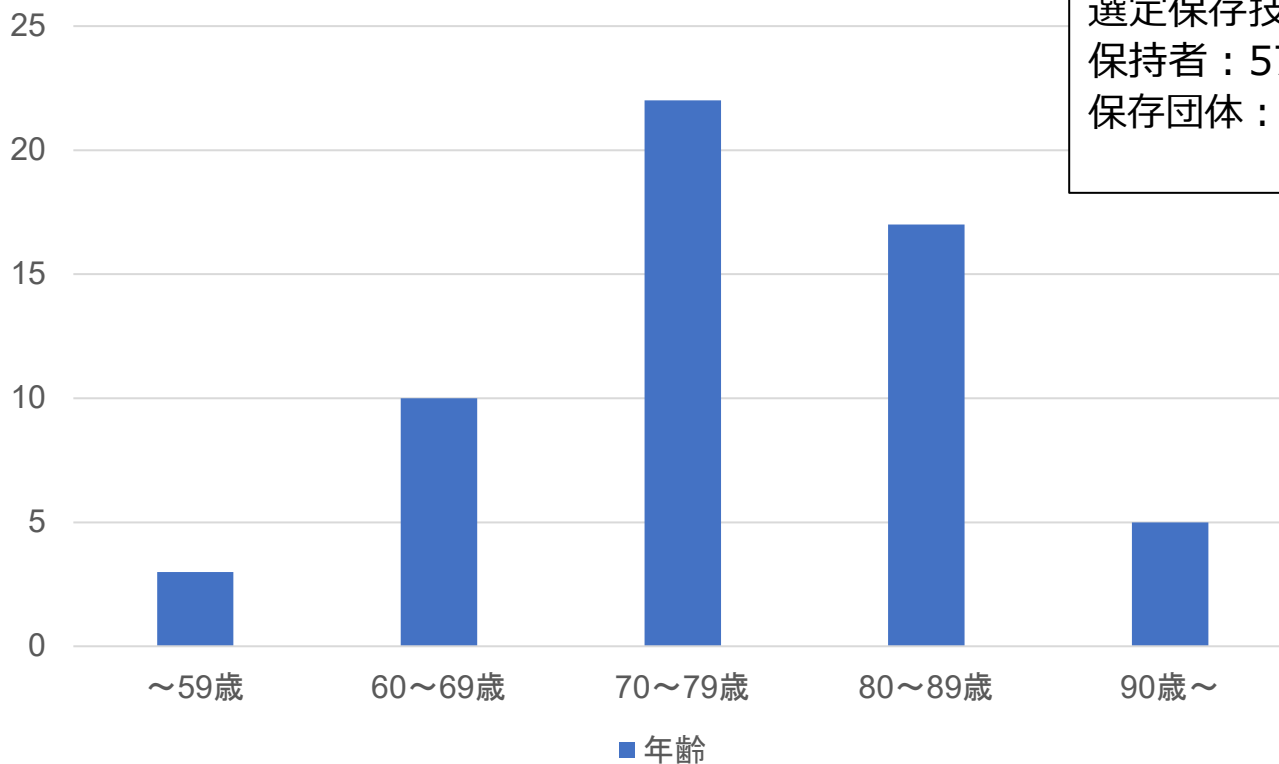
②構造種別

建築物	土木建造物	その他の 工作物	計
10,575	663	2,097	13,335

出典:文化庁調べ

- ✓ 我が国の固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、確実に後世へ伝えて行くために、文化財の修理技術やそれに用いられる材料及び用具の製作技術などを選定保存技術に選定するとともに、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定(昭和50年～)。
- ✓ 選定保存技術保持者の高齢化が課題となっている。

選定保存技術保持者 年齢分布



<選定保存技術の選定・認定数>

選定保存技術：82件

保持者：57人

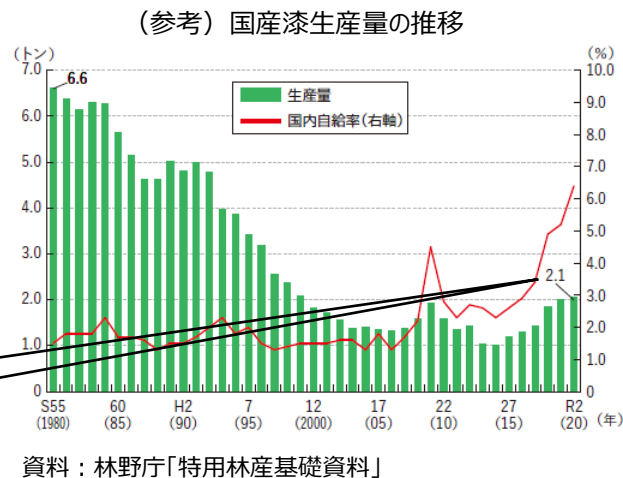
保存団体：41団体（実数35団体）

※令和4年5月時点

○国宝・重要文化財（建造物）の保存修理で使用する漆の長期需要予測調査を実施（H27～28）

- ・対象：外部を漆塗とした国宝・重要文化財建造物 4 1 5 棟
- ・調査：過去 1 0 年に使用された漆量を算出し平均使用量を求めた
- ・結果：年平均使用量を算出 約 2. 2 t
- ・対応：保存修理における国産漆の需要量を共有し、関係機関と連携して、円滑な需給体制の構築を推進

漆の国内消費量はR2年には32.2トンであるが、そのうち国内生産量は6.4%に当たる2.1トン



○国宝・重要文化財（建造物）の保存修理で使用する植物性資材の長期需要予測調査を実施（H29～R2）

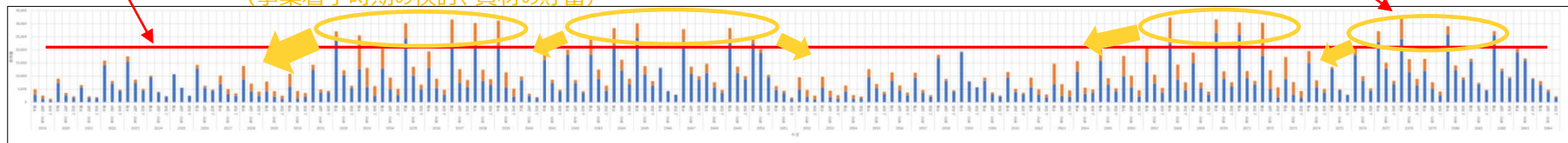
- ・対象：主体部を植物性屋根とする国宝・重要文化財建造物1,650棟
- ・調査：過去33年の保存修理工事で使用した植物性資材の使用量を収集して実績データベースを作成し、2019年から2084年まで66年間の予測を行った
- ・結果：薄板類（こけら葺、さわら葺）、樹皮類（檜皮、杉皮）、草本類（茅）について需要量が明らかとなった
- ・対応：資材の安定的な供給のため、年間使用量の平準化と中長期的な修理事業の計画を検討
草本類の地域毎調達に向け、ふるさと文化財の森の新規設定に活かす

檜皮の年別予測需要量推移グラフ

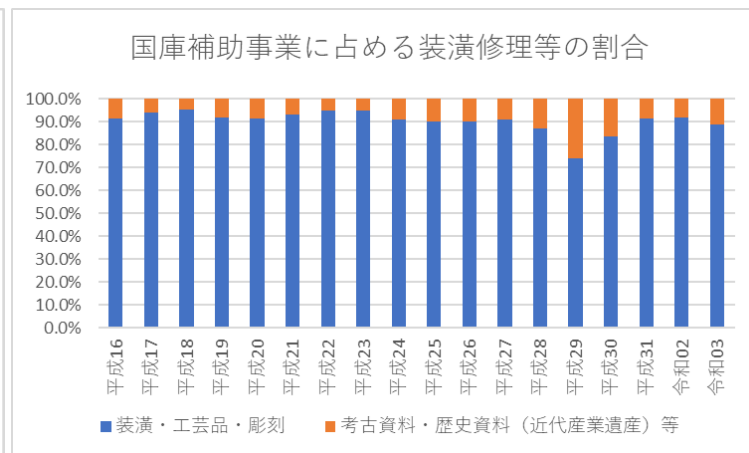
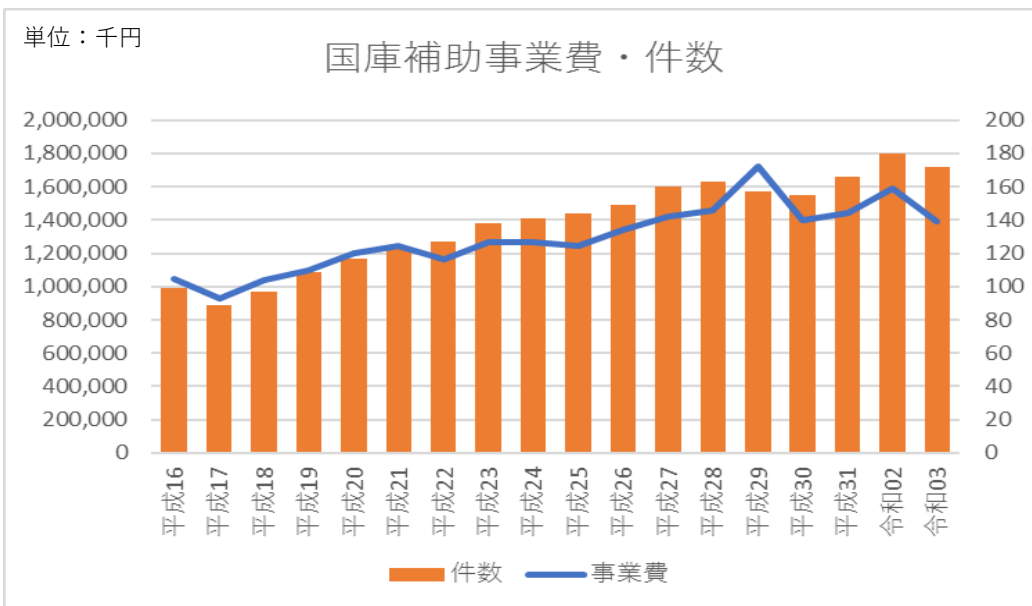
予測年間使用量：19,709束（平葺）

平準化を検討
(事業着手時期の検討、資材の貯蓄)

予測最大使用量：32,800束（平葺）
(2078年)



- ✓ 国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理事業費は、件数の増加に伴い増加傾向
(うち、その修理技術が選定保存技術に選定されている装演、彫刻、工芸分野の修理事業は全体の約90%程度で推移)
- ✓ 用具・原材料が入手困難になっているという実態を踏まえ、取得価格を上げる動きもある



文化財修理材料費（紙）の価格

(一社 国宝修理装演師連盟より)

○H27とR3の比較 (単位：円)

- ・美栖紙 厚口 650 → 840
- ・石州紙 7匁 800 → 1,000
- ・胴張間似合紙 600 → 1,100
- ・宇陀紙 長薄 750 → 850
- ・細川紙 6匁 620 → 810

我が国の世界遺産(文化遺産20件、自然遺産5件)

記載物件名	所在地	記載年	区分
① 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H5	文化
② 姫路城	兵庫県	H5	文化
③ 屋久島	鹿児島県	H5	自然
④ 白神山地	青森県・秋田県	H5	自然
⑤ 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	H6	文化
⑥ 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H7	文化
⑦ 原爆ドーム	広島県	H8	文化
⑧ 厳島神社	広島県	H8	文化
⑨ 古都奈良の文化財	奈良県	H10	文化
⑩ 日光の社寺	栃木県	H11	文化
⑪ 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H12	文化
⑫ 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	H16	文化
⑬ 知床	北海道	H17	自然
⑭ 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H19	文化
⑮ 小笠原諸島	東京都	H23	自然
⑯ 平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	H23	文化
⑰ 富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	H25	文化
⑱ 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H26	文化
⑲ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	H27	文化
⑳ 国立西洋美術館(ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—)	東京都(他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	H28	文化
㉑ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H29	文化
㉒ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	H30	文化
㉓ 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪府	R1	文化
㉔ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県、沖縄県	R3	自然
㉕ 北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道、青森県、秋田県、岩手県	R3	文化

「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

名称	記載年
能楽	平成20年
人形浄瑠璃文楽	平成20年
歌舞伎	平成20年
雅楽	平成21年
小千谷縮・越後上布（じょうふ）	平成21年
奥能登のあえのこと	平成21年
早池峰（はやちね）神楽	平成21年
秋保（あきう）の田植踊	平成21年
チャッキラコ	平成21年
大日堂舞楽	平成21年
題目立	平成21年
アイヌ古式舞踊	平成21年
組踊	平成22年
結城紬	平成22年
壬生の花田植	平成23年
佐陀神能（さだしんのう）	平成23年
那智の田楽	平成24年
和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年
和紙；日本の手漉和紙技術	平成26年
山・鉾・屋台行事	平成28年
来訪神；仮面・仮装の神々	平成30年
伝統建築工匠の技；木造建造物を受け継ぐための伝統技術	令和2年

✓「日本遺産」は歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する制度で、地域のストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより地域の活性化を図るものである。

認定ストーリー 一覧

No.	名称	所在地
1	近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－	茨城県・栃木県・岡山県・大分県
2	かかあ天下－ぐんまの絹物語－	群馬県
3	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡－人、技、心－	富山県
4	灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～	石川県
5	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～	福井県
6	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜	岐阜県
7	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮	三重県
8	琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産	滋賀県
9	日本茶800年の歴史散歩	京都府
10	丹波篠山 デカンショ節 －民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶－	兵庫県
11	日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～	奈良県
12	六根清浄と六感治療の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～	鳥取県
13	津和野今昔～百景図を歩く～	島根県
14	尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市	広島県
15	「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～	愛媛県・高知県・徳島県・香川県
16	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～	福岡県・佐賀県
17	国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～	長崎県
18	相良700年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里－人吉球磨～	熊本県
19	政宗が育んだ“伊達”な文化	宮城県
20	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』 ～樹齢300年を超える杉並木につつまれた 2,446段の石段から始まる出羽三山～	山形県
21	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～	福島県
22	未来を拓いた「一本の水路」－大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代－	福島県
23	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」－佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群－	千葉県
24	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～	神奈川県
25	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～	神奈川県
26	「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化	新潟県

No.	名称	所在地
27	『珠玉と歩む物語』小松 ～時の流れの中で磨き上げた石の文化～	石川県
28	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～	長野県
29	飛騨匠の技・こころ ー木とともに、今に引き継ぐ1300年ー	岐阜県
30	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～	兵庫県
31	森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとこころ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～	奈良県
32	鯨とともに生きる	和歌山県
33	地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市	鳥取県
34	出雲國たたら風土記 ～鉄づくり千年が生んだ物語～	島根県
35	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～	広島県・神奈川県・長崎県・京都府
36	“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー	愛媛県・広島県
37	日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～	佐賀県・長崎県
38	江差の五月は江戸にもない ーニシンの繁栄が息づく町ー	北海道
39	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～	北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・香川県
40	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ	山形県
41	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田	埼玉県
42	忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー	滋賀県・三重県
43	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊	京都府
44	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～	大阪府・奈良県
45	播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～	兵庫県
46	絶景の宝庫 和歌の浦	和歌山県
47	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅	和歌山県
48	日が沈む聖地出雲 ～神が創り出した地の夕日を巡る～	島根県
49	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～	岡山県
50	きっと恋する六古窯 ー日本生まれ日本育ちのやきもの産地ー	岡山県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県
51	森林鉄道から日本一のゆずロードへ ーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー	高知県
52	関門“ノスタルジック”海峡 ～時の停車場、近代化の記憶～	福岡県・山口県

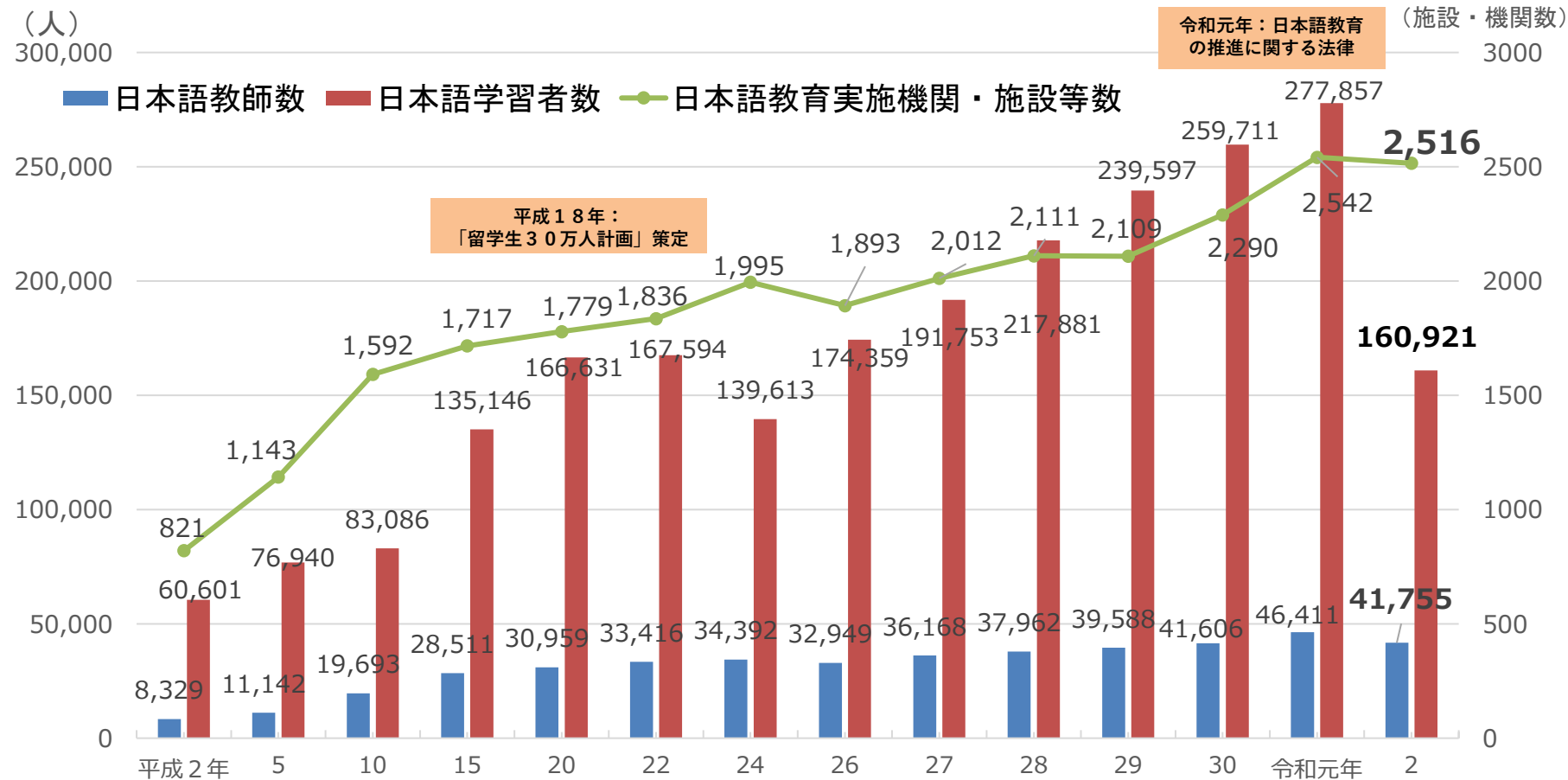
No.	名称	所在地
53	米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～	熊本県
54	やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～	大分県
55	カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～	北海道
56	山寺が支えた紅花文化	山形県
57	地下迷宮の秘密を探る旅 ～大谷石文化が息づくまち宇都宮～	栃木県
58	明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～	栃木県
59	宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波	富山県
60	葡萄畑が織りなす風景－山梨県峡東地域－	山梨県
61	星降る中部高地の縄文世界－数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅－	長野県・山梨県
62	旅人たちの足跡残る悠久の石畳道 一箱根八里で辿る遙かな江戸の旅路	静岡県・神奈川県
63	「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～	和歌山県
64	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～	岡山県
65	瀬戸の夕凧が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～	広島県
66	鬼が仏になった里「くにさき」	大分県
67	古代人のモニュメント—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観—	宮崎県
68	本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～	北海道
69	みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—	宮城県・岩手県
70	里沼（SATO-NUMA）—「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化—	群馬県
71	400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井～	福井県
72	江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～	愛知県
73	海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち	三重県
74	1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～	滋賀県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
75	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち—中世日根荘の風景—	大阪府
76	中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～	大阪府
77	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂	兵庫県
78	日本海の風が生んだ絶景と秘境—幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」	鳥取県・兵庫県

No.	名称	所在地
79	神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～	島根県
80	知ってる！？悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～	岡山県・香川県
81	藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～	徳島県
82	薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～	鹿児島県
83	琉球王国時代から連続と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」	沖縄県
84	「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～	北海道
85	“奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～	岩手県
86	日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～	茨城県・山梨県
87	かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～	栃木県・茨城県
88	霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～	東京都
89	究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー	新潟県
90	海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄道のキセキ～	福井県・滋賀県
91	甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～	山梨県
92	月の都 千曲ー姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」ー	長野県
93	レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～	長野県
94	日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅～滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブック（道中記）～	静岡県
95	京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～ 舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつ	京都府・滋賀県
96	女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～	大阪府・奈良県・和歌山県
97	「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷	兵庫県
98	もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～	奈良県・大阪府
99	「葛城修験」ー里人とともに守り伝える修験道はじまりの地	和歌山県・大阪府・奈良県
100	中世日本の傑作 益田を味わうー地方の時代に輝き再びー	島根県
101	石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～	島根県
102	「ジャパンレッド」発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ー	岡山県
103	砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～	長崎県・福岡県・佐賀県
104	八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～	熊本県

⑦ 国語・日本語教育の現状

国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- ✓ 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- ✓ 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で(H22:16.8万→R1:27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22:3.3万→R1:4.6万人)

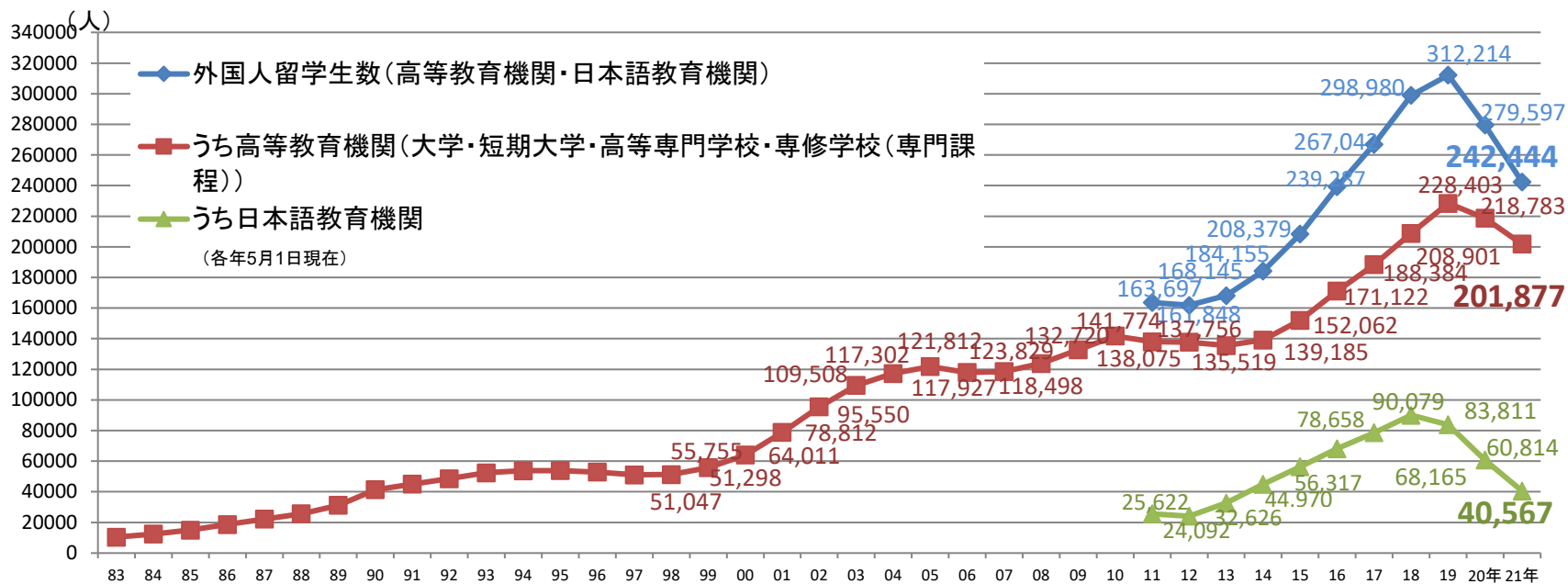


※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

外国人留学生数の推移

- ✓ 2019年に留学生数30万人を達成。2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により若干の減少。
- ✓ 外国人留学生のうち約3割を日本語教育機関が占める。出身国・地域別では、中国をはじめとするアジア圏が多い。

推移



出身国・地域別

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	114,255	47.1%	バングラデシュ	3,095	1.3%	カンボジア	742	0.3%	エジプト	321	0.1%
ベトナム	49,469	20.4%	モンゴル	2,619	1.1%	フランス	742	0.3%	メキシコ	275	0.1%
ネパール	18,825	7.8%	タイ	2,563	1.1%	ロシア	713	0.3%	カナダ	260	0.1%
韓国	14,247	5.9%	マレーシア	2,426	1.0%	パキスタン	542	0.2%	シンガポール	239	0.1%
インドネシア	5,792	2.4%	フィリピン	1,699	0.7%	ブラジル	475	0.2%	ラオス	239	0.1%
台湾	4,887	2.0%	インド	1,457	0.6%	イタリア	351	0.1%	スペイン	216	0.1%
スリランカ	3,762	1.6%	ウズベキスタン	1,317	0.5%	ドイツ	347	0.1%	その他	5,573	2.3%
ミャンマー	3,496	1.4%	アメリカ合衆国	1,172	0.5%	英国	328	0.1%	計	242,444	100.0%

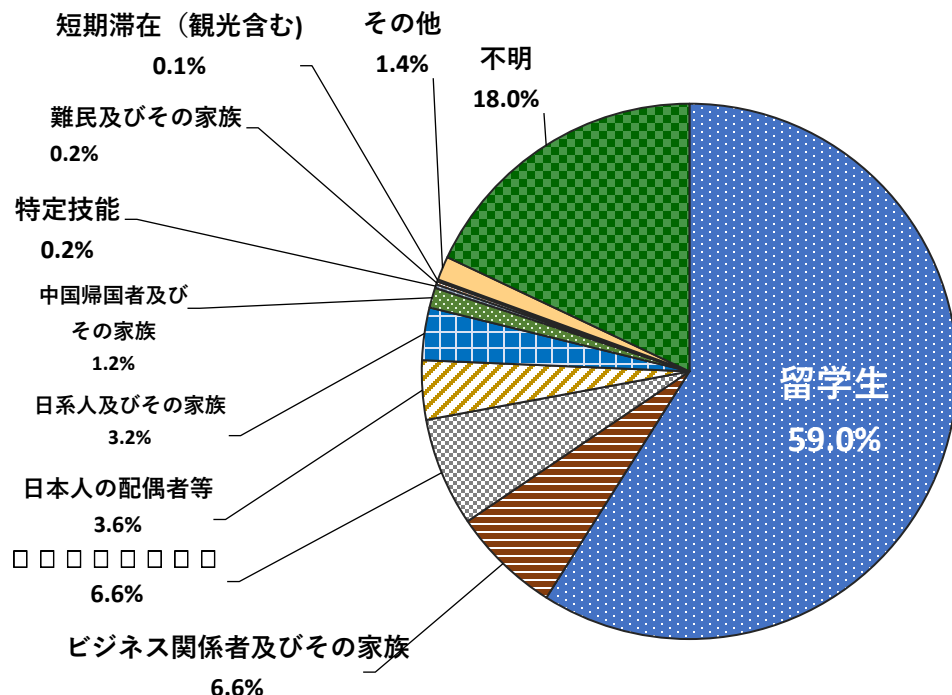
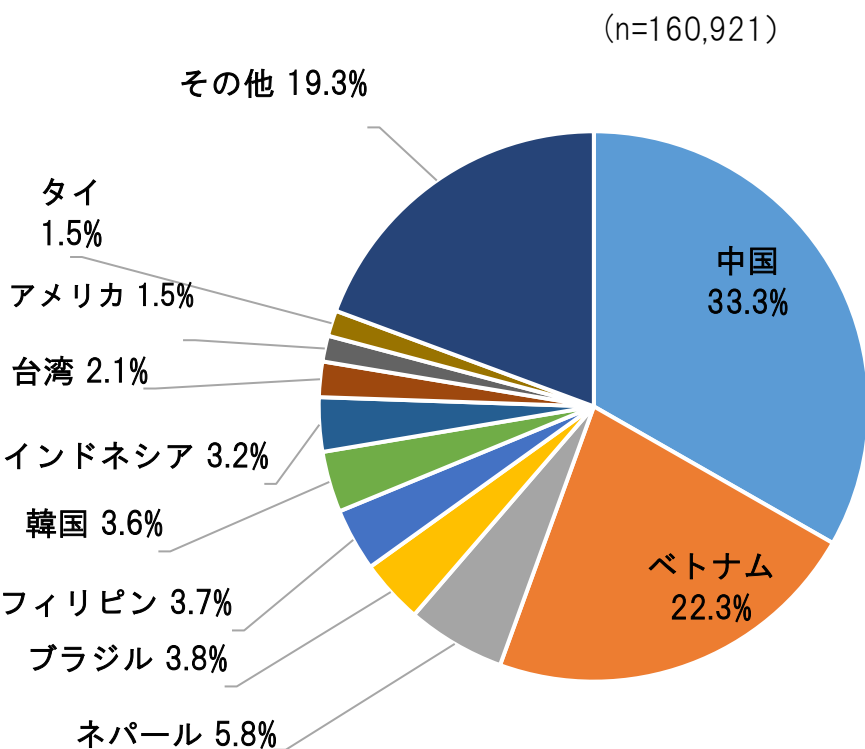
2021年5月1日現在

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

国内の日本語学習者数（国籍比率/属性）

- ✓ 国内の日本語学習者数は2020年時点で約28万人となり、過去最高。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- ✓ 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）

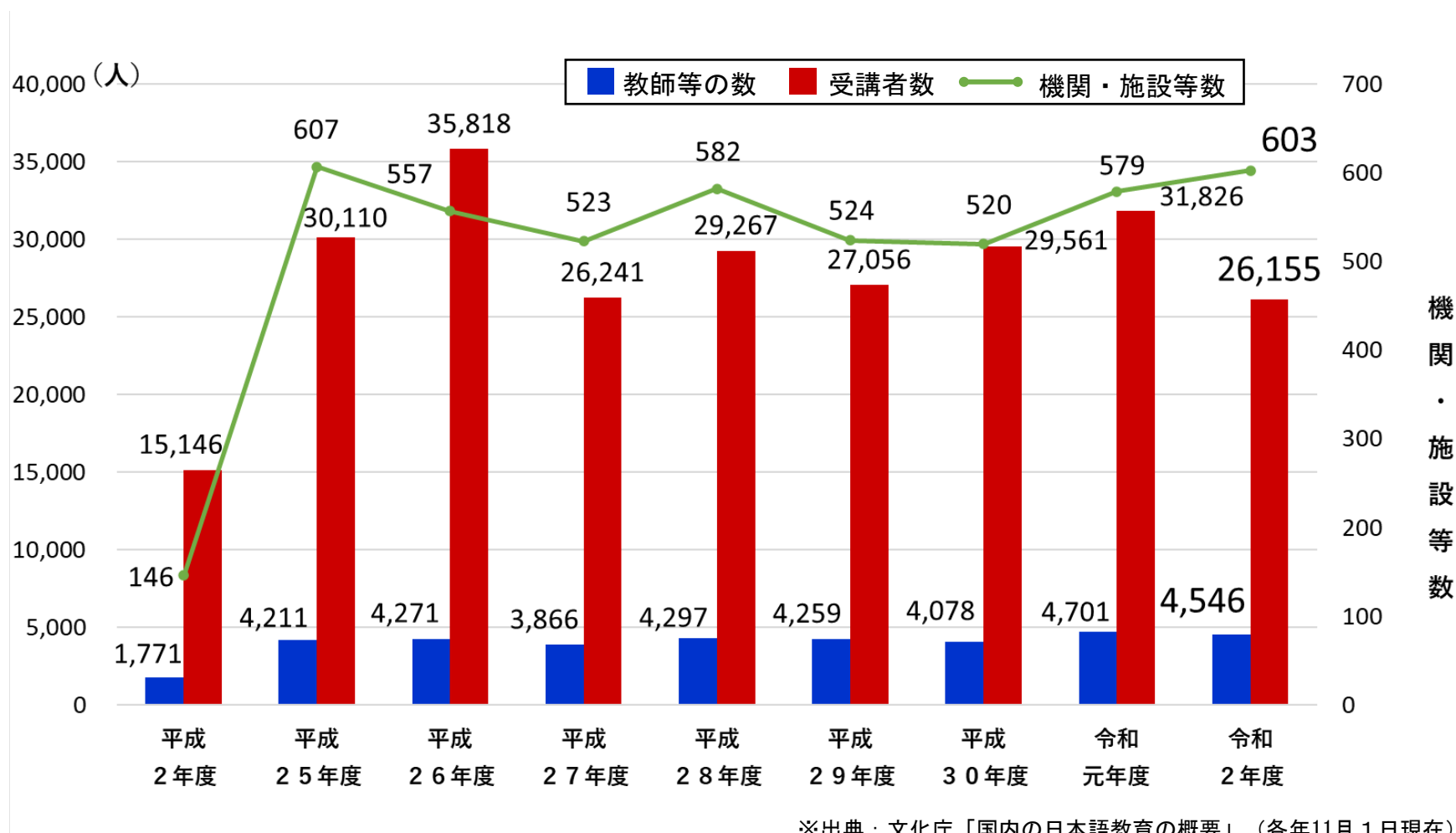
(n=160,921)



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和2年11月1日現在）

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

✓ 国内における日本語教師養成・研修課程(コース)、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約4倍に増加。



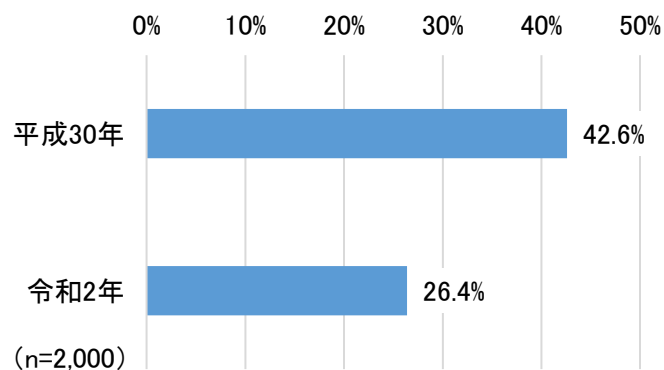
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

⑧ 障害者による文化芸術活動の状況

障害者による文化芸術活動の状況（鑑賞）

- ✓ 過去1年間に文化芸術を直接鑑賞したことがある障害者の割合は、令和2年は平成30年と比較して16.2%減少。令和2年に直接鑑賞しなかった理由は「特に理由がない」が48.3%。
- ✓ 障害者の鑑賞機会の拡大に向けた展示活動に取り組んだことがある美術館・博物館は24.2%で、令和元年度に主に障害者を対象とした鑑賞事業を実施した劇場・音楽堂は8.0%。

文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合

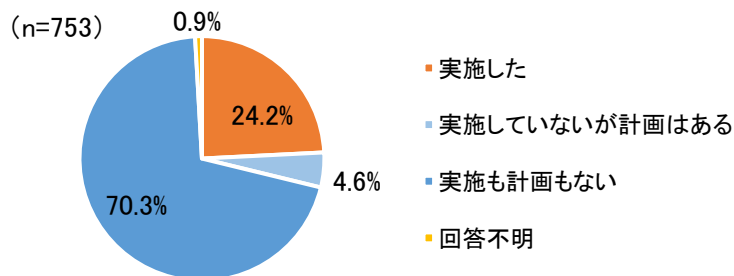


過去1年間に文化芸術を直接鑑賞しなかった理由

	平成30年 (n=1,148)	令和2年 (n=1,471)
近くで公演や展覧会などをやっていないから	10.8%	11.9%
入場料・交通費など費用がかかり過ぎるから	7.8%	7.8%
文化芸術に関心がないから	12.6%	9.8%
新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった、又は外出を控えたから	-	20.9%
特に理由はない	60.7%	48.3%

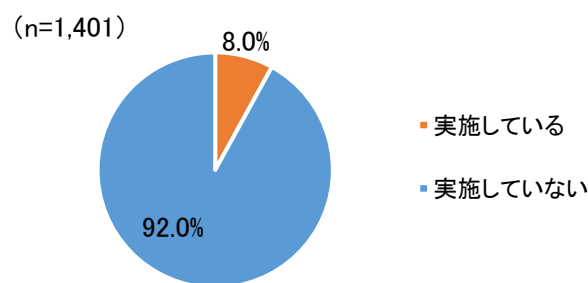
出所：令和3年度文化庁委託事業「障害者の文化芸術活動の実施状況調査」

美術館・博物館における、これまでの、障害のある方の鑑賞機会の拡大に向けた企画展・常設展等の展示活動の実施状況



出所：令和元年度文化庁委託事業「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査」

劇場・音楽堂における令和元年度の主に障害者を対象とした鑑賞事業の実施状況（貸館以外の事業）

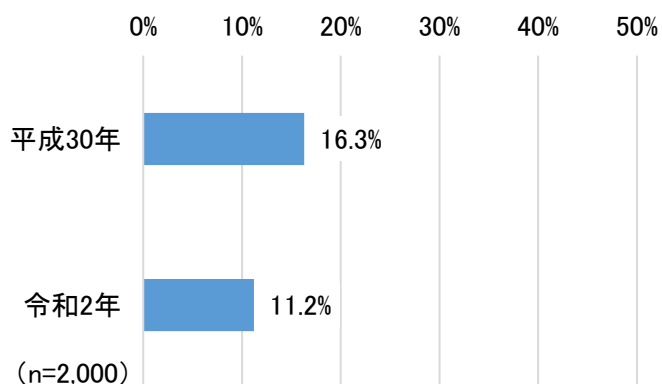


出所：令和2年度文化庁委託事業「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」

障害者による文化芸術活動の状況（創造）

- ✓ 過去1年間に鑑賞以外の文化芸術活動について、何らかの文化芸術分野・活動形態で活動を行っている障害者の割合は、令和2年は平成30年と比較して5.1%減少。
- ✓ 障害者に向けた教育普及活動に取り組んだことがある美術館・博物館は館内が21.0%・館外が15.0%で、令和元年度に主に障害者を対象とした創造事業を実施した劇場・音楽堂は1.8%。

鑑賞以外の文化芸術活動を実施した障害者の割合

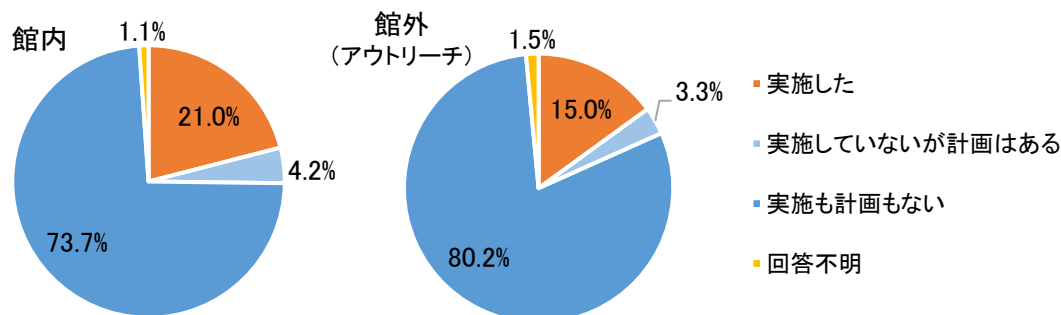


鑑賞以外の文化芸術活動の実施状況・活動形態別

	平成30年	令和2年
仕事として報酬を得て作品を創作／演者として出演	7.1%	6.4%
趣味などの個人的な活動で作品を創作／演者として出演	9.3%	7.7%
福祉事業所等で作品を創作／演者として出演	7.0%	6.1%
スタッフやボランティアとして参加	7.5%	6.1%
イベントやワークショップ、体験会などに参加	7.9%	6.3%
学校の授業や部活動など	8.0%	6.5%

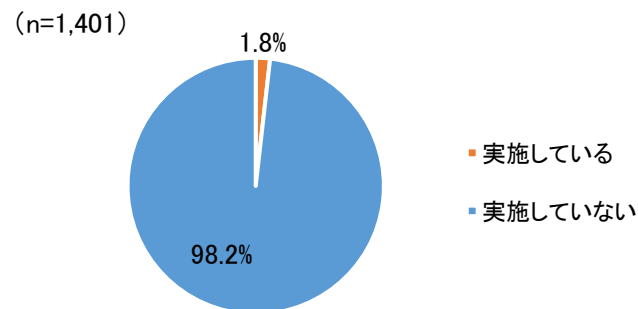
出所：令和3年度文化庁委託事業「障害者の文化芸術活動の実施状況調査」

美術館・博物館における、これまでの、障害のある方の創造機会の拡大等に向けた教育普及活動の実施状況 (n=753)



出所：令和元年度文化庁委託事業「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査」

劇場・音楽堂における令和元年度の主に障害者を対象とした創造事業の実施状況(貸館以外の事業) (n=1,401)

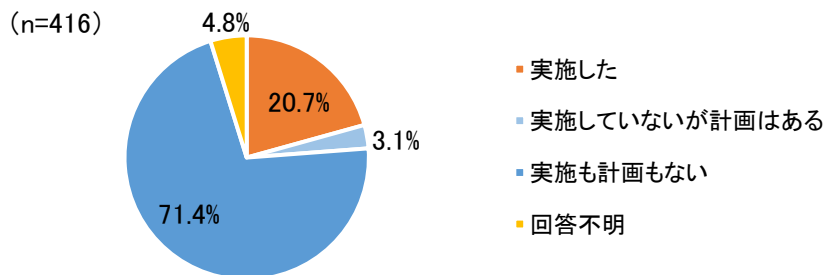


出所：令和2年度文化庁委託事業「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」

障害者による文化芸術活動の状況（発表・地方自治体）

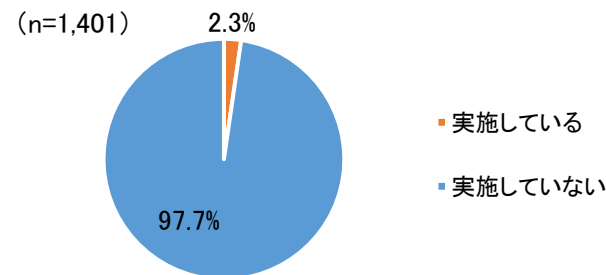
- ✓ 障害者の作品展示活動に取り組んだことがある美術館は20.7%で、令和元年度に主に障害者を対象とした発表事業を実施した劇場・音楽堂は2.3%。
- ✓ 地方自治体における障害者の文化芸術活動の推進に関する計画の策定は進捗しているものの、都道府県でも策定率は6割弱。

美術館のこれまでの展示活動における、障害のある方の作品展示の企画・実施状況



出所：令和元年度文化庁委託事業「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査」

劇場・音楽堂における令和元年度の主に障害者を対象とした発表事業の実施状況（貸館以外の事業）



出所：令和2年度文化庁委託事業「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」

地方自治体における計画策定状況

	策定済団体数		策定率
	R2.10.1	R3.10.1	
都道府県	11	27	57.4%
政令指定都市	4	6	30.0%
中核市	10	15	24.2%
その他市町村	10	36	2.2%

出所：文化庁地方文化行政状況調査

美術館・博物館が障害者の来館促進に向けて国・地方自治体等に求めること

求めること	割合
助成・補助制度の充実	69.6%
ガイドラインやマニュアルの整備	58.0%
成功事例の情報提供	45.3%
研修機会の提供	41.6%

出所：令和元年度文化庁委託事業「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査」

劇場・音楽堂が障害者の来館促進に向けて国・地方自治体等に求めること

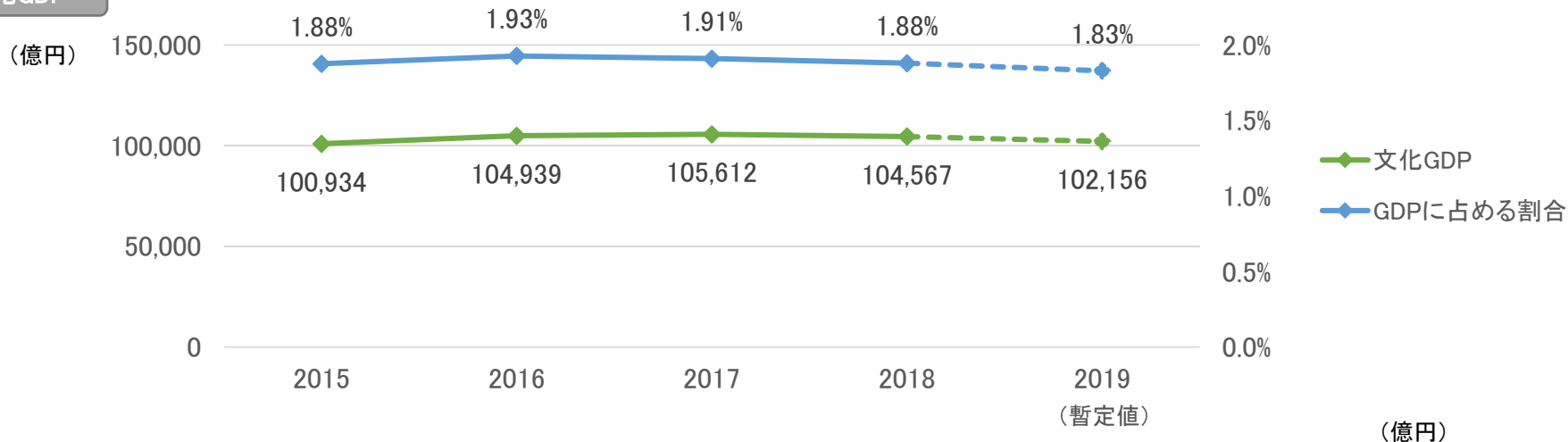
求めること	割合
職員に負担のかからないような体制ができること	50.7%
職員に障害者を対象とした事業についてのスキル(ノウハウ)を身に着ける研修等の実施	40.5%
予算の確保	50.8%
障害者を対象とした事業の企画や福祉について専門知識を持った人の協力	53.5%

出所：令和2年度文化庁委託事業「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」

⑨文化に関する経済規模 (文化GDP)

- ✓ ユネスコのガイドラインに基づき、我が国における文化GDPを推計。
- ✓ 2018年の我が国における文化GDPは約10.5兆円。うち「デザイン・クリエイティブサービス」が大きな割合を占める。

文化GDP



ドメイン (ユネスコのガイドラインに基づく文化の範囲)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 (暫定値)
A.文化遺産/自然遺産	1,260	1,422	1,429	1,346	1,411
B.パフォーマンス/セレブレーション	5,773	5,948	5,590	6,121	6,368
C.ビジュアルアーツ/工芸	3,343	3,595	3,615	3,476	3,447
D.著作・出版/報道	17,914	17,777	16,829	16,179	15,939
E.オーディオ・ビジュアル/インタラクティブメディア	28,264	28,974	29,735	29,609	29,605
F.デザイン/クリエイティブサービス	44,381	47,222	48,413	47,837	45,387
合計	100,934	104,939	105,612	104,567	102,156

出典：令和3年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究

※ 2019年は暫定値のため今後、再推計が必要。

✓ 欧米諸国においても、文化GDPの推計値が公表されている(ただし、その枠組みや手法は国によって異なる部分もあり、比較には注意が必要)。

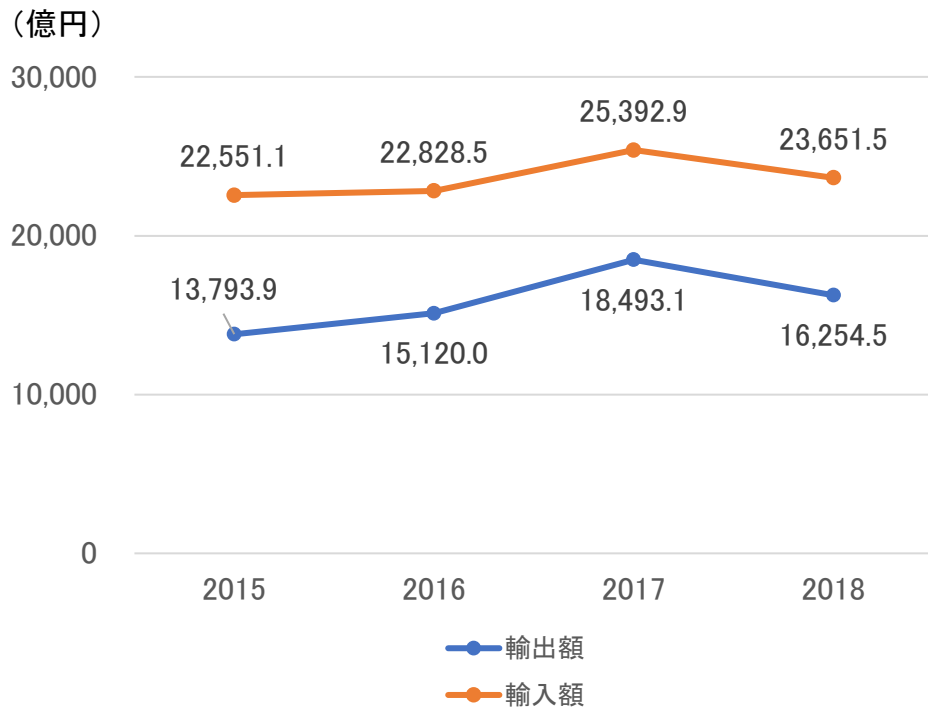
	令和3年度調査		(参考)平成27年度調査
	各国発表値 ()は総GDPに占める割合	補正後 【ユネスコガイドライン相当】	各国発表値、総GDPに 占める割合
日本(2018)	10兆4,567億円(1.9%)	10兆4,567億円(1.9%)	1.8%(2014)
アメリカ(2017)	98兆4,604億円(4.5%)	70兆3,553億円(3.2%)	4.3%(2012)
イギリス(2018)	9兆8,950億円(3.5%)	9兆8,182億円(3.5%)	5.0%(2013)
フランス(2017)	5兆9,517億円(2.3%)	5兆6,731億円(2.2%)	2.4%(2010)
ドイツ(2018)	13兆1,009億円(3.3%)	10兆2,599億円(2.6%)	4.0%(2011)
カナダ(2018)	4兆7,783億円(2.7%)	3兆7,023億円(2.1%)	3.4%(2010)
オーストラリア(2018)	3兆6,543億円(3.6%)	3兆5,482億円(3.5%)	6.9%(2008)

※ 出典: 令和3年度文化庁委託事業「ユネスコモデルに基づく諸外国の文化GDPの算出」

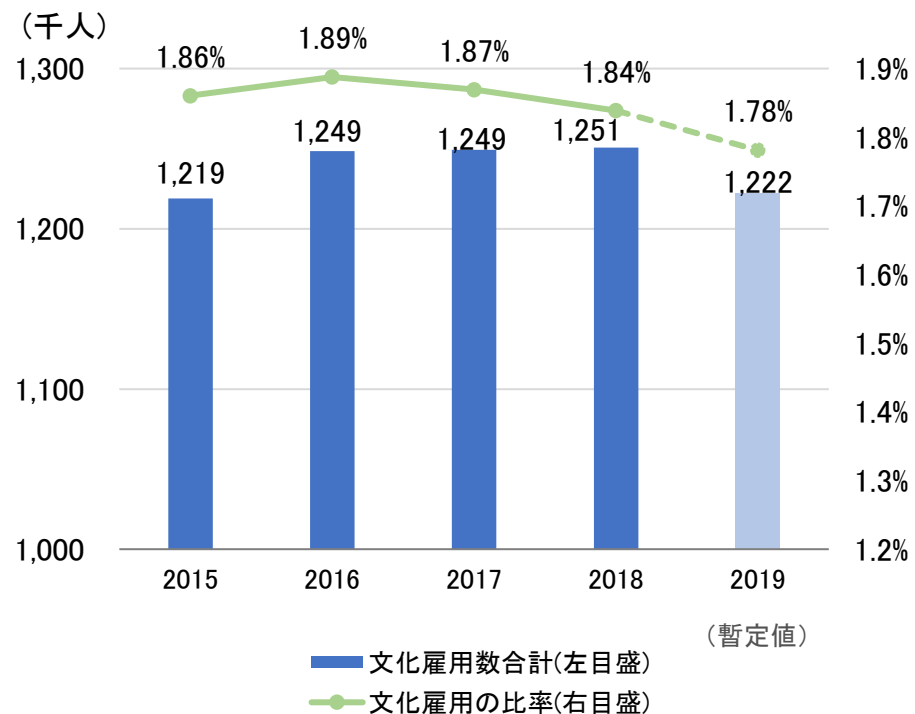
- ・ 補正後(ユネスコガイドライン相当)の数値は、各国発表資料を基に、受託事業者においてガイドラインに相当すると想定される領域を抽出して算出している。ただし、アメリカ及びドイツについては、領域の詳細分類の金額が公表されておらず、一部ガイドラインに該当する領域の額が含まれていないものがある。
- ・ イギリスは文化領域及びクリエイティブ産業の合計額である。また、ドイツの補正後の金額は一部分野間の重複がある。両国については、GVA(Gross Value Added)が用いられており、GDPと比較して推計額が若干少なく算出される。

- ✓ ユネスコのガイドラインに基づき、我が国における文化の輸出入及び文化雇用について推計。
- ✓ 我が国の文化の輸出入については、輸入超過が続く。また、文化雇用は約120万人超で推移しており、2016年以降減少傾向。

文化の輸出入



文化雇用の推移



※ 「文化雇用」は「国内生産額」×「雇用係数」により推計。「国内生産額」は各年の推計値、「雇用係数(=従業者数/国内生産額)」は2015年産業連関表を基に算出したものをそれぞれ使用して算出。

※ 2019年の「文化雇用」は暫定値のため今後、再推計が必要。

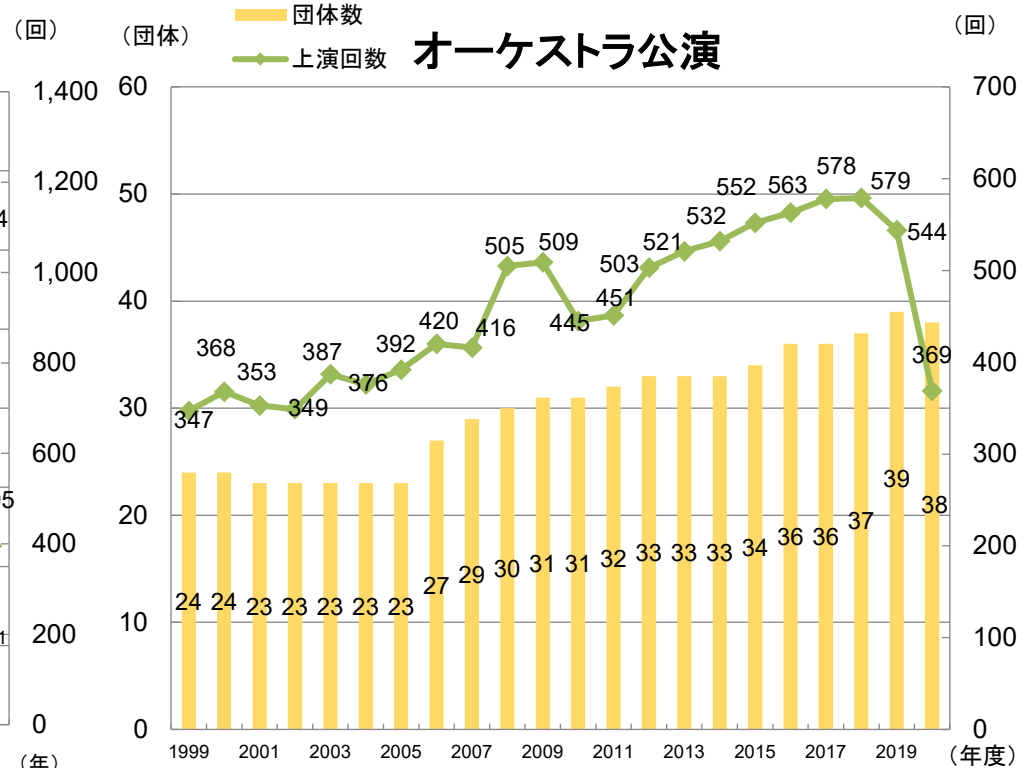
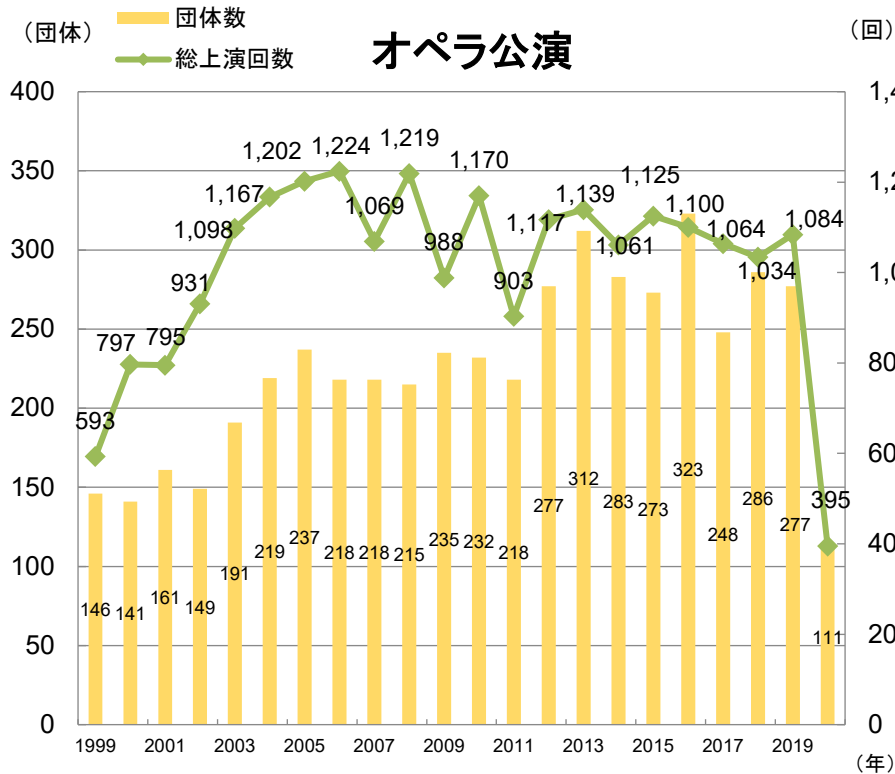
出典: 令和3年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究

⑩文化芸術に関する各分野の現状

(伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、
マンガ・アニメ・ゲーム等)

実演芸術（分野毎の公演回数）①（オペラ、オーケストラ）

✓ オペラ公演は横ばいないし漸減、オーケストラ公演は2011年から増加し続けていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年はいずれも大きく減少した（上演回数は、オペラで前年比65%減、オーケストラで前年比32%減）。



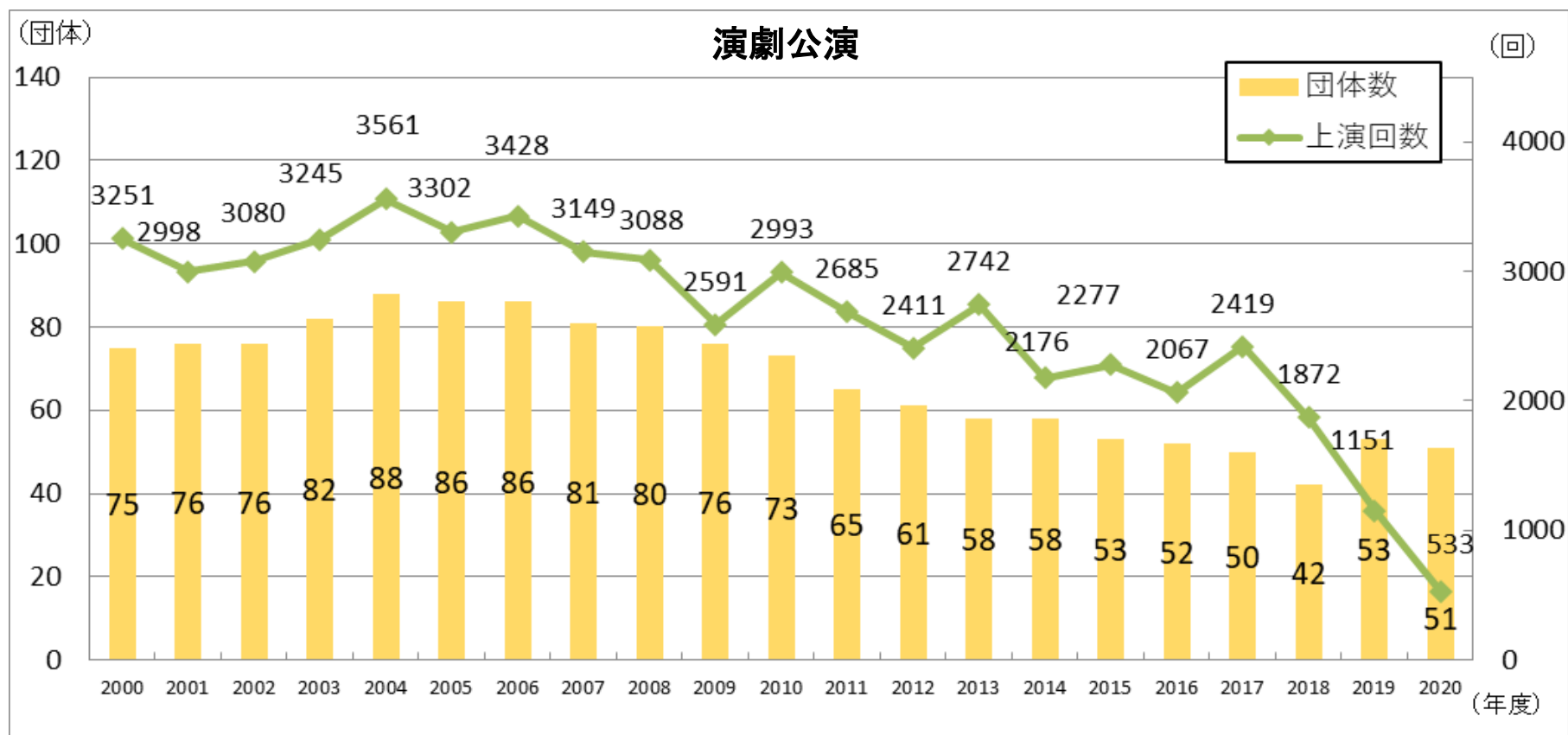
※ 「団体数」は、公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体数。
 ※ 「上演回数」は、公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体による自主公演かつ定期公演の回数。

出典：(学)昭和音楽大学オペラ研究所「日本のオペラ年鑑2020」(2021)

出典：(公社)日本オーケストラ連盟「日本のプロフェッショナル・オーケストラ年鑑2021」(2022)

実演芸術（分野毎の公演回数）②（演劇）

- ✓ 演劇公演を実施した団体数・上演回数は2004年度をピークに減少傾向にある。
- ✓ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、上演回数が前年に対して半減した。



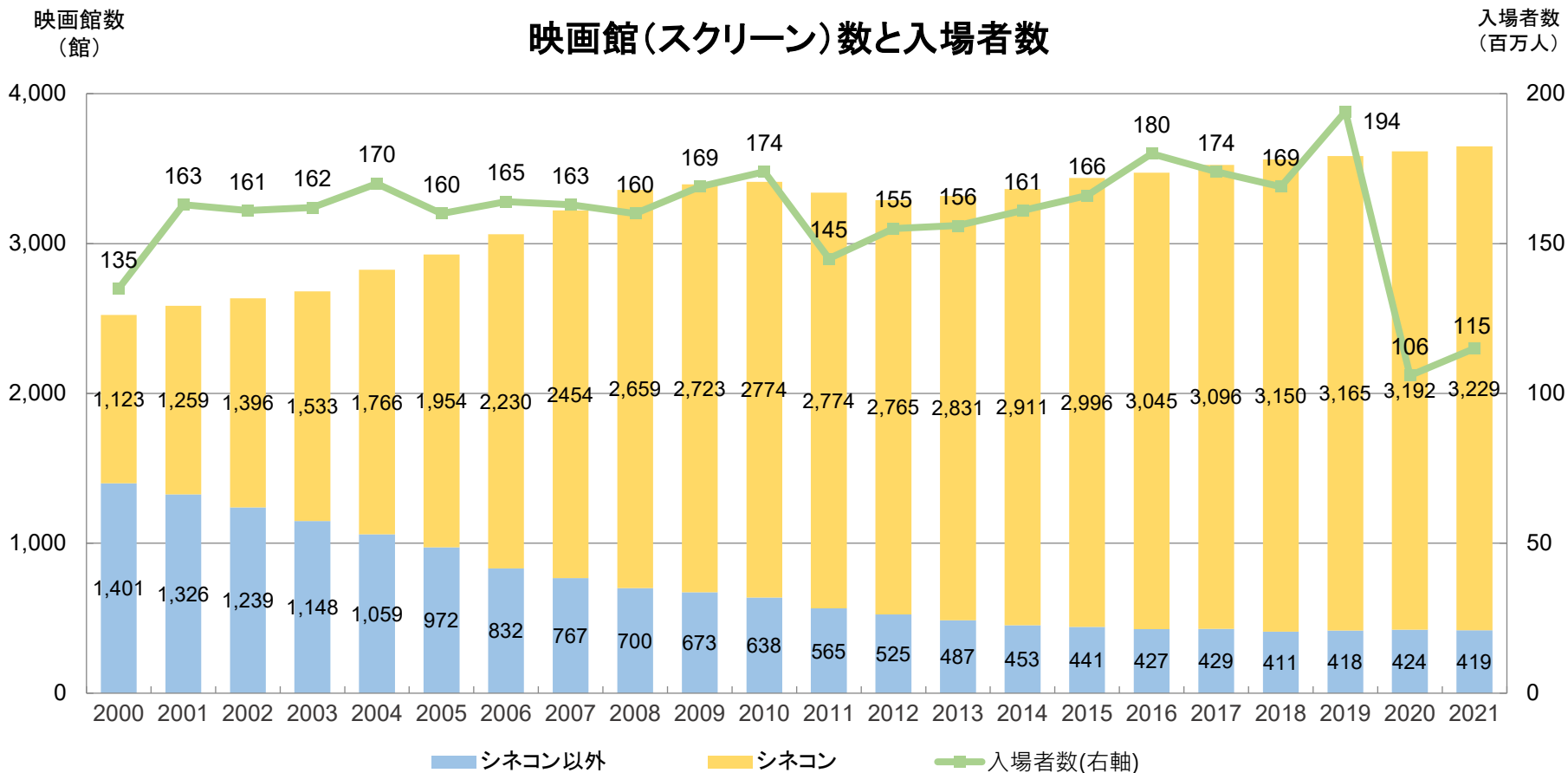
※ 「団体数」は、公益社団法人日本劇団協議会に加盟する団体数。

※ 「上演回数」は、公益社団法人日本劇団協議会に加盟する団の主催（劇団の本公演（自主公演）・アトリエ公演）による上演回数。

出典：（公社）日本劇団協議会「上演記録に関する調査研究報告書」（各年版）

文化芸術関連産業①（映画）

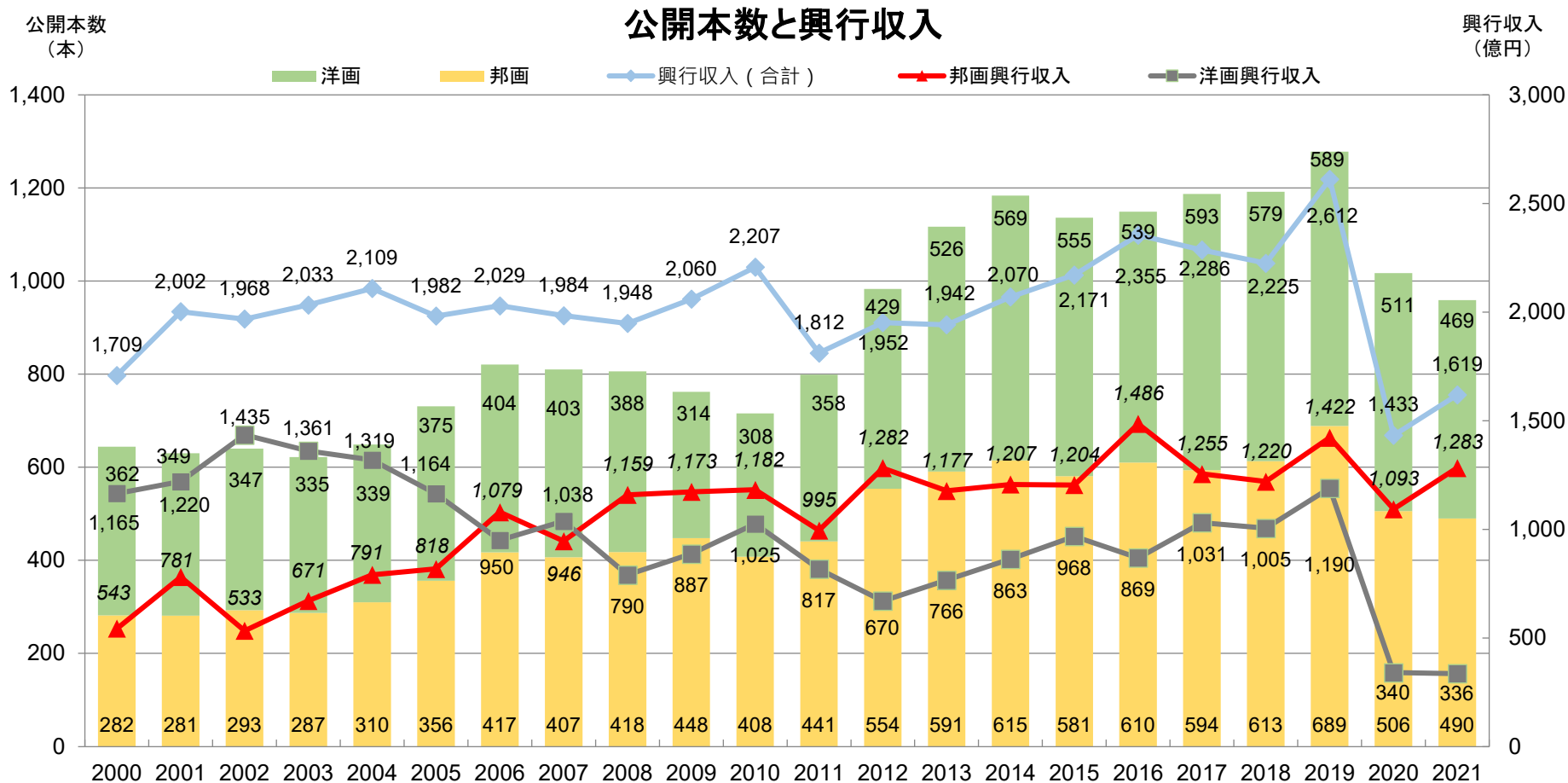
- ✓ シネマコンプレックス方式の映画館が増加し、シネコン以外の映画館は減少しているが、全体としてのスクリーン数は増加傾向にある。入場者数は2011年に前年から17%の減少となったが、現在は持ち直し、2019年は過去20年の最高値を示した。
- ✓ 2020年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入場者数が落ち込んだ（前年比45%減）。2021年は、入場者数に若干の持ち直しが見られたが、2019年と比べると十分な回復には至っていない。



出典：(一社)日本映画製作者連盟資料「過去データ一覧表」(2022)

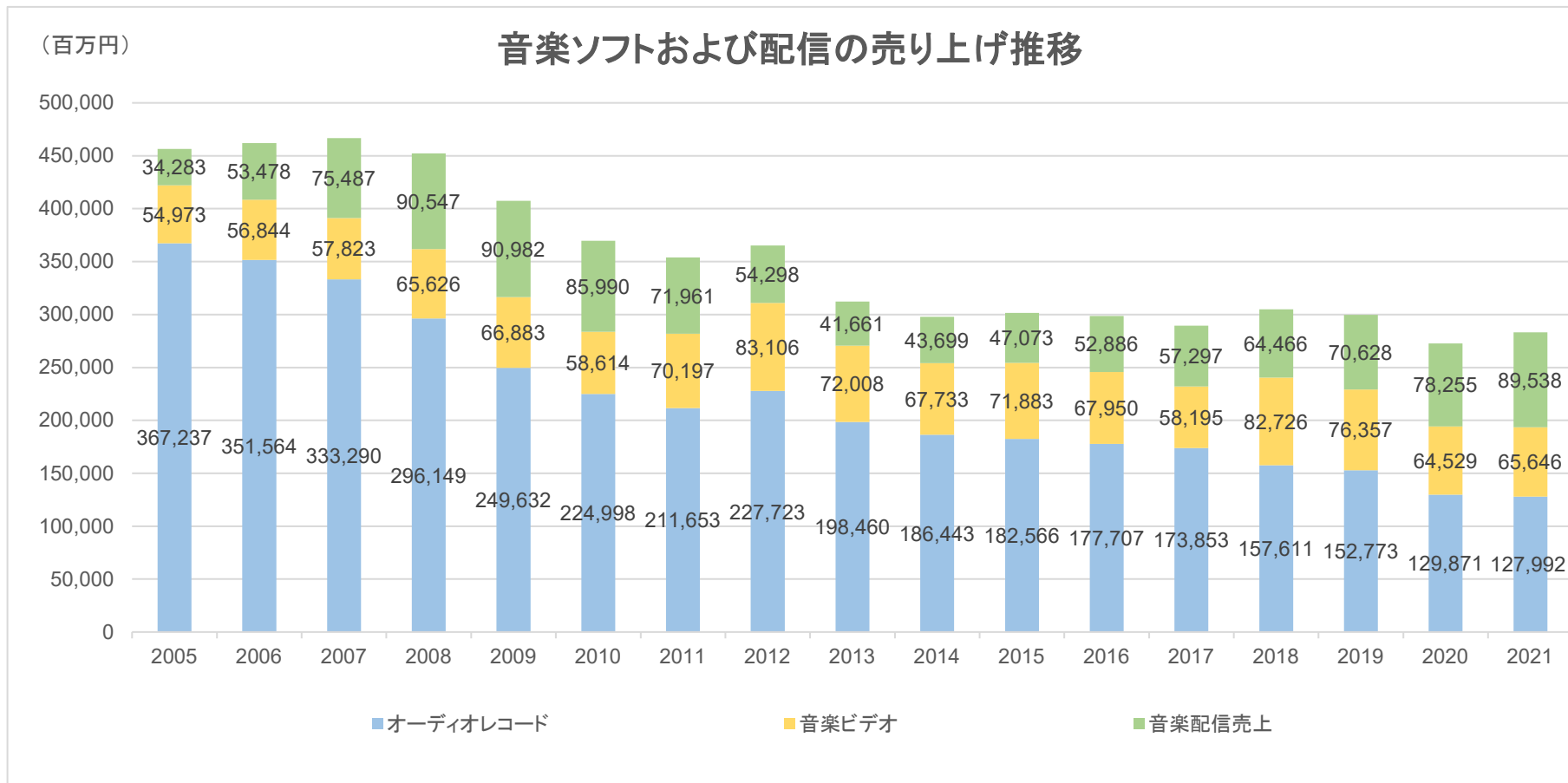
文化芸術関連産業① (映画)

✓ 公開本数は洋画と比して邦画が増加傾向にあり、2013年以降は洋画邦画合計1000本以上で推移していたが、2021年度は洋画邦画合計が1000本未満となった。興行収入は2017～18年はやや減少したが、2019年は回復した。2010年代以降、公開数、興行収入とも増加傾向にあったものの、2020年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、興行収入が落ち込んだ(前年比45%減)。2021年は、興行収入に若干の持ち直しが見られたが、2019年と比べると十分な回復には至っていない。



出典：(一社)日本映画製作者連盟資料「過去データ一覧表」(2022)

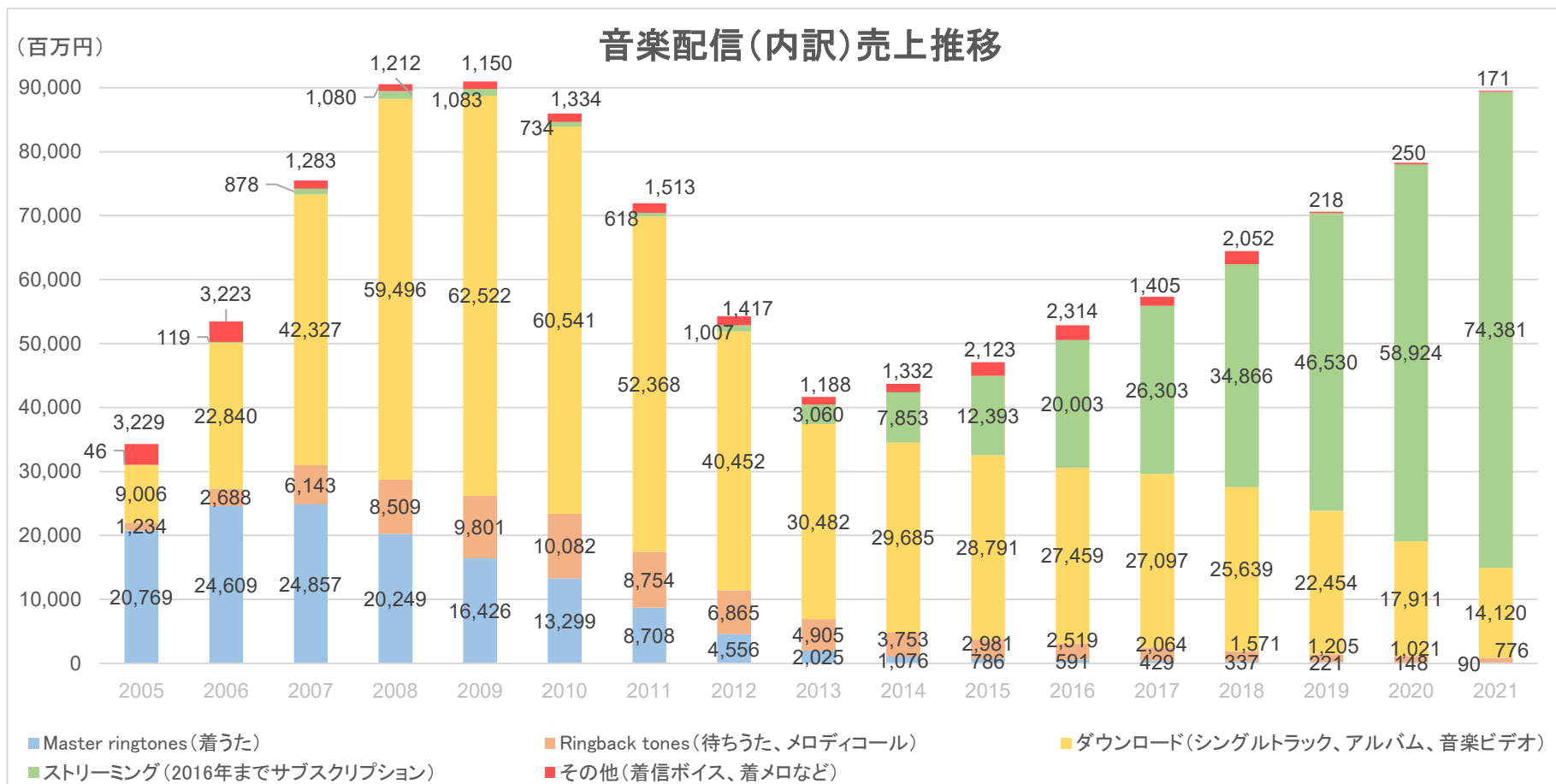
✓ 音楽ソフトのうちオーディオレコード（CDを含む）の売り上げは、視聴形態の変化などに伴い、年々減少している（2021年の売上額は2005年の約3分の1）。音楽配信サービスの売り上げは、2013年以降増加（2021年の売上額は2013年の2倍超）。



出典：(一社)日本レコード協会「生産実績・音楽配信売上実績 合計金額推移」（2022年6月16日閲覧）

文化芸術関連産業② (音楽)

✓ 音楽配信サービスは、中心となるサービス方式を変えながら、2013年以降増加。現在は、売上げの8割超をストリーミングが占める。

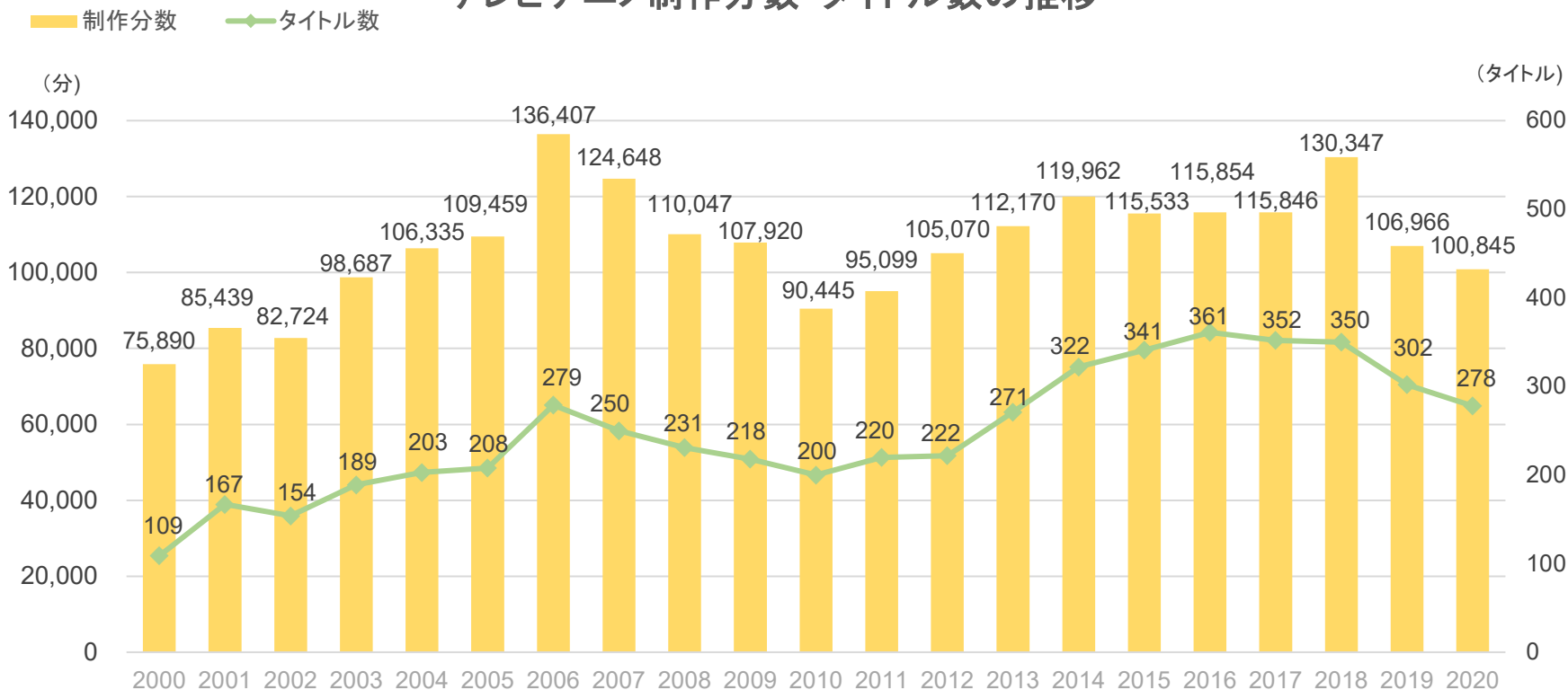


※統計区分が2017年に変更され、それまで「その他」に含まれていた「広告収入」が「サブスクリプション」と統合され、新たに「ストリーミング」と呼ばれることになった。
 ※ストリーミングはインターネットに接続した状態で映像、音声を再生する方式。ダウンロードは接続している機器に映像、音声データを転送するもの。

出典：(一社)日本レコード協会「音楽配信売上実績 項目別推移」(2022年6月16日閲覧)

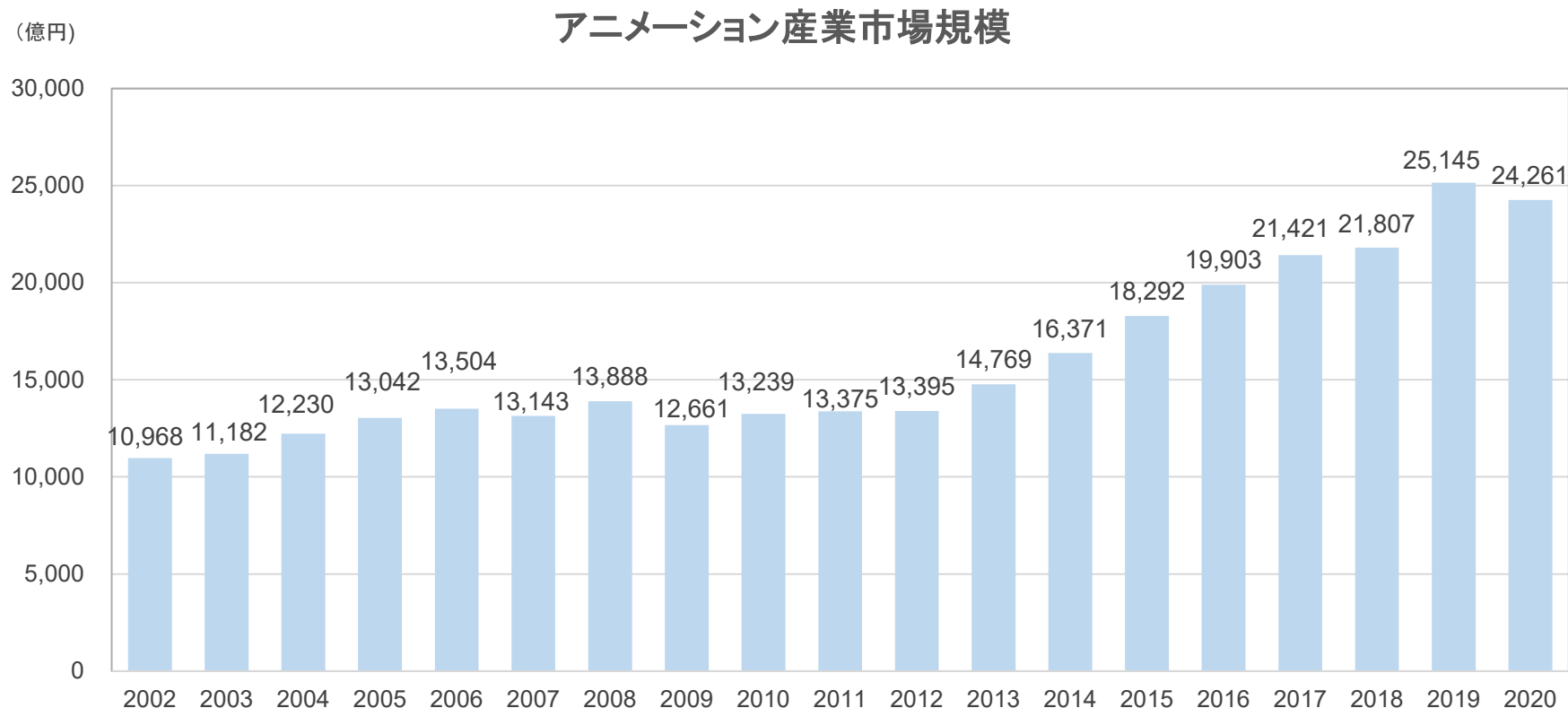
✓ テレビ放映されるアニメーションのタイトル数は2006年から2010年までの減少後、再び増加した(2016年をピーク)が、その後減少が続いている。

テレビアニメ制作分数・タイトル数の推移



出典: (一社)日本動画協会「アニメ産業レポート2021」

✓ アニメーション産業の市場規模は過去20年で増加傾向にあるが、2020年は減少に転じている。

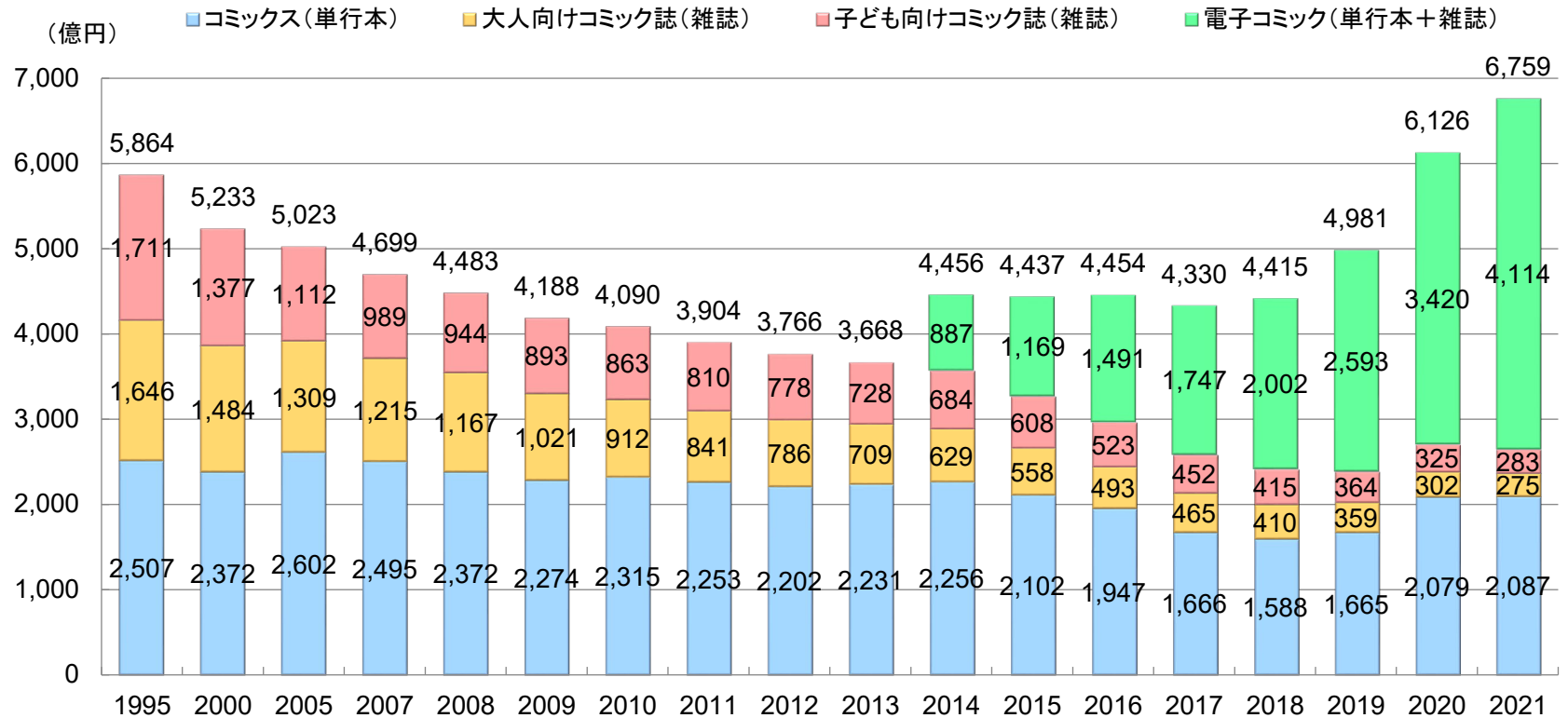


※①テレビ、②映画、③ビデオ、④配信、⑤商品化、⑥音楽、⑦海外、⑧遊興、⑨ライブエンタテインメントのエンドユーザー市場統計等に基づく。

文化芸術関連産業④ (マンガ)

- ✓ 電子コミック市場の拡大により、マンガ市場全体としては増大傾向にあり、コロナ禍前の2019年に比べ、2020年は約1.2倍、2021年は約1.4倍と伸びている。
- ✓ 2019年から、電子媒体の販売金額が紙媒体の販売金額を越えた。

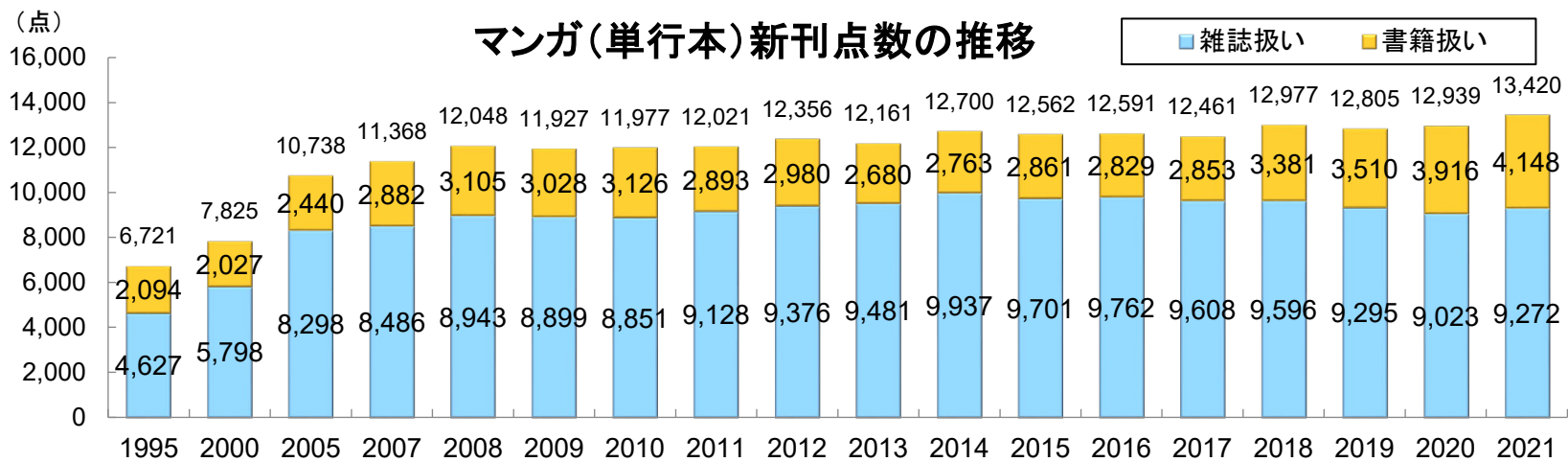
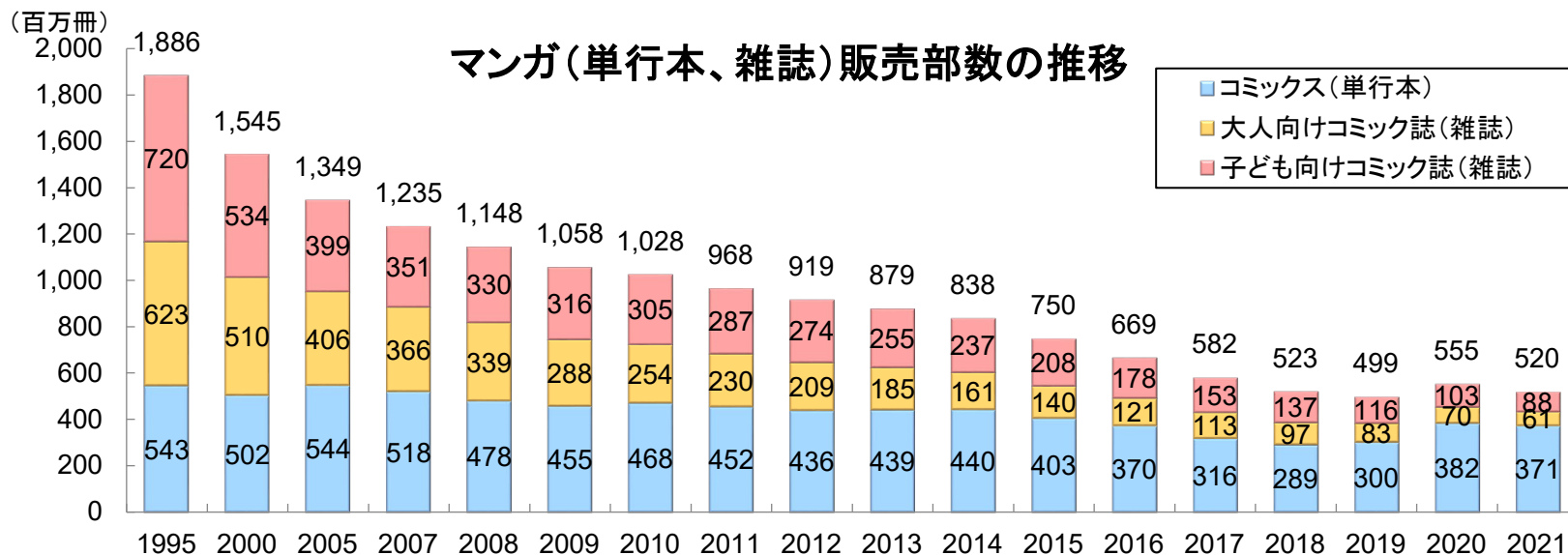
マンガ(単行本、雑誌、電子書籍)販売金額の推移



※ 電子コミックは2013年以前の統計記録なし。

出典：(公社)全国出版協会出版科学研究所「出版指標年報2022年版」(2022)

文化芸術関連産業④ (マンガ)

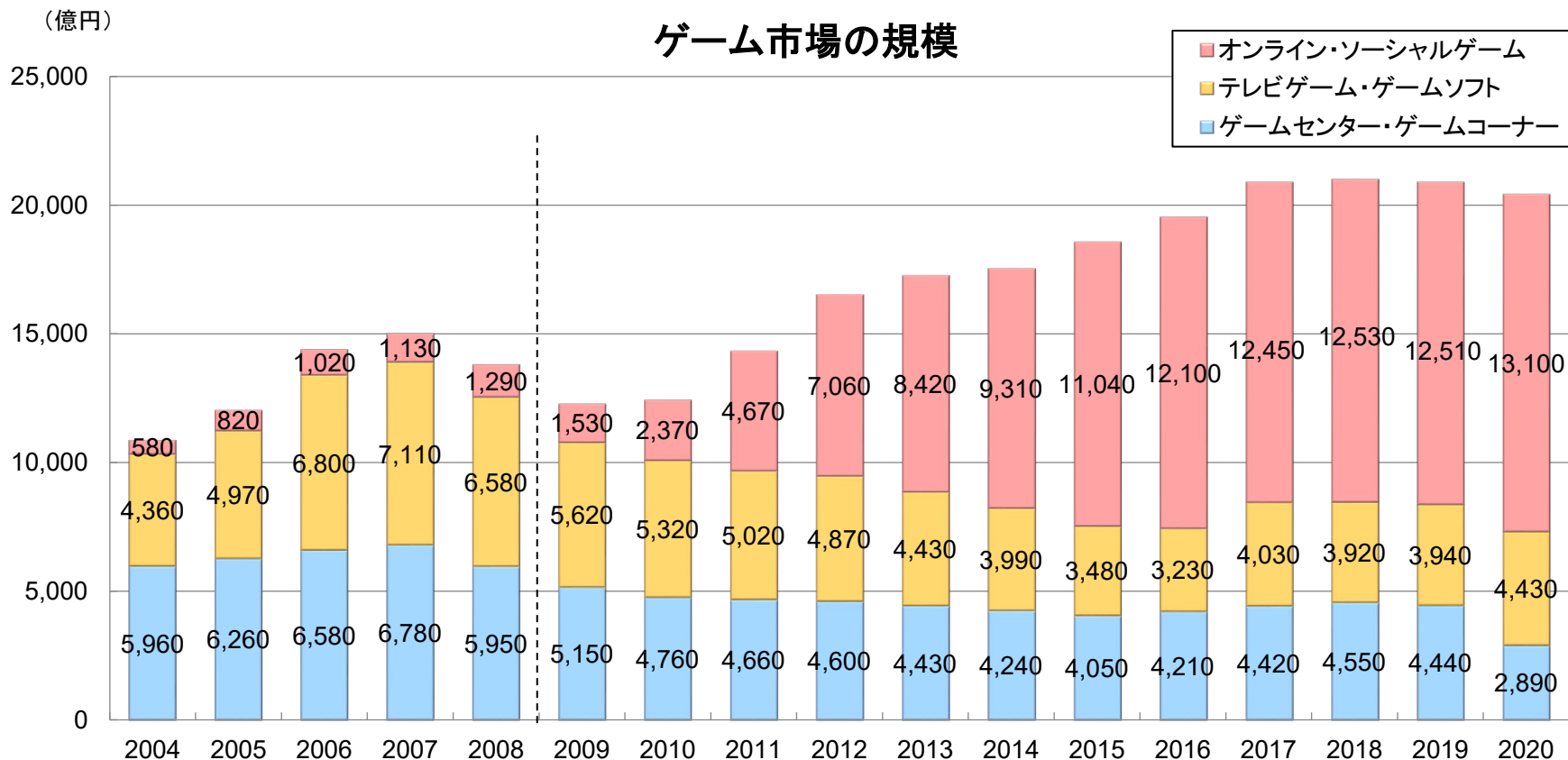


※表示単位で四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典：(公社)全国出版協会出版科学研究所「出版指標年報2022年版」(2022)

文化芸術関連産業⑤ (ゲーム)

- ✓ 2007年にアーケードゲーム(ゲームセンター・ゲームコーナー)、家庭用ゲーム(テレビゲーム・ゲームソフト)の市場がピークを迎えたあと、オンライン・ソーシャルゲーム市場が大幅に増加し、2014年以降は市場の半数以上を占めている。
- ✓ 市場全体は、2018年以降漸減を続けている。



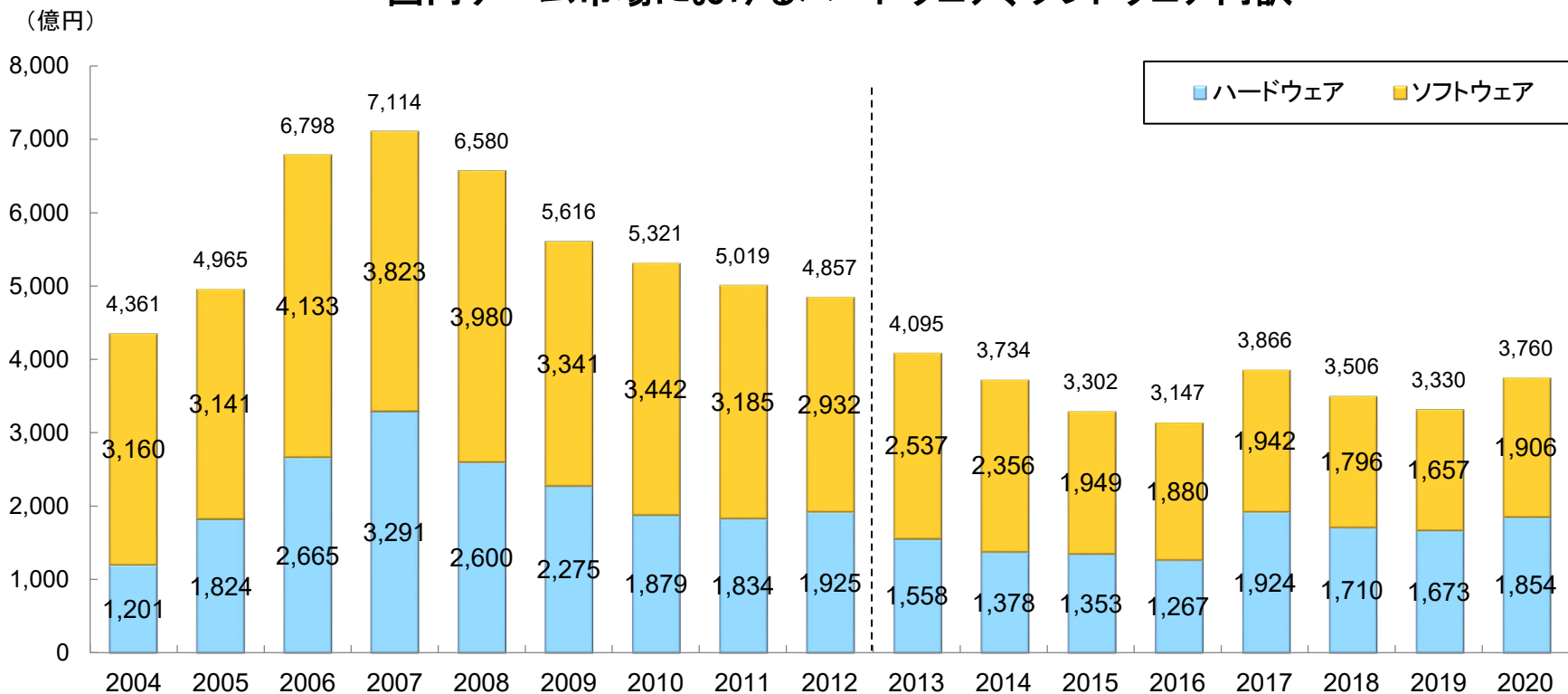
※2009年から調査方法が変更されたため、グラフに断絶がある。

※オリジナルデータの出典が異なるため、次頁の合計額は当頁の「テレビゲーム・ゲームソフト」と異なる。

出典：電通メディアイノベーションラボ編「情報メディア白書2022」(2022)

✓ 国内の家庭用ゲーム市場は、2007年をピークに縮小傾向にある。

国内ゲーム市場におけるハードウェア、ソフトウェア内訳



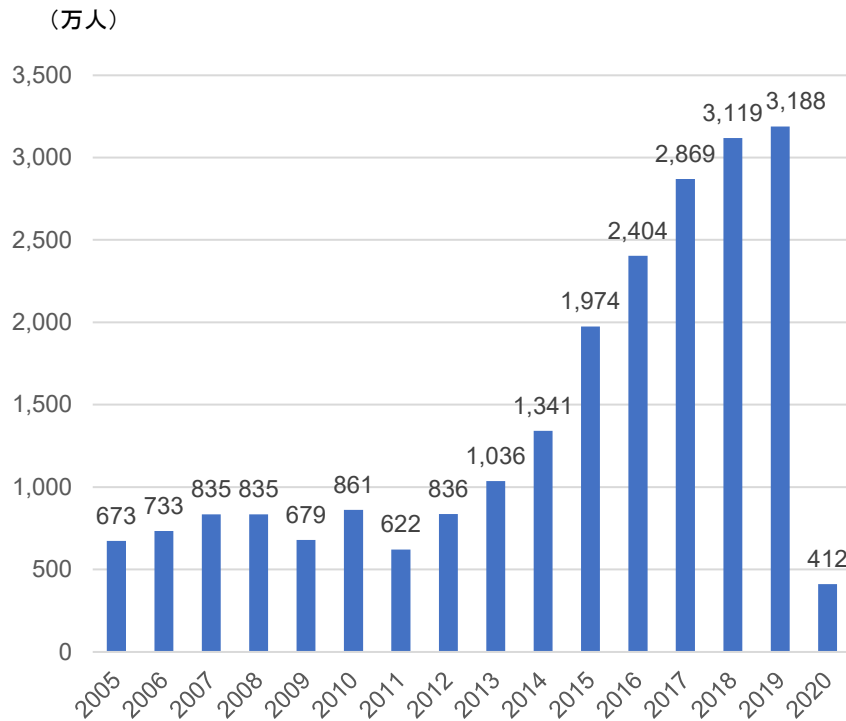
※2013年から測定方法が変更されたため、グラフに断絶がある。

出典: コンピュータエンターテインメント協会「CESAゲーム白書」(各年版)

⑪文化観光振興の現状

✓ 訪日外国人旅行者数は2018年には初めて3,000万人を突破するなど、新型コロナウイルス感染症流行前は大幅な増加傾向にあった。また、訪日の際に日本食を食べることを経験する外国人は96.6%に及んだ。

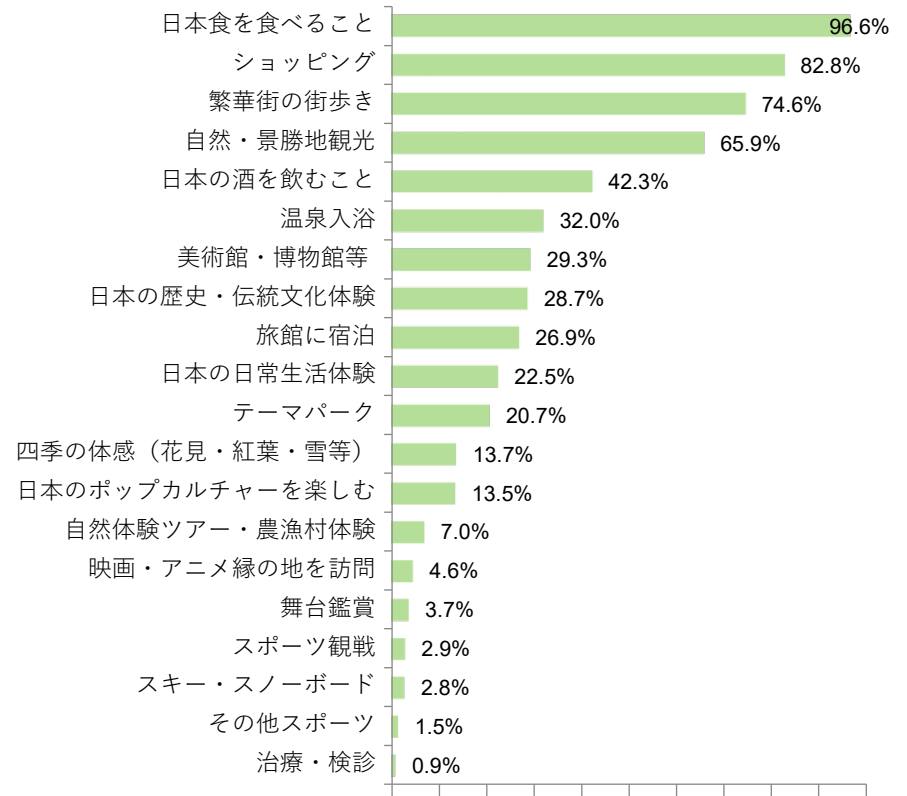
訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」

訪日時にしたこと

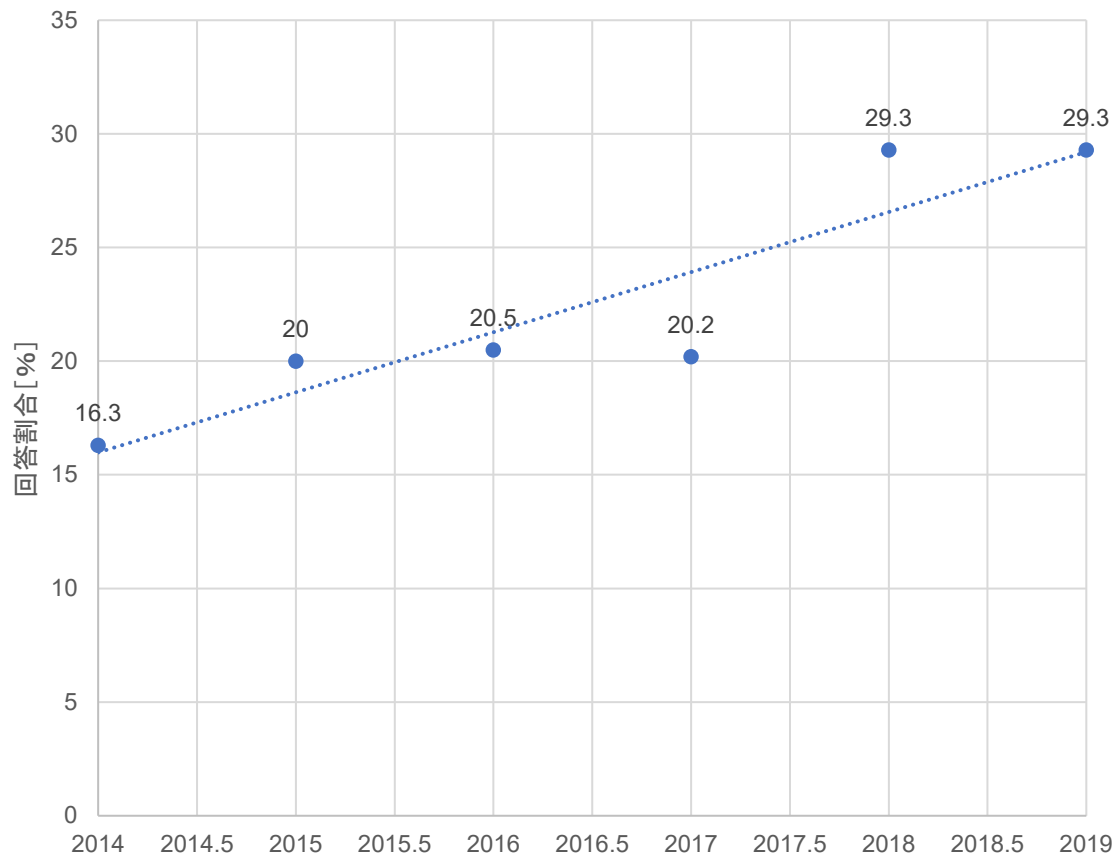
(複数回答)



出典：観光庁「訪日外国人の消費動向」(2019年調査)

✓ 訪日外国人観光客のうち、滞在中に経験したこととしては、約3割が美術館・博物館を訪問している。

「美術館・博物館等」と回答した割合



(出典 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

※2020年及び2021年は調査中止

博物館のポテンシャル

海外ミュージアム 年間入場者数

ルーブル美術館	960万人
中国国家博物館	739万人
バチカン美術館	688万人
メトロポリタン美術館	677万人

(出典 米エイコム社「テーマパーク・博物館インデックス2019」)

※2020年及び2021年は調査中止

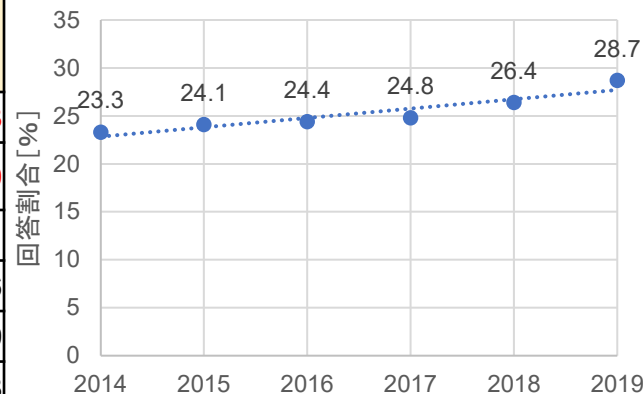
訪日観光に関する状況

✓ 訪日観光時にしたことのうち、「日本の歴史・伝統文化体験」は、全体的に徐々に増加しており、特に「1人あたりの旅行支出」が高い欧米豪からの観光客において高い傾向にある。また、「日本食を食べること」「日本の酒を飲むこと(日本酒・焼酎等)」「美術館・博物館・動植物園・水族館」についても、欧米豪についてその割合が高い傾向にある。

日本において今回したこと

項目	全体	韓国	台湾	中国	英国	フランス	米国	オーストラリア
日本食を食べること	96.6	97.6	96.7	95.0	98.5	94.5	97.7	98.3
日本の酒を飲むこと(日本酒・焼酎等)	42.3	59.8	31.2	29.4	73.8	52.0	63.6	65.9
旅館に宿泊	26.9	14.4	31.6	38.4	25.9	28.3	18.5	31.1
温泉入浴	32.0	31.4	34.4	37.6	24.9	31.5	21.1	38.6
自然・景勝地観光	65.9	51.8	75.2	72.1	65.8	58.5	60.4	70.9
繁華街の街歩き	74.6	70.0	80.0	80.9	72.4	61.1	68.8	75.8
ショッピング	82.8	77.1	88.7	91.8	64.2	66.1	65.3	73.2
美術館・博物館・動植物園・水族館	29.3	14.5	32.4	24.7	52.1	45.3	44.9	59.0
テーマパーク	20.7	14.1	20.6	26.8	8.4	10.7	12.9	25.7
自然体験ツアー・農漁村体験	7.0	1.8	7.6	3.1	9.7	8.4	12.7	14.9
四季の体感(花見・紅葉・雪等)	13.7	4.7	17.2	9.9	21.6	22.4	19.2	26.9
日本の歴史・伝統文化体験	28.7	8.9	23.9	25.6	62.5	59.1	54.8	58.9
日本の日常生活体験	22.5	13.0	20.2	12.7	47.0	52.3	47.4	42.2
日本のポップカルチャーを楽しむ	13.5	8.7	13.1	11.2	21.9	26.0	22.7	26.2

「日本の歴史・伝統文化体験」と回答した割合



(出典 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

※2020年及び2021年は調査中止

出典：訪日外国人消費動向調査2019年（観光庁）

※2020年及び2021年は調査中止

観光交流人口増大の経済効果（2019年）

- ✓ 定住人口1人当たりの年間消費額(130万円)は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者8人分、国内旅行者(宿泊)23人分、国内旅行者(日帰り)75人分にあたる。

定住人口=1億2,617万人
1人当たり年間消費額=130万円

旅行消費額

訪日外国人旅行4.8兆円

国内旅行(海外分除く)21.9兆円

うち宿泊旅行 17.2兆円
うち日帰り旅行 4.8兆円

訪日外国人旅行者

国内旅行者(宿泊+日帰り)

1人1回当たり旅行支出
15万8,531円

うち宿泊 3億1,162万人
うち日帰り 2億7,548万人

1人1回当たり消費額
宿泊 5万5,054円
日帰り 1万7,334円

減少

定住人口1人減少分

拡大

外国人旅行者8人分

又は

国内旅行者(宿泊)23人分

又は

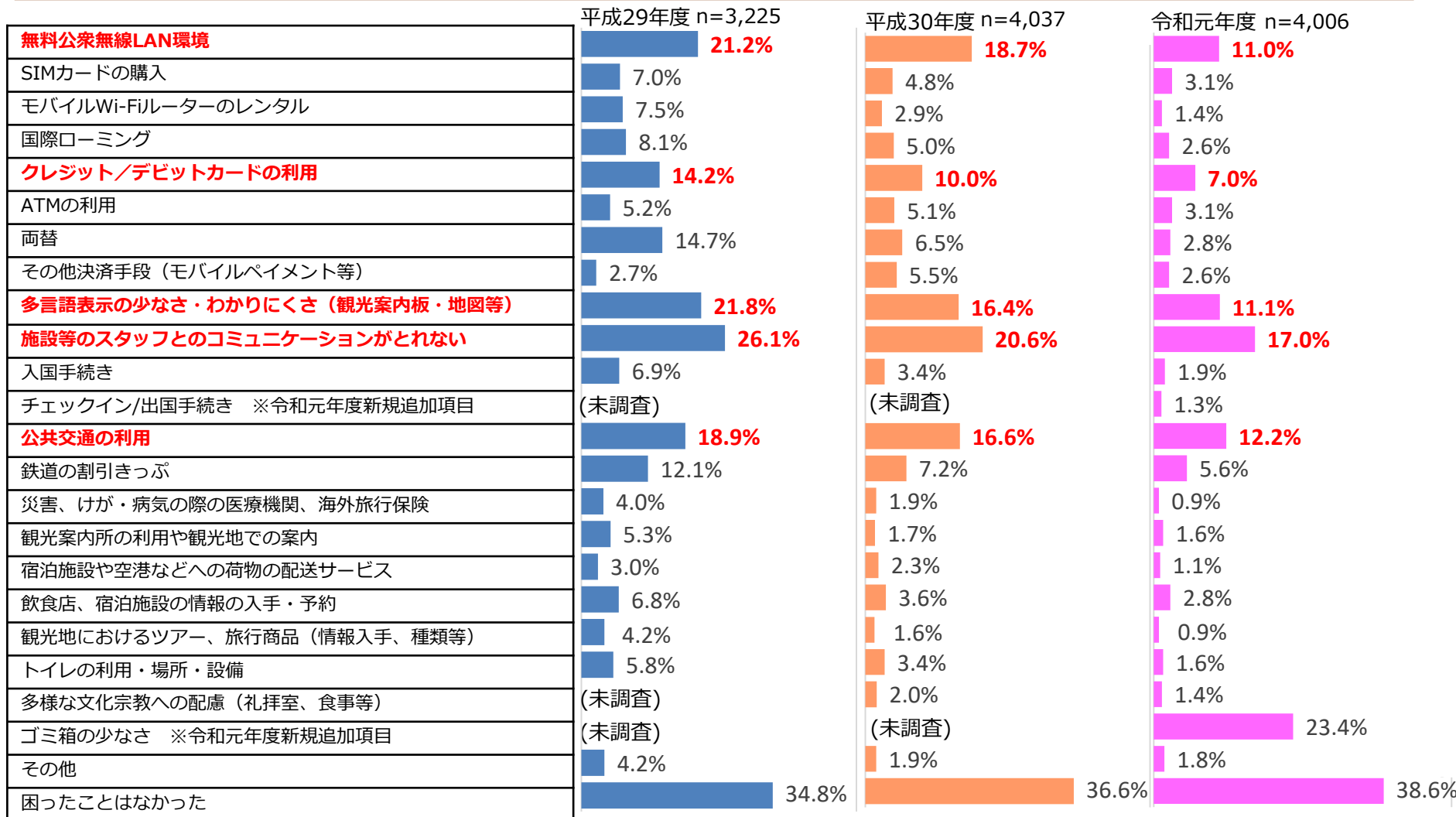
国内旅行者(日帰り)75人分

定住人口は2019年10月1日現在人口推計(総務省)、定住人口1人当たり年間消費額は2019年家計調査(総務省)による。
旅行消費額の訪日外国人旅行は訪日外国人消費動向調査(2019年)(観光庁)より算出、国内旅行は旅行・観光消費動向調査(2019年)(観光庁)より算出。
訪日外国人旅行者は日本政府観光局(2019年)発表数値、国内旅行者は旅行・観光消費動向調査(2019年)(観光庁)より算出。
訪日外国人旅行者1人1回当たり消費額は訪日外国人消費動向調査(2019年)(観光庁)、国内旅行者(宿泊/日帰り)1人1回当たり消費額は旅行・観光消費動向調査(2019年)(観光庁)より算出。
定住人口1人減少分に相当する旅行者人数は、定住人口1人当たり年間消費額を訪日外国人旅行者又は国内旅行者1人1回当たり消費額で除したもの。(※観光庁資料)

出典：観光交流人口増大の経済効果（2019年）観光庁

訪日外国人旅行者が旅行中に困ったこと

✓ Wi-Fi、キャッシュレス化、多言語対応、交通アクセスの充実など、受入体制の整備が課題となっている。



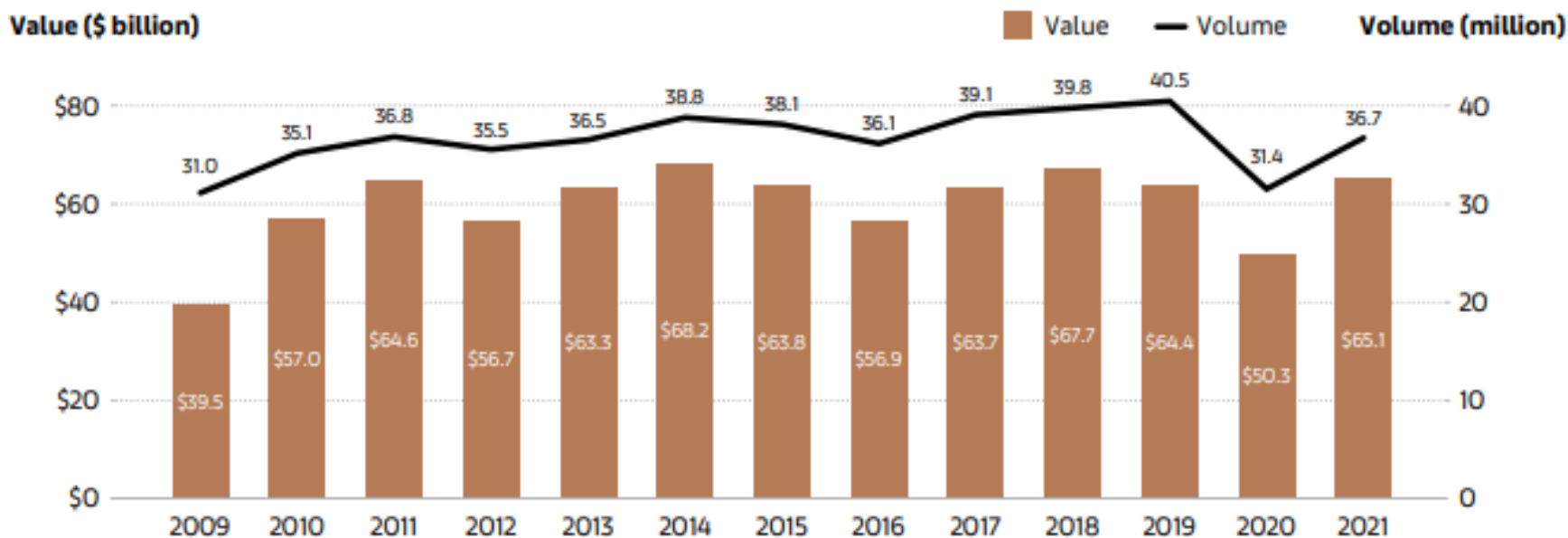
(出典) 観光庁『令和元年度「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」調査結果』をもとに作成

⑫アート市場の現状

- ✓ 2021年における世界のアート市場は約 651億ドル(約6兆7,476億円※)。
- ✓ 2020年はコロナの影響により市場は大幅に縮小したが、現在は回復基調にある。

※財務省「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」を基に「令和2年12月27日から令和3年1月2日まで」の為替1ドル=103.65円を適用。

Figure 1.1 | Sales in the Global Art Market 2009–2021



© Arts Economics (2022)

出所) The Art Market 2022 (Art Basel & UBS)

✓ アメリカ、中国、英国がアート市場全体の80%を占める一方、日本のアート市場規模は世界全体の1%未満で、その他8%の中に含まれている状況。

◇アート市場の国別割合（2021年）

*日本はその他

1位 米国 43% 約2兆9,014億円

2位 中国 20% 約1兆3,495億円

3位 英国 17% 約1兆1,470億円

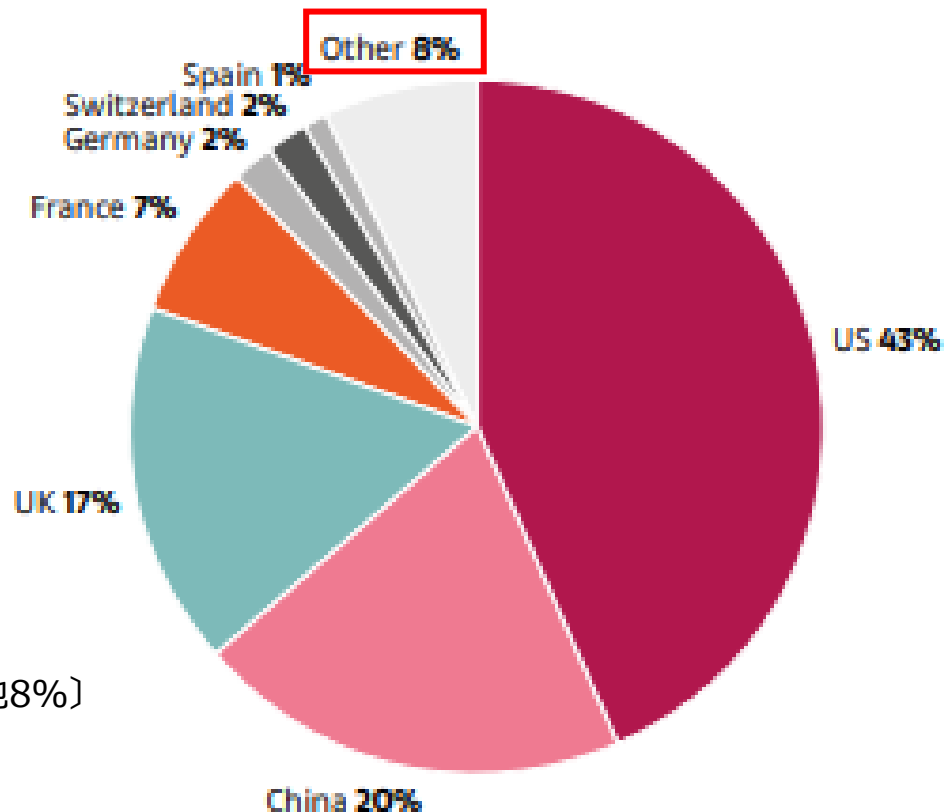
4位 フランス 7% 約4,723億円

・

・

・

日本 その他（1%未満）



[ヨーロッパ 29% アメリカ 43% アジア 20% その他8%]

※参考：エートーキョー・芸術と創造による調査では推計、2,186億円となっており、これを当てはめると、国別割合は3.2%となる。

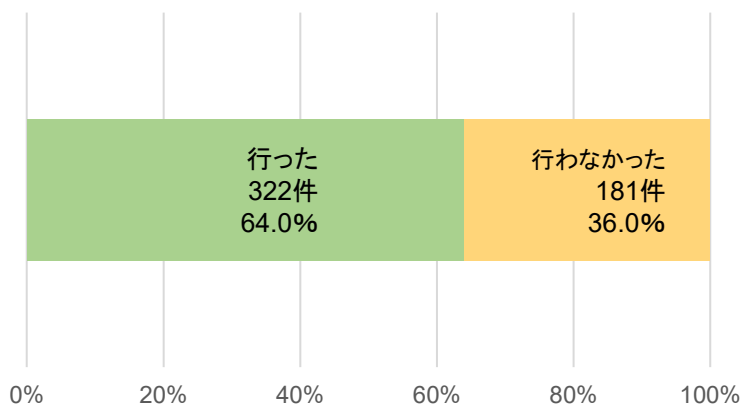
出所) The Art Market 2022 (Art Basel & UBS)

⑬ 企業における文化芸術活動の状況

企業のメセナ活動①（実施状況等）

- ✓ メセナ活動は、社会貢献の一環として企業が行う芸術文化支援活動である。
- ✓ 2021年度、メセナ活動を行った企業は回答企業(503社)の64.0%であった。1件あたりの事業規模は50万円未満が最も多く、続いて、250万～500万円未満、500万円～750万円未満となっている。

実施状況 [N=503]



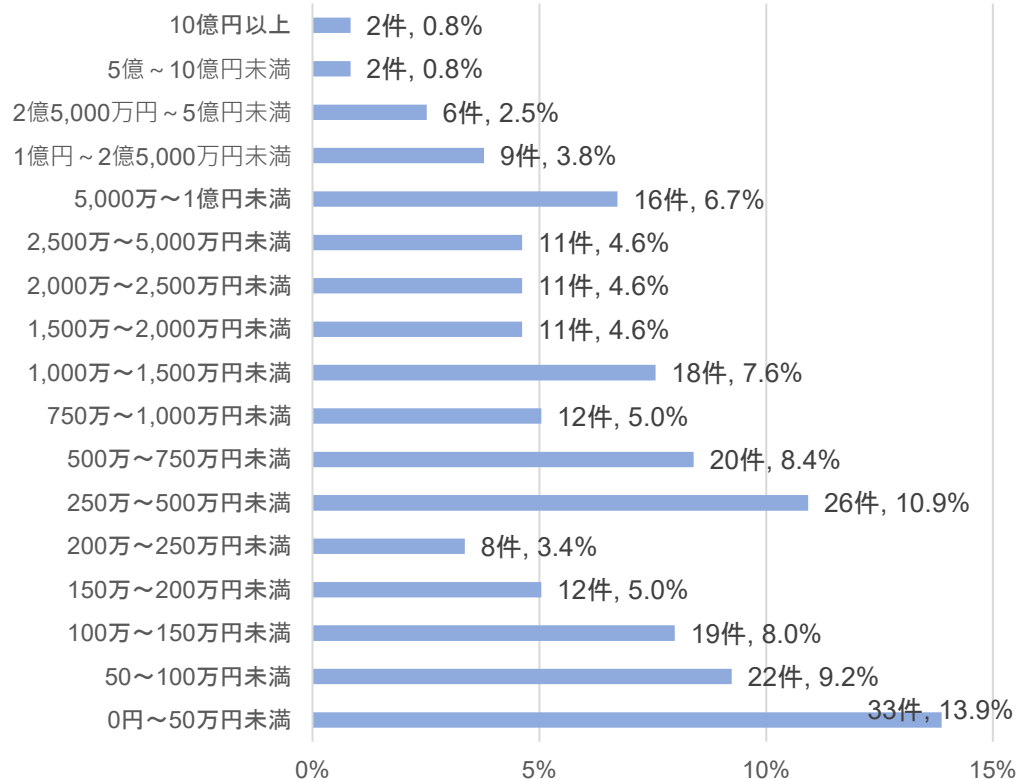
活動費総額

企業 214億3,267万円 (N=240)

財団 448億9,396万円 (N=150)

総額663億2,663万円

事業費(実施件数ベース)

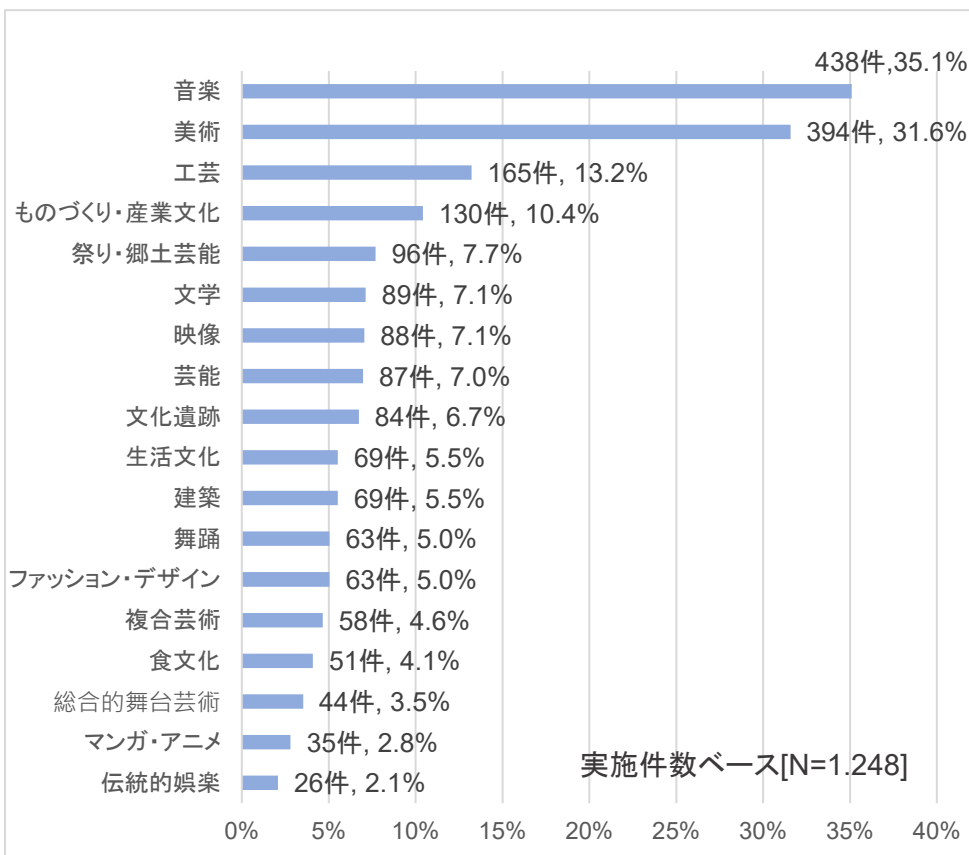


出典：(公社)企業メセナ協議会「2021年度メセナ活動実態調査」(2022)

企業のメセナ活動② (活動分野等)

- ✓ メセナ活動の分野は「音楽」「美術」が中心である。
- ✓ 他団体への支援活動は資金支援だけでなくマンパワーや場所、製品・サービス、技術・ノウハウの提供など多岐にわたる。

活動分野



活動の実施方法

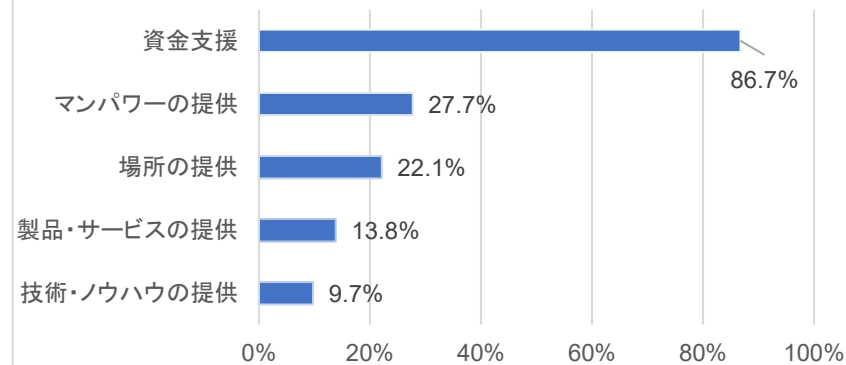
メセナ活動の手法 | 企業数ベース

MA/N=321

自主企画・運営 **58.6%**

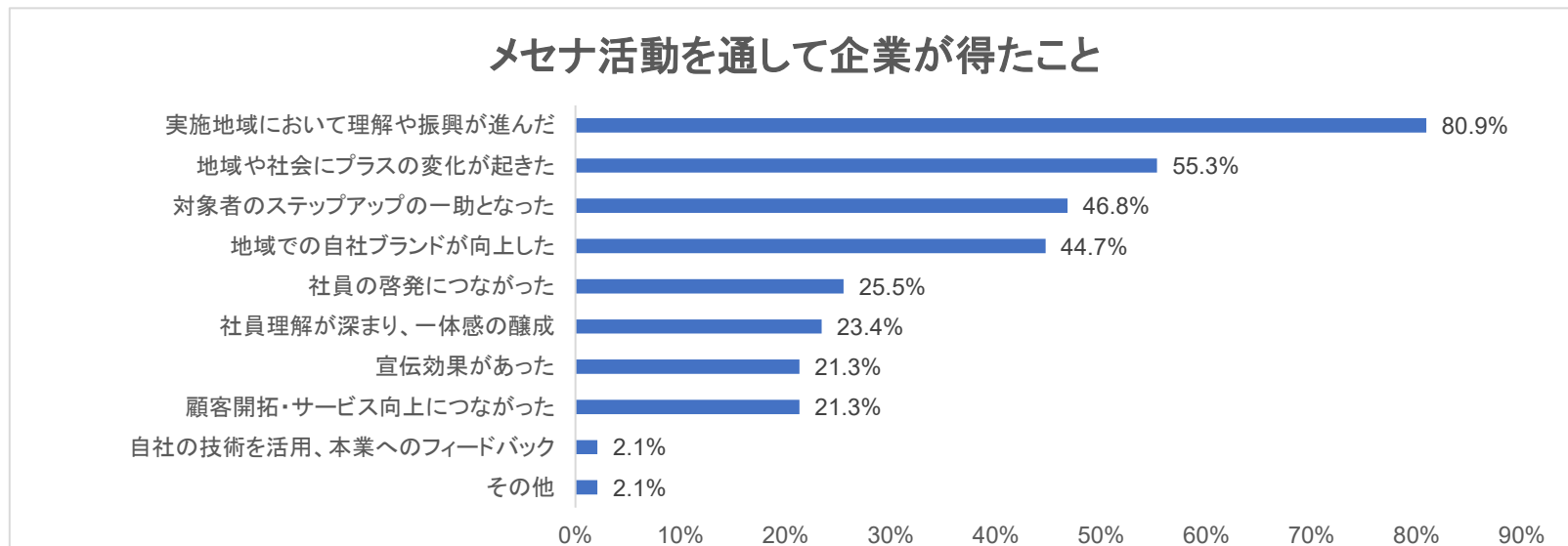
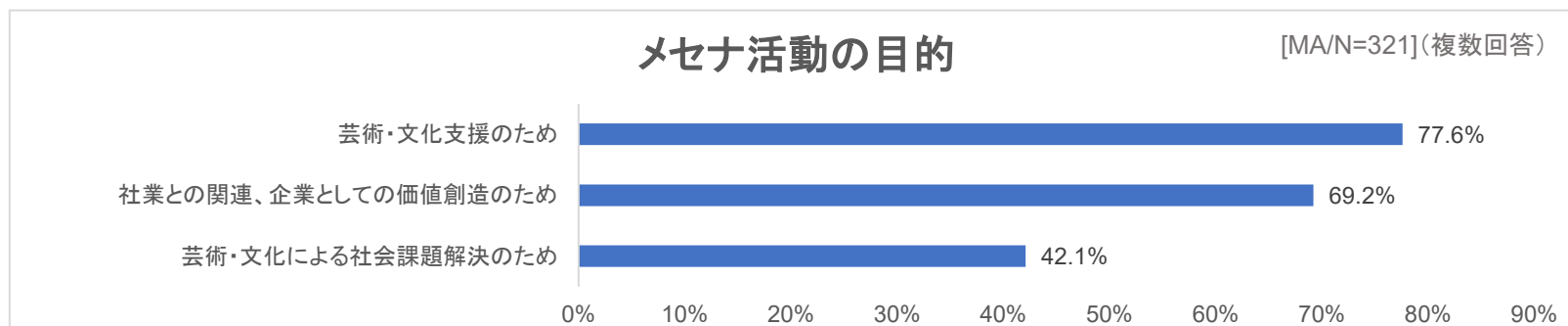
他団体への支援・提供 **64.8%**

「他団体への支援提供」の内訳



出典：(公社)企業メセナ協議会「2021年度メセナ活動実態調査」(2022)

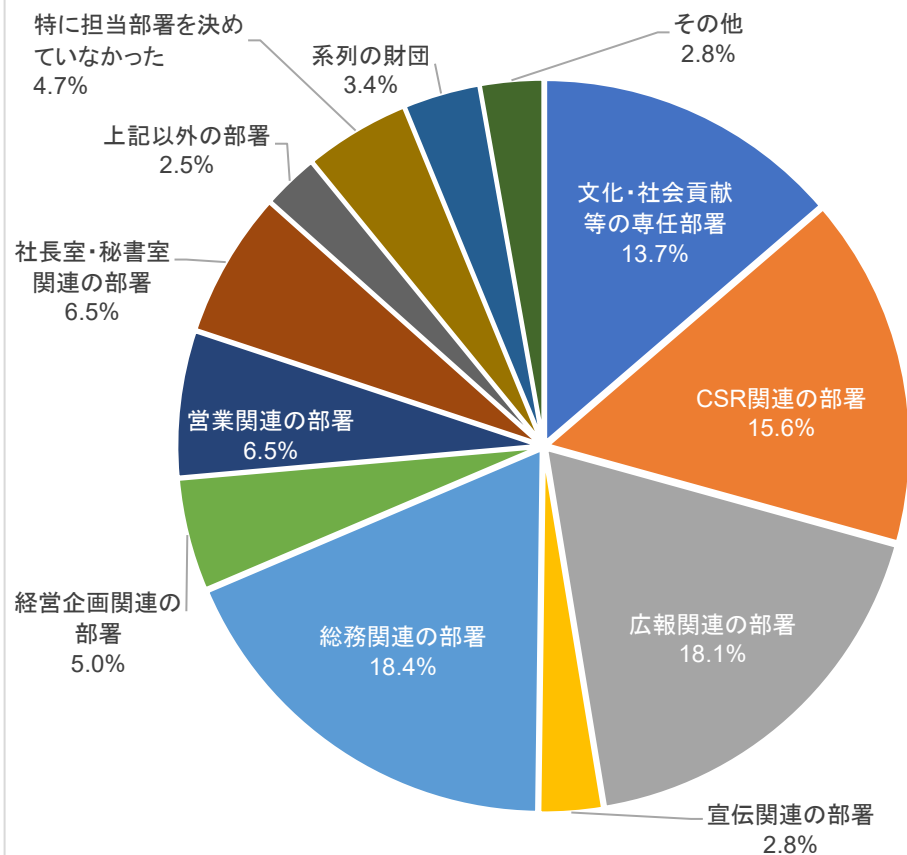
- ✓ メセナ活動を実施する目的は、「芸術・文化支援のため」が77.6%にのぼり、次に「社業との関連、企業としての価値創造のため」が多い。
- ✓ 実施した結果としては、「実施地域において理解や振興が進んだ」「地域での自社ブランドが向上した」「地域や社会にプラスの変化が起きた」が多いが、社員への啓発や宣伝効果も認められている。



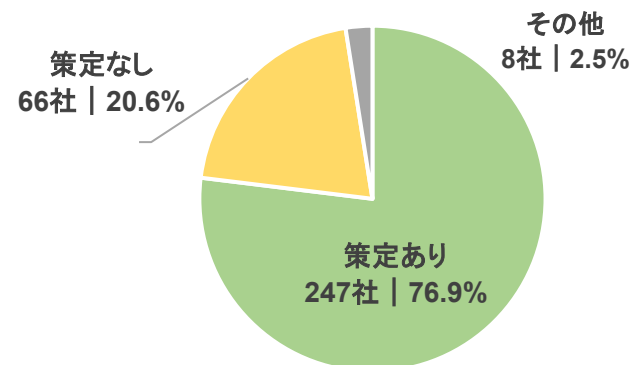
企業のメセナ活動④ (担当部署等)

- ✓ 社内の担当部署は総務関連の部署、広報関連部署やCSR関連部署、文化・社会貢献等の専任部署に置かれている。
- ✓ 活動プログラムは、従前からの継続が80.3%となっている。

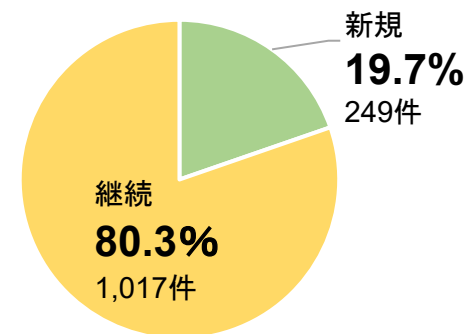
担当部署



メセナ活動に関する基本方針の策定



新規プログラムの割合



出典：(公社)企業メセナ協議会「2021年度メセナ活動実態調査」(2022)

⑭文化芸術に関する国際交流の現状

文化分野における主な国際会議等

(1) 日中韓文化大臣会合

日中韓の文化担当大臣が、文化分野における3か国の交流や協力について議論を行う会議。2007年1月のフィリピンにおける日中韓首脳共同声明において、同年が「日中韓文化交流年」と位置づけられたことを機に開始（第1回会合：2007年中国南通市）。

【直近の開催状況等】

第11回：2019年8月 韓国仁川広域市で開催、「仁川宣言」を採択

第12回：2021年8月30日 北九州市でオンライン開催、「北九州宣言」を採択

第13回：2022年8月 オンライン開催予定（中国主催）。

(2) ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN10か国＋日中韓の文化担当大臣が、ASEAN諸国と日中韓3か国の間での文化分野での協力について議論を行う会議（第1回会合：2003年マレーシア）

【直近の開催状況等】

第8回：2018年 インドネシアで開催

第9回：2020年 オンラインで開催

第10回：2022年 オンライン（議長国ラオス）で開催予定

(3) ユネスコ文化大臣会合

ユネスコの主導により2019年より開催。文化政策の役割や影響について、文化担当大臣間で議論。コロナ感染症が拡大した2020年4月にはアズレー事務局長の呼びかけによりテレビ会議形式で行われ、130か国以上の文化担当大臣・副大臣等が参加。コロナ禍における文化保護政策等につき議論。

第1回：2019年11月 テーマ：持続可能な開発のための文化公共政策

第2回：2020年4月（テレビ会議） テーマ：コロナ感染症の環境下で文化をどのように促進、保護しているか。

(4) G20文化大臣会合

2020年の議長国サウジアラビアの提案で始まった、G20の枠組みで文化芸術に関する国際協力等について議論を行うもの。2021年の第2回会合はイタリアで開催され、文化庁からは都倉長官が出席し、「文化を通じた気候変動への対応」の重要性を強調したキーノート・スピーチを実施。2022年の第3回会合は「持続可能な生活のための文化」をテーマにインドネシアにて開催予定。

第1回：2020年11月 サウジアラビア（高橋副大臣出席、オンライン）

第2回：2021年7月 イタリア・ローマ（都倉長官出席）

第3回：2022年9月 インドネシア・ボロブドゥールで開催予定（対応調整中）

(5) 文化多様性の保護・促進

2005年の第33回ユネスコ総会において「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」が採択。急速にグローバル化する世界の中で文化の多様性を保護することへの関心を高めた欧州等が主導。2019年7月現在、日本、アメリカ、ロシア等を除く145の国と地域が条約を締結。2010年3月には日本ユネスコ国内委員会から、外務大臣及び文部科学大臣に対して、条約締結に向けて政府が積極的に必要な措置をとることを要望する建議が提出されている。

国際交流、協力事業

(1) 文化庁文化交流使の派遣

芸術家、文化人等、文化に携わる者を、一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開する事業として2003年度より2021年度まで実施。これまでに延べ143人、26団体が88か国で活動した。

(2) 「周年事業」等における国内外での大型文化事業の開催

「周年事業」や諸外国との政府間合意の機会を活用して伝統文化から現代文化まで幅広い分野において、公演・展示等の交流事業を実施している。

2021年度は、日中韓文化大臣会合の合意に基づき「東アジア文化都市2020▶21北九州」閉幕式典を実施。2022年度は中央アジア諸国・日本外交樹立30周年記念関連事業（ウズベキスタン・キルギス・カザフスタン）ほか2事業を予定。

(3) 日中韓の文化交流

日中韓文化大臣会合における合意等を受け、次のような事業を実施。

○ 東アジア文化都市

東アジアにおける文化交流の促進、連帯感・共同意識の涵養等を目的として、日中韓3か国で選定した都市において、交流を行いつつ、様々な文化芸術活動を実施するもの。第4回日中韓文化大臣会合（2012年度）における日本からの提案により、2014年からの開催に合意。

＜過去3年の東アジア文化都市＞

2020年：日本（北九州市）、中国（揚州市）、韓国（順천시）

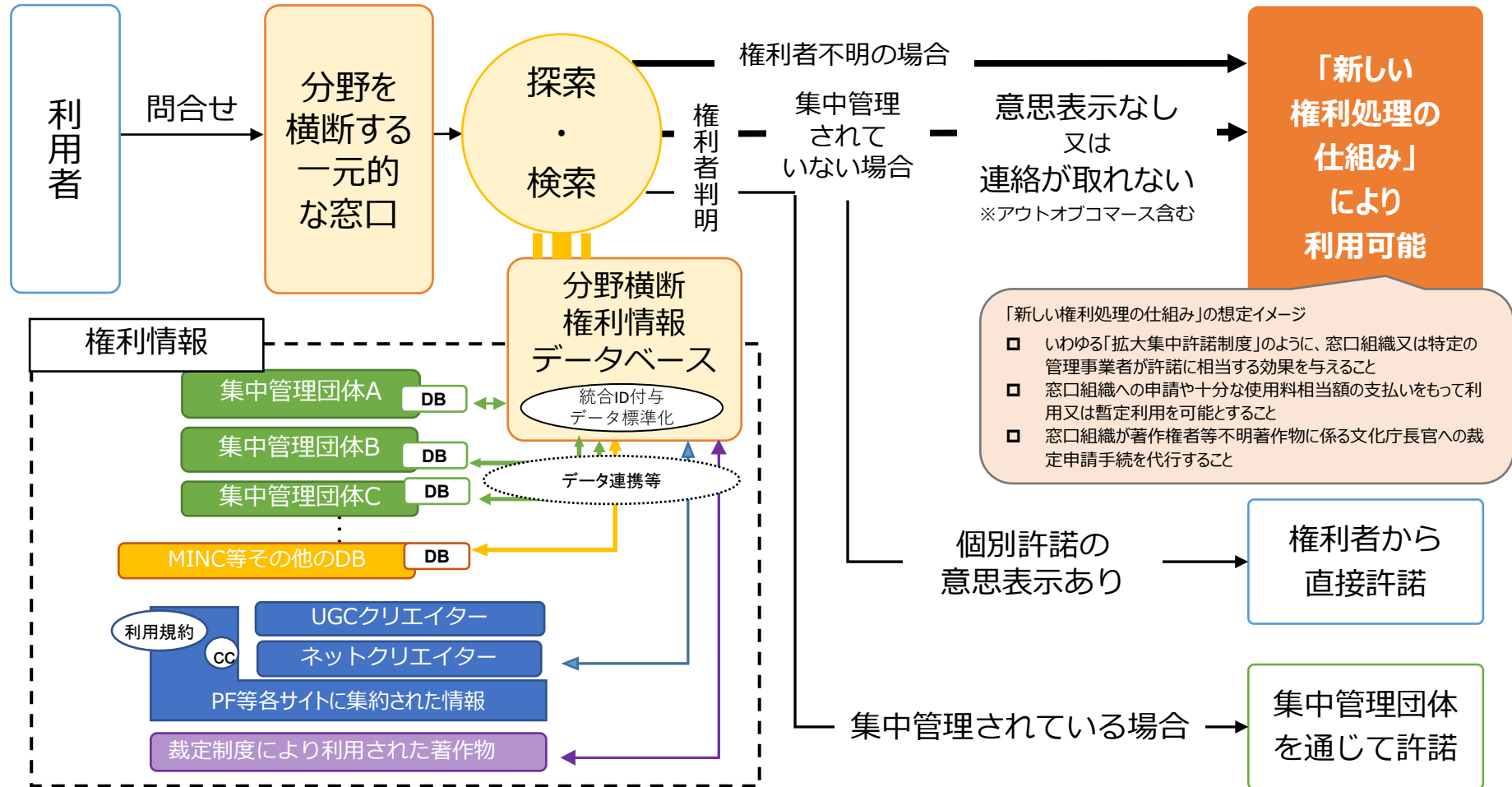
2021年：日本（北九州市（継続））、中国（紹興市・敦煌市）、韓国（順천시）

2022年：日本（大分県）、中国（温州市・済南市）、韓国（慶州市）

⑮文化芸術に関するデジタル化の状況

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ

- 著作権者等を探索するコストが減少し、権利処理が容易に
- 著作権者等が不明の場合や意思表示のない著作物の利用が可能に
→新たな利用創出に伴うクリエイターへの対価還元機会の拡大
- メタバース空間でのコンテンツ活用促進やデジタルアーカイブの促進に貢献
- 著作権の普及・啓発による適法利用の促進やコンテンツ人材育成



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

文化庁が所管するコンテンツデータベースの一覧①

掲載件数：令和4年4月時点
アクセス数（訪問回数）：令和3年度の年間通じた総数

ポータルサイト

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
文化遺産オンライン	美術館・博物館の所蔵品、国指定等文化財、地方指定等文化財、無形文化財動画	全国の美術館・博物館等が所蔵する文化遺産に関する情報を、指定・未指定問わず広く収集し、閲覧・検索できるポータルサイト 掲載件数：284,615件 アクセス数：3,767,656	文化遺産オンライン構想の推進 96百万円	文化遺産オンライン構想の推進 181百万円	https://bunka.nii.ac.jp/

データベース

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
国指定文化財等データベース	国指定等文化財	文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等情報に関するデータベース 掲載件数：31,762件 アクセス数：622,031	文化遺産オンライン構想の推進 96百万円	文化遺産オンライン構想の推進 181百万円	https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index
メディア芸術データベース	①マンガ②アニメ③ゲーム④メディアアート	日本で創造されたマンガ・アニメーション・ゲーム・メディアアートの作品情報や所蔵情報等に関するデータベース 掲載件数：720,071件 アクセス数：112,631	メディア芸術連携基盤等整備推進事業407百万円の内数	メディア芸術連携基盤等整備推進事業414百万円の内数	https://mediaarts-db.bunka.go.jp/
日本映画情報データベース	映画情報	日本映画に関する情報を集約したデータベースを作成し、インターネット上で公開することで、映画情報の総合的な把握と活用の促進を図る 掲載件数：49,366件 アクセス数：592,111（※PV数）	5百万円	5百万円	https://www.japanese-cinema-db.jp/
全国ロケーションデータベースシステム	ロケ地情報	各地のフィルムコミッションのロケ地情報をインターネット上に集約し、全国のロケ地を一括で検索可能とすることで、国内の映画撮影の促進、創造活動の促進を図る 掲載件数：10,476件 アクセス数：632,393（※PV数）	68百万円	61百万円	http://www.jldb.bunka.go.jp/

文化庁が所管するコンテンツデータベースの一覧②

掲載件数：令和4年4月時点
 アクセス数（訪問回数）：令和3年度の年間通じた総数

データベース

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
脚本データベース	脚本、台本の書誌情報	事業で調査・収集した脚本や放送台本の情報のデータベース 掲載件数：88,815件 アクセス数：136,125（※PV数）	54百万円の内数	53百万円の内数	http://db.nkac.or.jp/
写真原板データベース	写真原板情報	事業で調査・収集した写真原板の情報のデータベース 掲載件数：20,413件 アクセス数：18,291（※PV数）	54百万円の内数	53百万円の内数	https://photo-archive.jp/database/index.php
音楽権利情報検索ナビ	音楽の権利情報	著作物利用における権利処理の円滑化を図るため、音楽分野の権利情報を集約したデータベース 掲載件数：約10,910,000曲 アクセス数：1,498,572（※PV数） ※令和3年4月1日より「音楽情報プラットフォーム協議会」が公開・運営	29百万円（調査研究）	29百万円（調査研究）	https://www.minc.or.jp/

独立行政法人が所管するコンテンツデータベースの一覧①

(独) 国立科学博物館

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
サイエンスミュージアムネットS-Net	生物の自然史標本情報	日本各地の自然史系博物館が所蔵する生物標本のデータが検索可能 掲載件数：6,606,253件 アクセス数：23,248	文部科学省研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）25百万円、その他事務的な経費は運営費交付金2,925百万円の内数	運営費交付金2,546百万円の内数	https://science-net.kahaku.go.jp/
魚類写真資料データベース	魚類の生態写真、標本写真	ダイバーや研究者が収集した写真のデータベースで、主に魚類の分類、生態、生物地理の研究に用いられる。英語版のFishPixもある。 掲載件数：150,120件 アクセス数：501,592 ※アクセス数は日本語版ページと英語版ページの合算	運営費交付金2,925百万円の内数	運営費交付金2,546百万円の内数	(日本語版) https://www.kahaku.go.jp/research/db/zology/photoDB/ (英語版) https://fishpix.kahaku.go.jp/fishimage-e/index.html
常設展示データベース	国立科学博物館（上野本館）の常設展示物	国立科学博物館（上野本館）の常設展示室で現在展示している標本・資料等が検索可能 掲載件数：9,066件 アクセス数：31,603（※日ごとのユニークユーザー数）	運営費交付金2,925百万円の内数	運営費交付金2,546百万円の内数	https://www.kahaku.go.jp/exhibitions/dbpermanent/
標本・資料統合データベース	国立科学博物館の標本・資料	国立科学博物館が所有する標本・資料の所在情報等を一元的に検索できる統合データベース。 掲載件数：2,390,571件 アクセス数：99,266（※日ごとのユニークユーザー数）	運営費交付金2,925百万円の内数	運営費交付金2,546百万円の内数	(日本語版) http://db.kahaku.go.jp/webmuseum/ (英語版) http://db.kahaku.go.jp/webmuseum_en/
HITNET産業技術史資料共通データベース	産業技術史資料	産業技術系博物館が収蔵する資料の情報を、資料名称、資料の特徴、写真から検索可能。 掲載件数：25,869件 アクセス数：651,621	運営費交付金2,925百万円の内数	運営費交付金2,546百万円の内数	https://sts.kahaku.go.jp/hitnet/index.php

※上記のほか、68件のデータベースを公開

※国立科学博物館が公開している標本・資料データベースは下記リンク先で参照可能

<https://www.kahaku.go.jp/research/specimen/index.html>

独立行政法人が所管するコンテンツデータベースの一覧②

(独) 国立美術館

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システム	国立美術館の所蔵品	独立行政法人国立美術館の4つの美術館が概ね令和2年度末(2021年3月末)までに収蔵した所蔵作品の総合目録を検索可能 掲載件数:(テキスト)45,995件 (画像)30,196件 アクセス数:5,213,206	運営費交付金8,511百万円の内数	運営費交付金8,423百万円の内数	https://search.artmuseums.go.jp/
全国美術館収蔵品サーチ「SHUZŌ」	日本全国の美術館の収蔵品	全国の美術館が収蔵する美術作品の情報が総合的に検索可能。日英の二か国語に対応 ベータ版公開中 掲載件数:(テキスト)143,006件 (画像)8,236件 アクセス数:1,978	運営費交付金8,511百万円の内数	運営費交付金8,423百万円の内数	https://artplatform.go.jp/ja/resources/collections
Art Commons	展覧会情報	展覧会情報を検索可能 掲載件数(展覧会数):56,180件 アクセス数:10,190,823	運営費交付金8,511百万円の内数	運営費交付金8,423百万円の内数	http://ac.nact.jp/
国立映画アーカイブ所蔵映画フィルム検索システム	国立映画アーカイブ所蔵の劇映画作品	国立映画アーカイブが所蔵した日本劇映画を収録したもの。 掲載件数:7,734件	運営費交付金8,511百万円の内数	運営費交付金8,423百万円の内数	http://nfad.nfaj.go.jp/index.php

※上記のほか、11件のデータベースを公開

※国立映画アーカイブが公開しているデータベース等は下記リンク先で参照可能

<https://www.nfaj.go.jp/onlineservice/>

独立行政法人が所管するコンテンツデータベースの一覧③

(独) 国立文化財機構

名称	収集対象	概要	R3事業費 (百万円)	R4事業費 (百万円)	URL
ColBase	国立文化財機構の4つの国立博物館 (東京国立博物館、京都国立博物館、 奈良国立博物館、九州国立博物館) と一つの研究所(奈良文化財研究 所)の所蔵品	国立文化財機構の国立博物館と研究所の所 蔵品を横断的に検索できるサービス 掲載件数: 134,578件 アクセス数: 142,970	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://colbase.nich.go.jp/
e国宝	国立文化財機構の4つの国立博物館 (東京国立博物館、京都国立博物館、 奈良国立博物館、九州国立博物館) と一つの研究所(奈良文化財研究 所)の所蔵品のうち国宝・重要文化 財	国立文化財機構の国立博物館と研究所が所 蔵する国宝・重要文化財の高精細画像を多 言語(日本語、英語、中国語、韓国語)に よる解説とともに閲覧可能 掲載件数: 1,137件 アクセス数: 650,197	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://emuseum.nich.go.jp/
物故者記事 データベース	東京文化財研究所が昭和11年から刊 行を継続している『日本美術年鑑』 に掲載された美術家、美術関係者の 物故者記事	『日本美術年鑑』に掲載された物故者記事 のテキストデータを公開。さらに人名を キーとして複数のデータベースを連携。 掲載件数: 3,013件 アクセス数: 272,905	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://www.tobunken.go.jp/materials/bukko
ガラス乾板デー タベース	東京文化財研究所が所蔵する昭和5 年から昭和30年頃にかけて撮影され たガラス乾板	所蔵ガラス乾板の情報を公開。撮影対象が 文化財機構の所有である場合は高精細画像 を公開。 掲載件数: 22,581件 アクセス数: 417,011	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://www.tobunken.go.jp/materials/glass
明治大正期書画家番 付データベース	明治、大正期に刊行された書家や画 家の番付61枚	対象の番付に掲載された人名と分類のテキ ストデータおよび番付の画像を公開。 掲載件数: 61件 アクセス数: 14,119	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://www.tobunken.go.jp/materials/banduke
書画家人名デー タベース(明治大正期 書画家番付による)	明治、大正期に刊行された書家や画 家の番付61枚	上記の明治大正期書画家番付データベー スに掲載されている延べ41,854名の人名を 実人数で集約し、掲載回数順に整理。 掲載件数: 17,822件 アクセス数: 368,690	運営費交付金 9,052百万円の内 数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://www.tobunken.go.jp/materials/banduke_name

独立行政法人が所管するコンテンツデータベースの一覧④

(独) 国立文化財機構

名称	収集対象	概要	R 3 事業費 (百万円)	R 4 事業費 (百万円)	URL
全国遺跡報告総覧	日本の文化財に関する刊行物情報、動画、論文等	日本全国の遺跡、建造物や有形文化財等に関する刊行物に対して全文検索可能 掲載件数：284,928件 アクセス数：8,713,313	運営費交付金9,052 百万円の内数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://sitereports.nabunken.go.jp/
文化財総覧WebGIS	日本文化遺産に関する情報と地理情報	日本全国の、遺跡、建造物や有形文化財など膨大な文化財に関するデータを地図上で検索可能。ハザードマップ等と連携しており各種分析も可能。 掲載件数：612,156件 アクセス数：100,235 (※PV数)	運営費交付金9,052 百万円の内数	運営費交付金8,918百 万円の内数	https://heritagemap.nabunken.go.jp/

※上記のほか、89件のデータベースを公開

※国立文化財機構が公開しているデータベース等一覧については下記リンク先で参照可能

https://cpcp.nich.go.jp/modules/r_free_page/index.php?id=22

(独) 日本芸術文化振興会

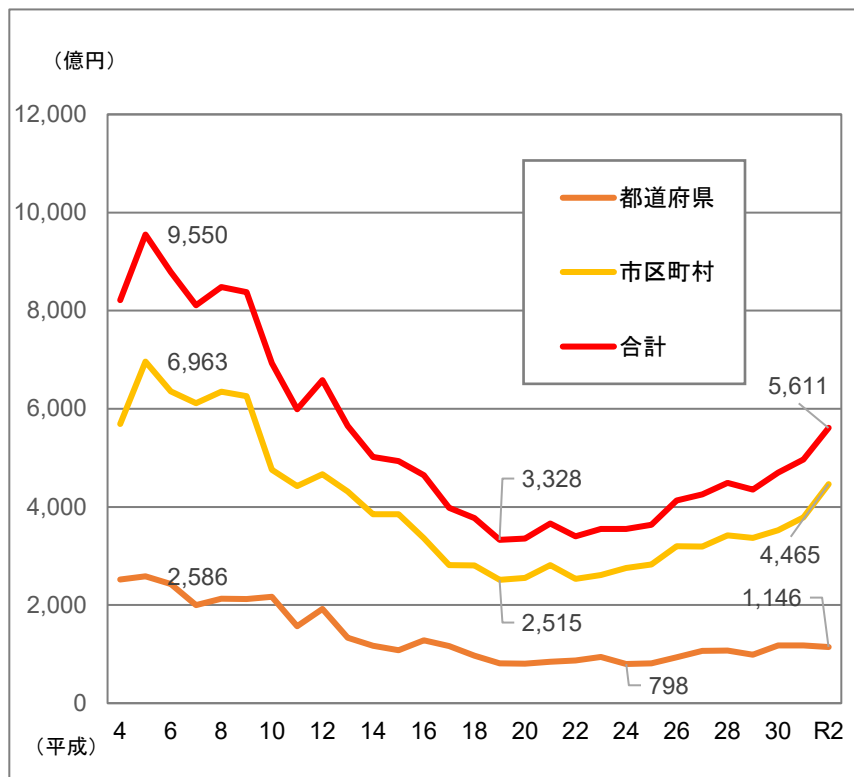
名称	収集対象	概要	R 3 事業費 (百万円)	R 4 事業費 (百万円)	URL
文化デジタルライブラリー	国立劇場各館の主催公演の公演記録情報、錦絵・プロマイドなどの収蔵資料	国立劇場・国立演芸場・国立能楽堂・国立文楽劇場の主催公演の公演記録情報や、各館の収蔵資料について検索可能 掲載件数：(公演情報) 6,535公演 (収蔵資料) 15,213点 アクセス数：1,433,602 (うち、公演情報・収蔵資料：88,297件)	運営費交付金11,137 百万円の内数	運営費交付金11,516 百万円の内数	https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/
新国立劇場 公演記録データベース	新国立劇場の上演記録	新国立劇場で上演された主催公演の演目名、スタッフ、キャスト、公演日等のデータが検索可能 掲載件数：786件	運営費交付金11,137 百万円の内数	運営費交付金11,516 百万円の内数	https://www2.nntt.jac.go.jp/performance-database/

①⑥地域における文化芸術振興の状況

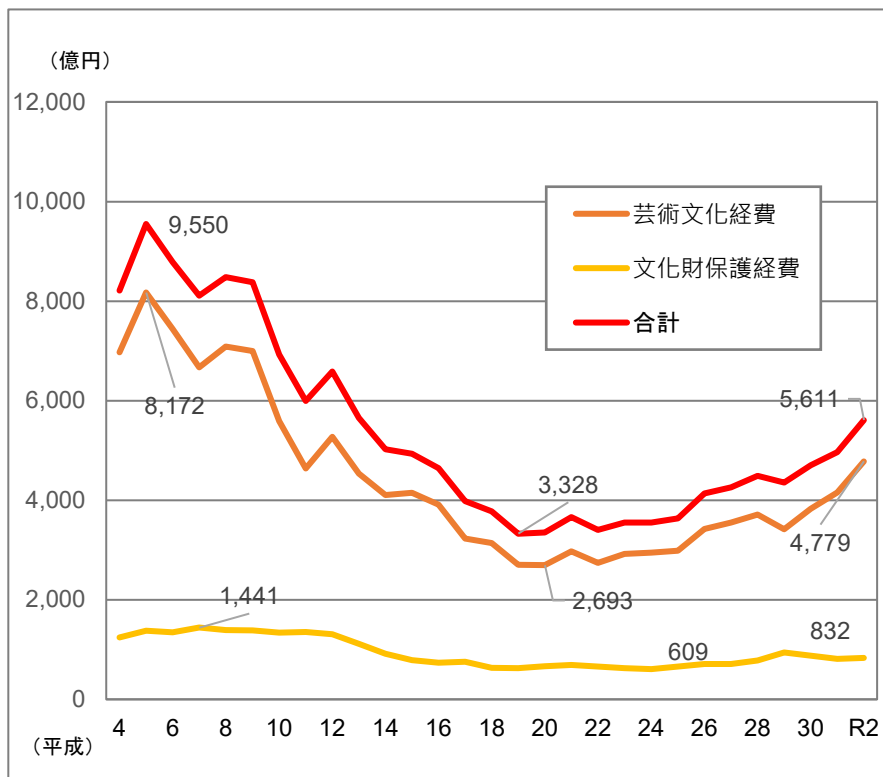
✓ 地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年度の9,550億円をピークに19年度の3,328億円まで減少傾向にあったが、その後、芸術文化の振興や文化財保護に対する支出が増加に転じ、令和2年度は5,611億円である。

文化関係経費

<都道府県・市区町村別集計額の推移>



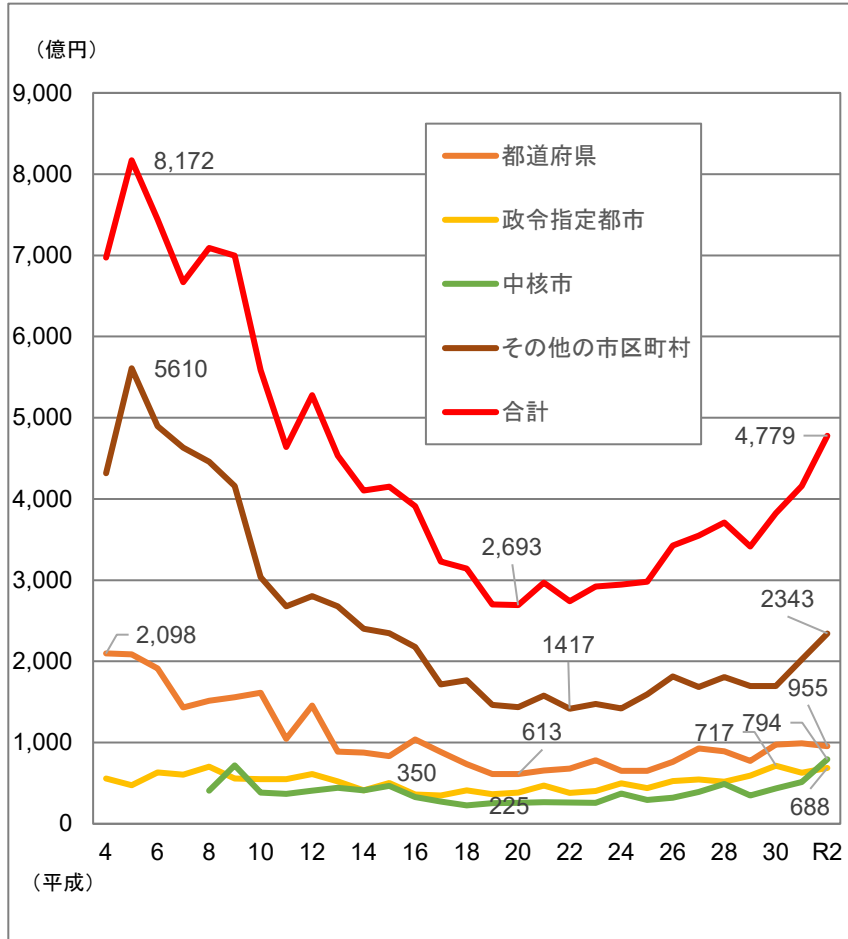
<経費別集計額の推移>



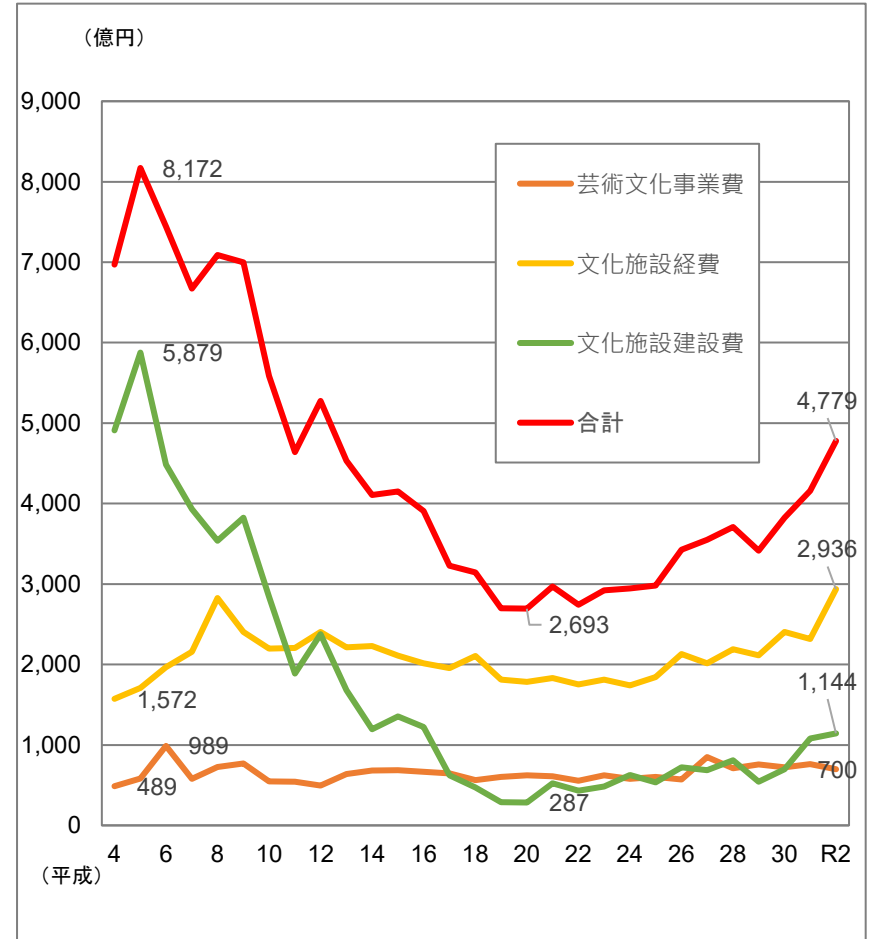
出典:文化庁「地方文化行政状況調査」

芸術文化経費

＜都道府県・市区町村別集計額の推移＞



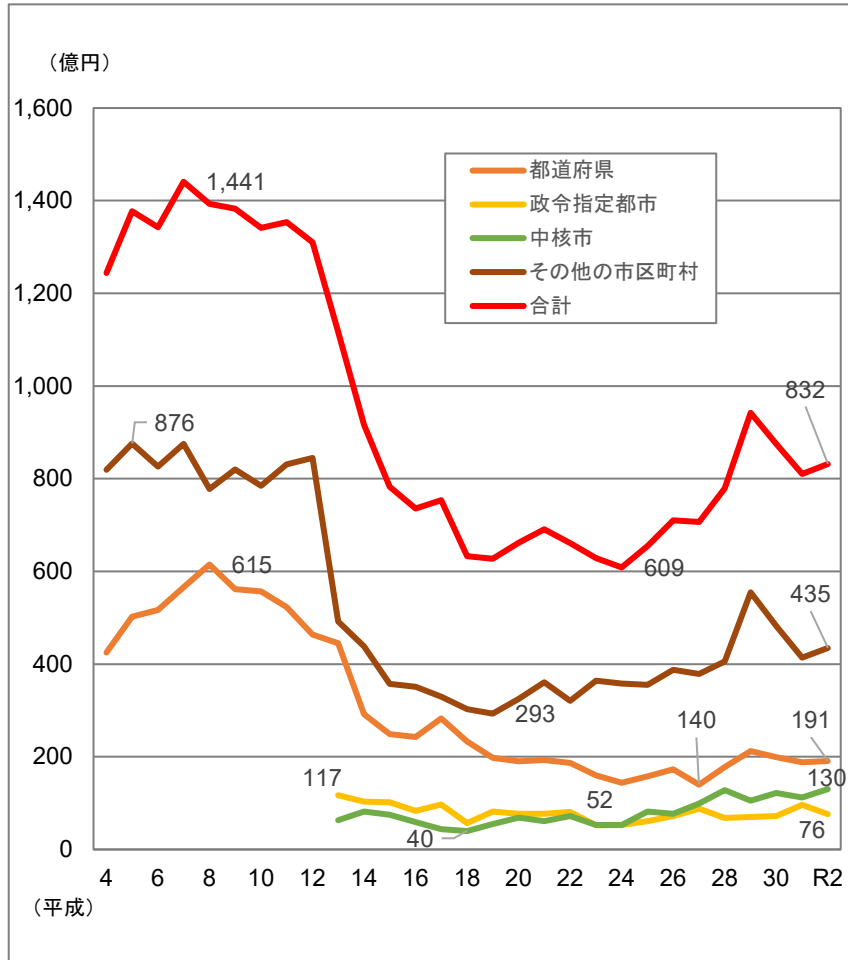
＜経費別集計額の推移＞



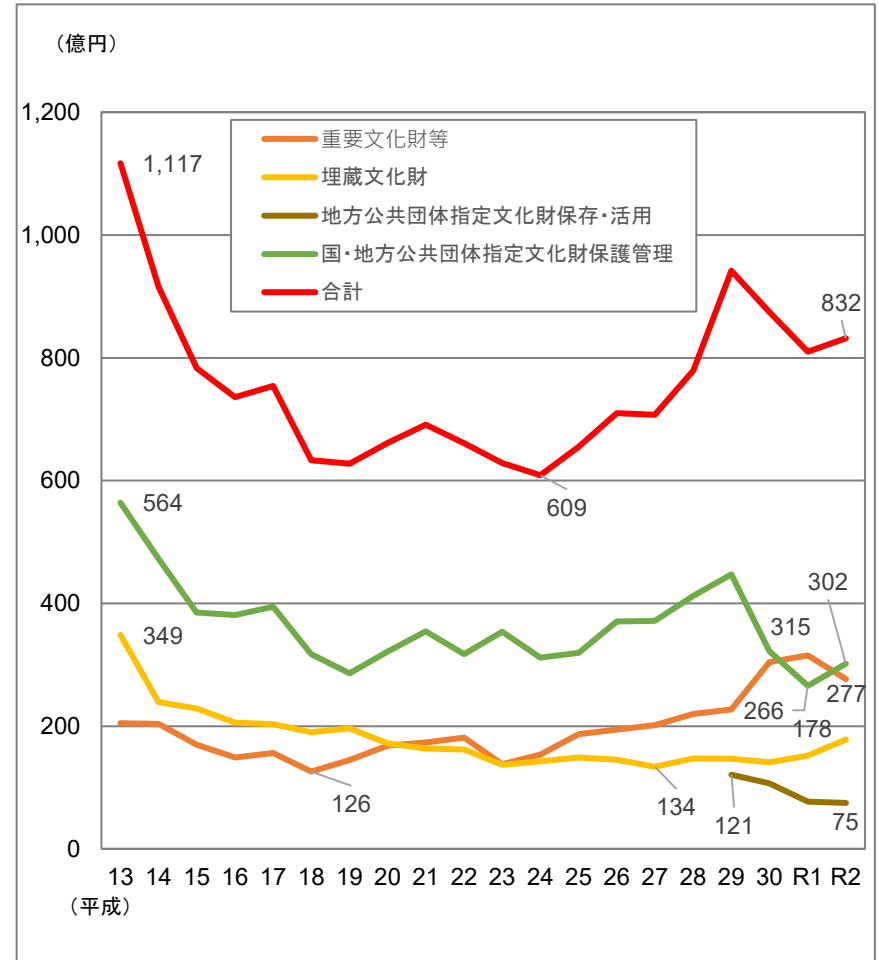
出典：文化庁「地方文化行政状況調査」

文化財保護経費

＜都道府県・市区町村別集計額の推移＞



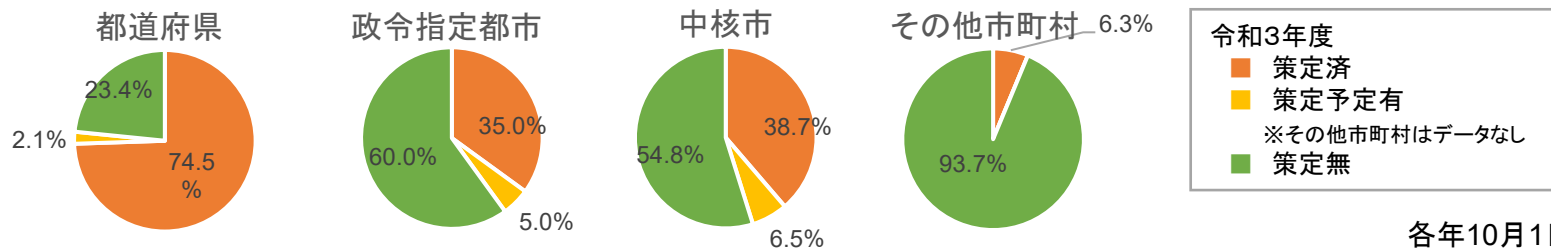
＜経費別集計額の推移＞



出典：文化庁「地方文化行政状況調査」

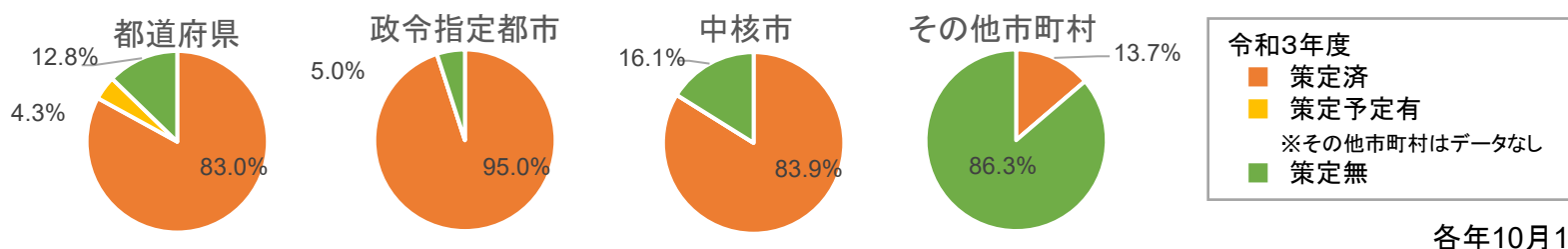
地方文化行政の状況④ (条例・計画)

(1) 文化政策のための条例の制定状況



	R2年度						R3年度					
	策定済		策定予定有		策定無		策定済		策定予定有		策定無	
都道府県	34	72.3%	2	4.3%	11	23.4%	35	74.5%	1	2.1%	11	23.4%
政令指定都市	7	35.0%	1	5.0%	12	60.0%	7	35.0%	1	5.0%	12	60.0%
中核市	22	36.7%	5	8.3%	33	55.0%	24	38.7%	4	6.5%	34	54.8%
その他市町村	102	6.1%	-	-	1559	93.9%	104	6.3%	-	-	1555	93.7%

(2) 文化政策の計画等の策定状況



	R2年度						R3年度					
	策定済		策定予定有		策定無		策定済		策定予定有		策定無	
都道府県	38	80.9%	2	4.3%	7	14.9%	39	83.0%	2	4.3%	6	12.8%
政令指定都市	18	90.0%	1	5.0%	1	5.0%	19	95.0%	0	0.0%	1	5.0%
中核市	46	76.7%	5	8.3%	9	15.0%	52	83.9%	0	0.0%	10	16.1%
その他市町村	229	13.8%	-	-	1432	86.2%	228	13.7%	-	-	1431	86.3%

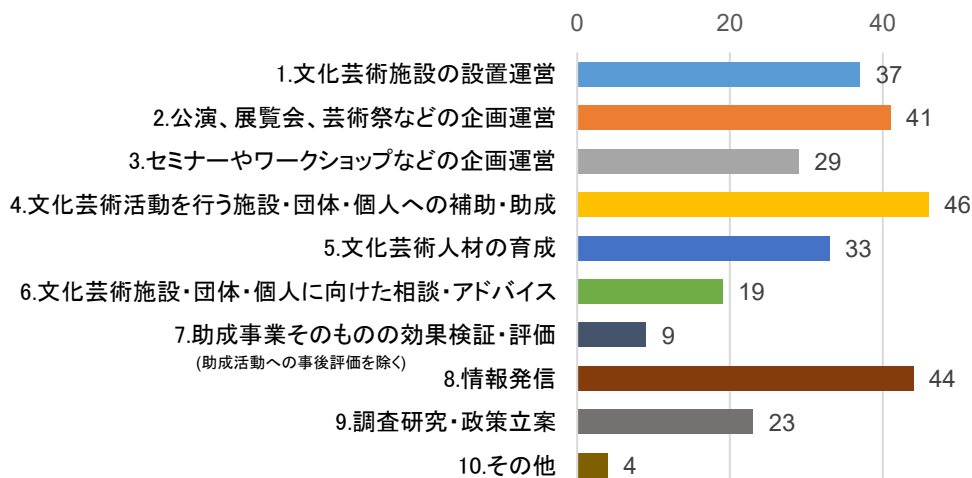
※自治体数 都道府県:47、政令指定都市:20、中核市: R2:60、R3:62、その他市町村 R2:1661、R3:1659

出典:文化庁「地方文化行政状況調査」

地方自治体の状況①（事業内容・人員数）

- ✓ 地方自治体においては、施設やイベントの企画運営、そして文化芸術活動への助成が広く行われている一方で、助成事業そのものの効果検証や評価等を行っているケースは相対的に少ない。
- ✓ 文化芸術活動を行う施設・団体・個人への補助・助成、情報発信などの支援のほか、公演、展覧会、芸術祭などの企画運営、文化芸術施設の設置運営なども3分の2以上の自治体が行っている。
- ✓ 自治体内の文化担当課の雇用状況に関しては、直接雇用の常勤職員が多くを占めている。

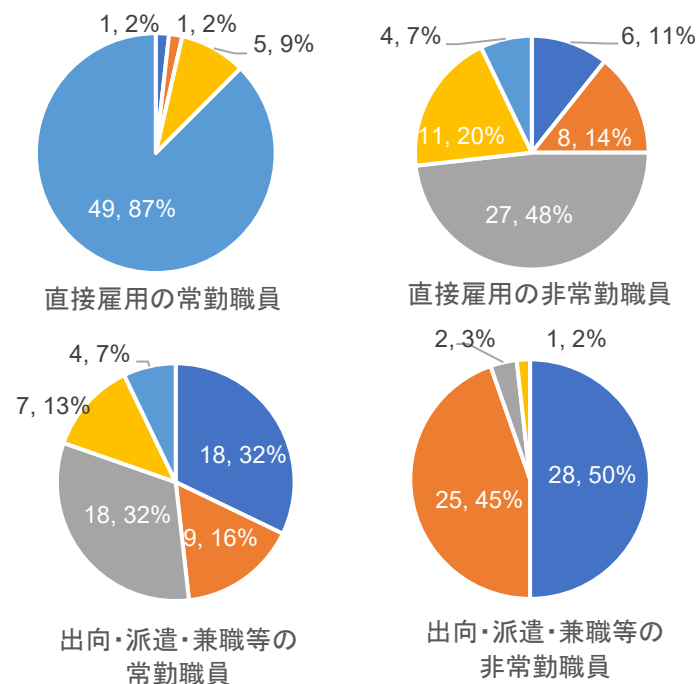
地方自治体で行っている文化芸術を行う団体や個人に対する支援事業（複数回答可）



その他:

- ・ 発表機会の提供
- ・ 文化芸術の魅力を活用したまちの賑わいの創出
- ・ 1～9を外郭団体等に委託
- ・ アーツカウンシル組織未設置

地方自治体における文化担当課の人員数（人数別団体数）



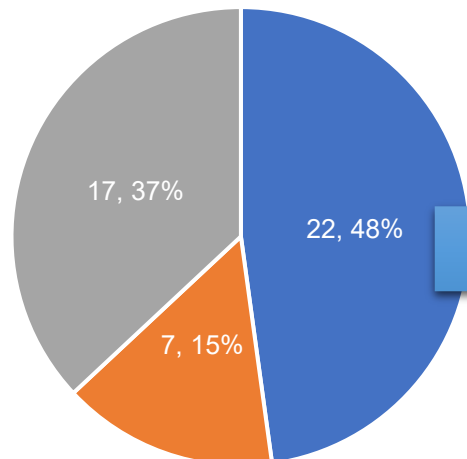
※ 調査対象：地方自治体計 66 団体（都道府県 47、政令指定都市 20、うち地域版アーツカウンシル調査での回答済 1 団体を除く）回答団体：56 自治体

出典：独立行政法人日本芸術文化振興会「アーツカウンシル設置に関する自治体実態調査アンケート集計結果」

地方自治体の状況② (専門人材)

- ✓ 助成事業に文化芸術に関する専門人材が関与しているケースは全体の半分ほどとなっている。
- ✓ 専門人材が経たキャリアについては、研究者・評論家・メディア関係者などがもっとも多く、文化芸術団体・企業の職員(アーティスト以外)がそれに次いでいる。また、回答自治体(都道府県・政令指定都市)の半数において、アーティストの関与がみられる
- ✓ 文化芸術の専門人材が関わる業務として、ほぼすべての回答自治体において「助成申請に対する採択審査」があげられている。

文化芸術を行う施設・団体・個人への補助・助成を行う場合、助成事業への専門人材の関与



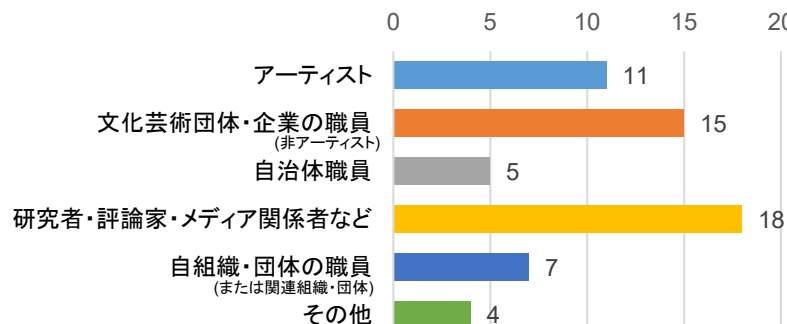
■ 1. 関与している ■ 2. 関与していない ■ 無記入

※ 回答団体:文化芸術を行う団体や個人に対する支援事業のうち、「文化芸術を行う施設・団体・個人への補助・助成を行う」と回答した46自治体(都道府県・政令指定都市)

出典: 独立行政法人日本芸術文化振興会

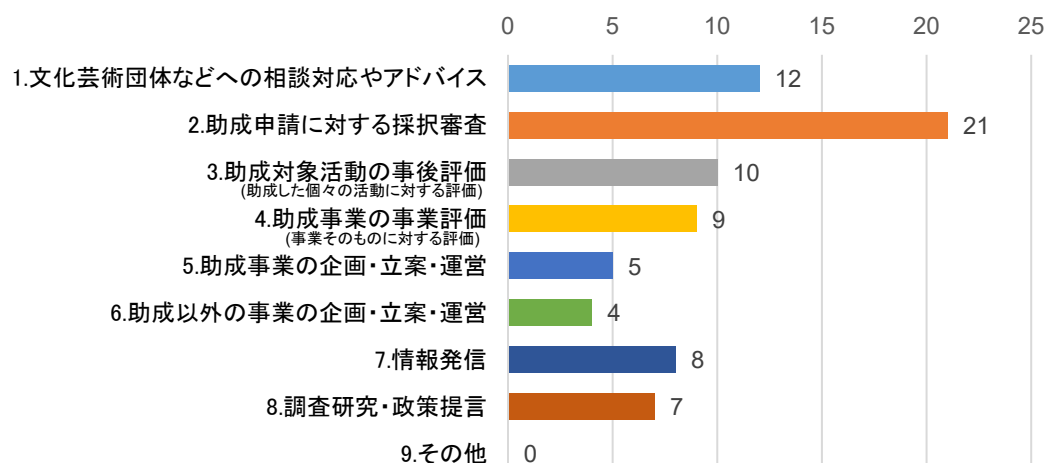
「アーツカウンシル設置に関する自治体実態調査アンケート集計結果」

専門人材のキャリア



その他: 企画運営会社代表取締役、地域で活動する非営利活動団体の職員、大学職員、大学教授

専門人材が行う業務

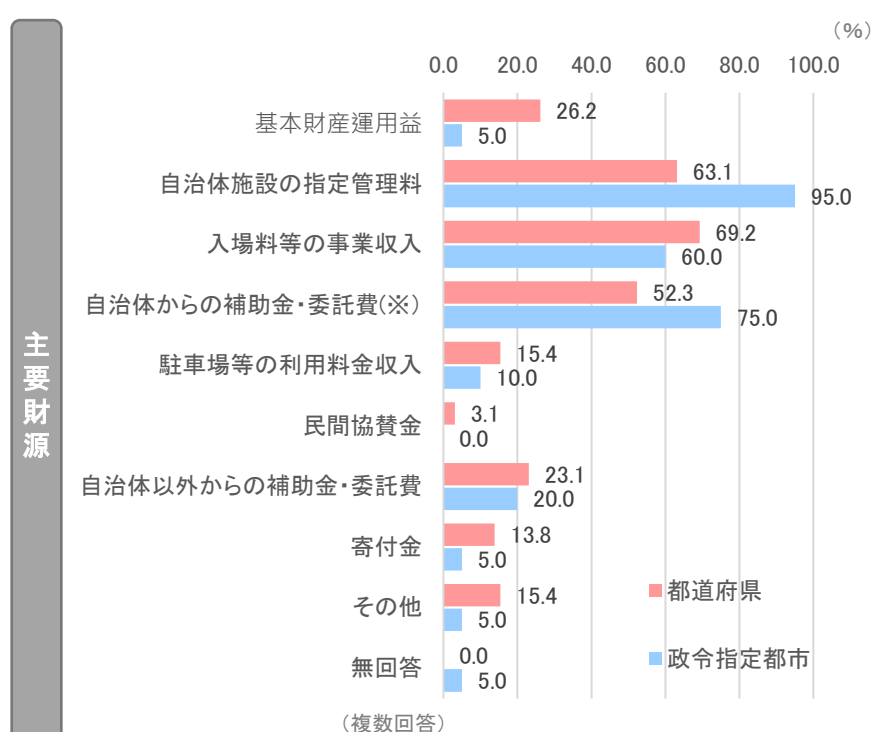
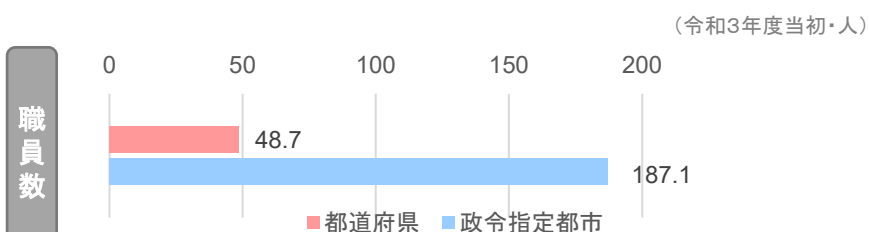
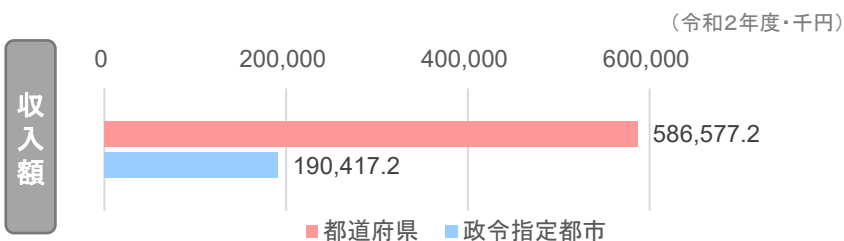
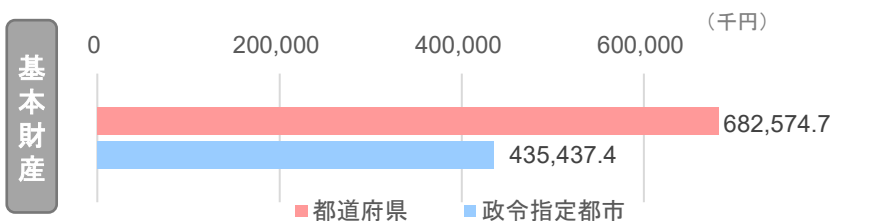


地域の文化芸術活動団体①（財源等）

- ✓ 9割以上の都道府県や政令都市が、設立時に出捐した文化芸術にかかわる事業等を実施する「自治体文化財団」が「ある」と回答。
- ✓ 基本財産や出捐金の平均は都道府県が多いものの、令和3年度の平均職員数については政令指定都市が都道府県の3倍以上。
- ✓ 主要財源については都道府県と政令指定都市ともに、「自治体施設の指定管理料」や「入場料等の事業収入」、「自治体からの補助金・委託費(指定管理料を除く)」が中心となっている。

出典：文化庁「自治体文化財団等に関する調査」

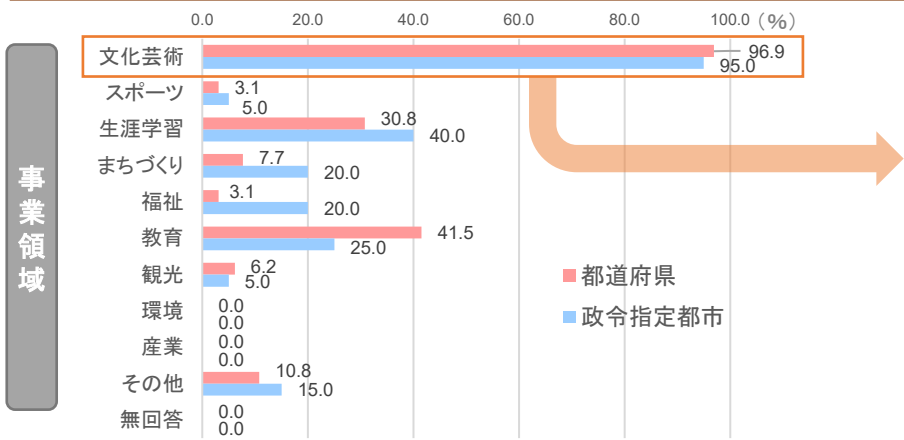
文化庁委託事業として令和4年2月に実施。1,788の自治体に調査を行い、期日までに回答があった1295自治体（うち、都道府県43、政令指定都市15）の回答をとりまとめ。



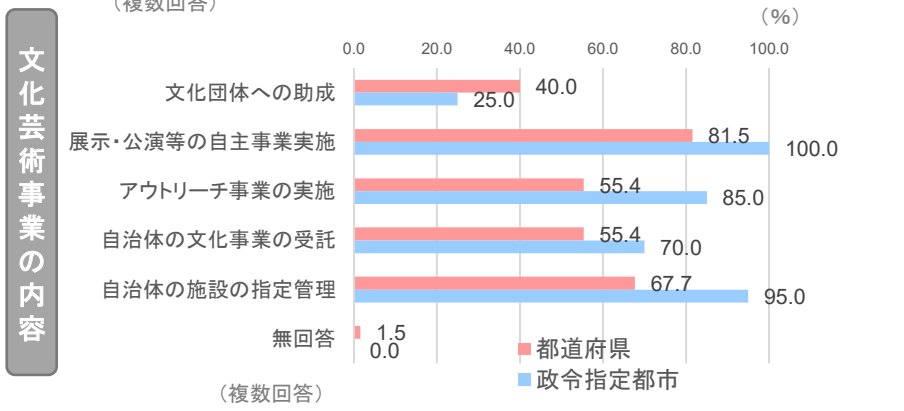
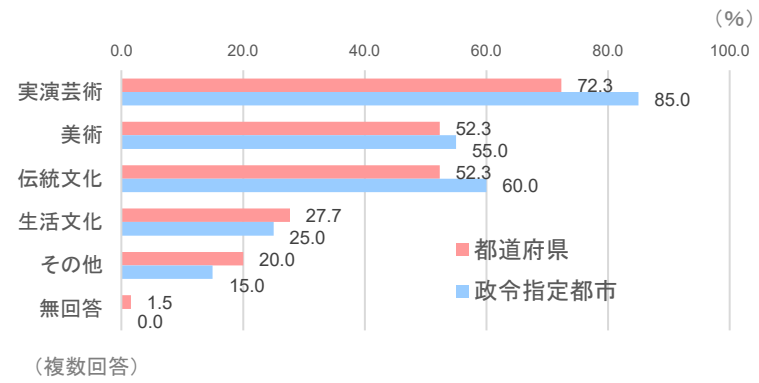
※ 指定管理料を除く

地域の文化芸術活動団体② (事業内容等)

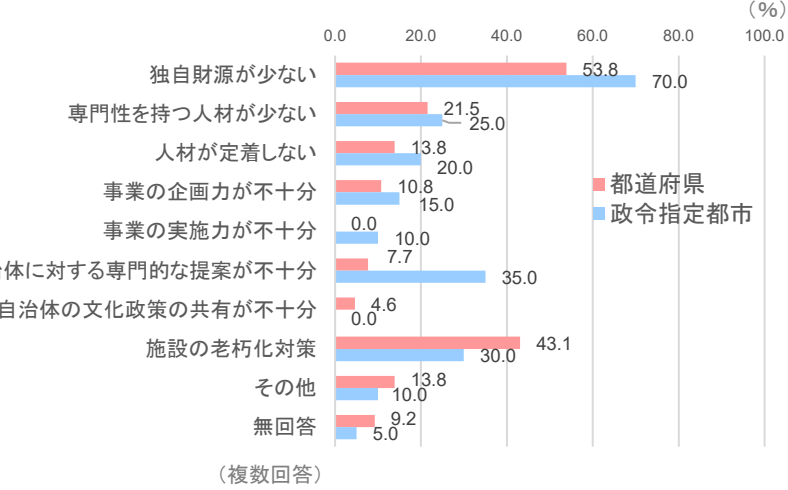
- ✓ 自治体文化財団の事業領域は、都道府県と政令指定都市ともに、「文化芸術」が最も多い。また、「文化芸術」の中では「実演芸術」の割合が最も高い。
- ✓ 文化芸術事業の内容としては、都道府県と政令指定都市ともに、「展示・公演等の自主事業」や「自治体の施設の指定管理」を主に行っている。
- ✓ 財団の課題として、都道府県と政令指定都市ともに、「独自財源が少ない」や「施設の老朽化対策」を挙げている。



文化芸術に関する事業領域



財団の課題

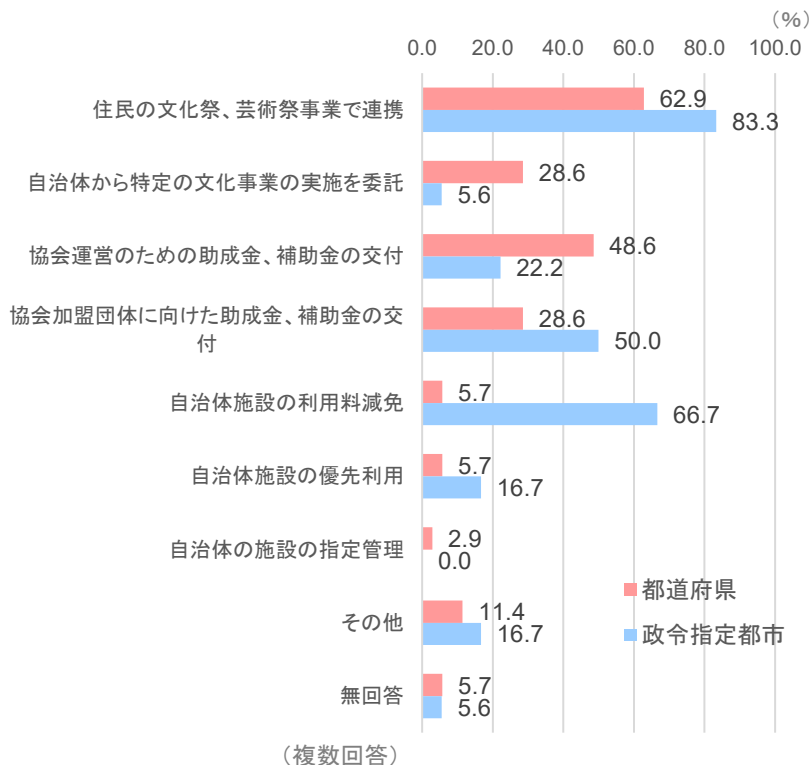


出典:文化庁「自治体文化財団等に関する調査」

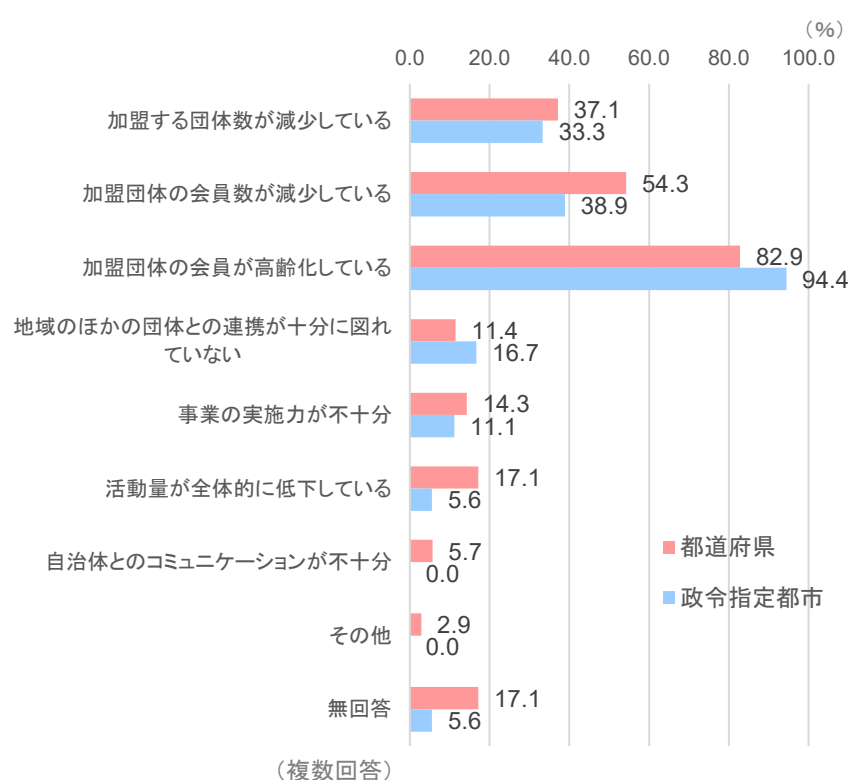
地域の文化芸術活動団体③ (施策・課題)

- ✓ 都道府県と政令指定都市の6割以上が、自治体内の芸術家または文化団体で組織する、いわゆる「文化協会」があると回答。
- ✓ 自治体との連携に関して、自治体からの団体への施策内容としては、都道府県、政令指定都市ともに「住民の文化祭、芸術祭事業で連携」との回答が最も多かった。2番目には、都道府県では「協会運営のための助成金、補助金の交付」、政令指定都市では「自治体施設の利用減免」が続いた。
- ✓ 自治体の考える団体の課題としては「加盟団体の会員の高齢化」や「加盟団体の会員数の減少」との回答が多かった。

自治体の団体への施策内容



自治体の考える団体の課題



出典:文化庁「自治体文化財団等に関する調査」

⑰近年の文化芸術関連施策の進展 (予算／法制度・税制の改正状況 等)

最近 10 年間の法令整備

施行	法律	内容
H24.6	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確化するとともに、劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が定めることができる旨を規定
H24.9	古典の日に関する法律	11月1日を「古典の日」として制定し、国及び地方公共団体は古典の日における行事の実施等に努めることを規定
H25.1(一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備、著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備 等
H27.1(一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	電子書籍に対応した出版権の整備、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備
H30.6	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを規定
H30.6	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを規定
H30.12	環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律	著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、損害賠償に関する規定の見直し
H31.1(一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定、教育の情報化に対応した権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

施行	法律	内容
H31.4	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、都道府県大綱の策定、市町村地域計画の作成及び所有者が作成する個別の文化財の保存活用計画について定めるとともに、条例により首庁が文化財保護行政を担当できるとした。
R1.6	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律	特定興行入場券の不正転売等の禁止及び興行入場券の適正な流通の確保に関する措置を規定
R1.6	日本語教育の推進に関する法律	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを規定
R2.5	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定める
R2.10(一部を除く)	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律	リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化といったインターネット上の海賊版対策の強化等、著作権等の適切な保護を図るための措置 等
R3.10(一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理円滑化のための措置
R4.4	文化財保護法の一部を改正する法律	社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。
R5.4	博物館法の一部を改正する法律	近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件の見直しを行った。

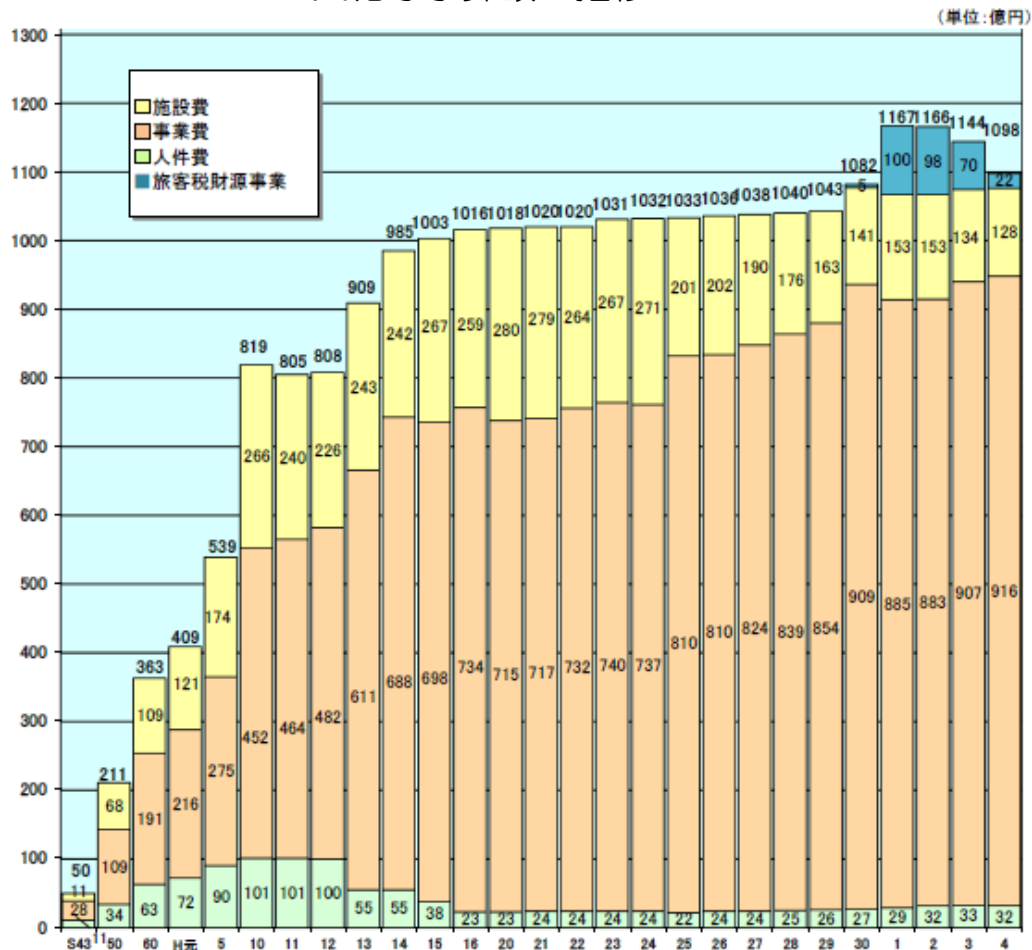
最近 10 年間の税制改正

年度	内 容	
H24	重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置(1/2課税)について、譲渡対象への地方公共団体の追加と2年延長	所得税
H25	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
H26	重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置(1/2課税)について、2年延長	所得税
	重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の減免措置について、博物館相当施設の設置・管理を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合を追加	所得税
H27	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
H29	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
H30	障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例	固定資産税等
	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例の拡充	所得税、法人税等

年度	内 容	
H31	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
	重要文化財等文化財(美術工芸品)の保存活用計画が文化庁長官の認定を受けられ、美術館等において寄託・公開された場合、保存活用計画及び寄託契約の期間中は相続税の納税を猶予	相続税
R2	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設	所得税等
	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長	固定資産税等
R3	美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充	相続税
	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
R4	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置	所得税等
	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長	固定資産税等

✓ 文化庁関係予算は平成15年度に初めて1,000億円を突破し、その後も厳しい財政状況の中、ほぼ横ばいで推移してきた。令和元年度からは新たに国際観光旅客税を財源とする事業が加わり全体増となったが、コロナ禍により旅客税収入が減少したことにより、同事業はこの予算額は減少している。令和4年度予算は1,098億円。

文化庁予算額の推移



令和4年度文化庁予算（分野別）



上記の他、国際観光旅客税財源を充当する事業として2,205百万円を観光庁に一括計上。改め計109,760百万円

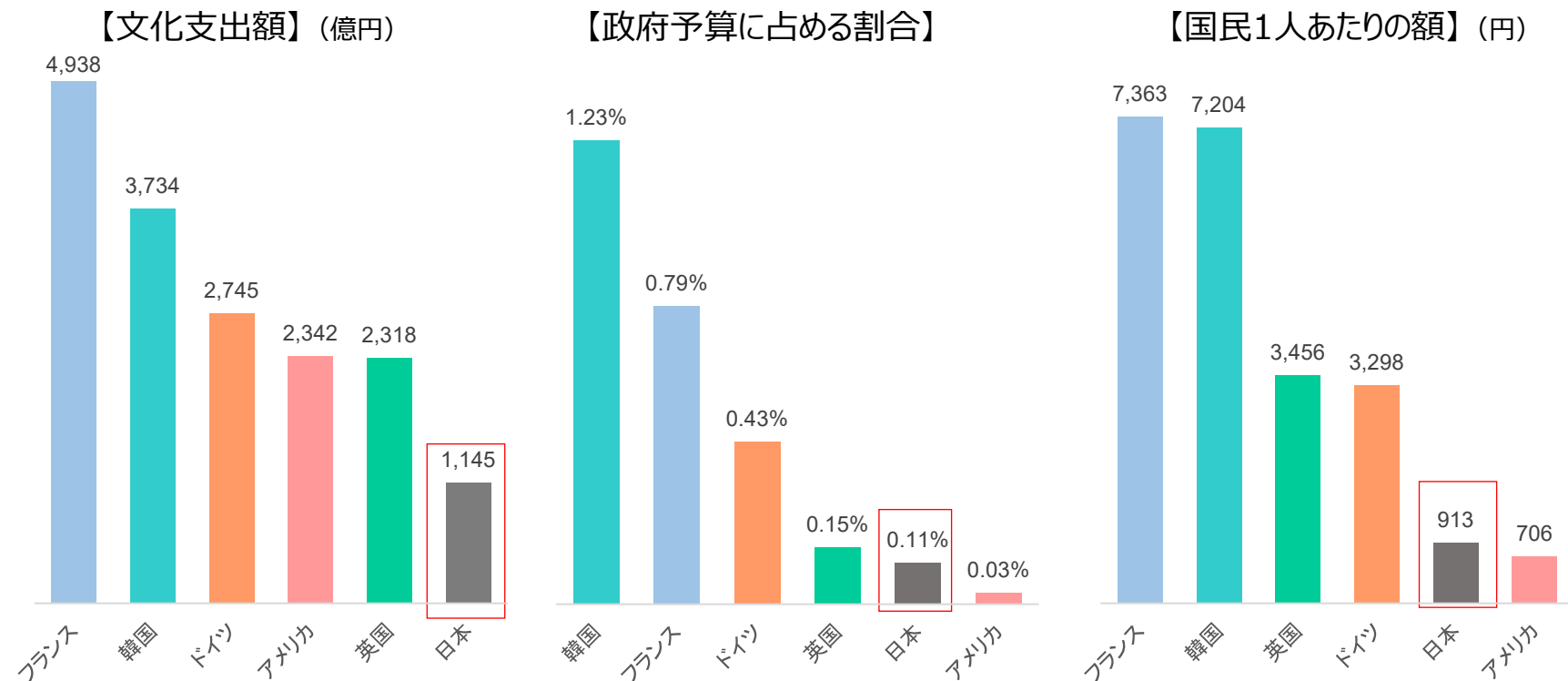
(注) 1. 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。
 (注) 2. デジタル庁一括計上分を含む

文化予算の国際比較①（予算額等）

✓ 日本は英、仏、独、米、韓と比較した場合、中央政府としての文化支出額が最も少なく、国家予算に占める割合、国民一人あたりの額もアメリカに次いで低い。

※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに留意。

※2021年の値で比較



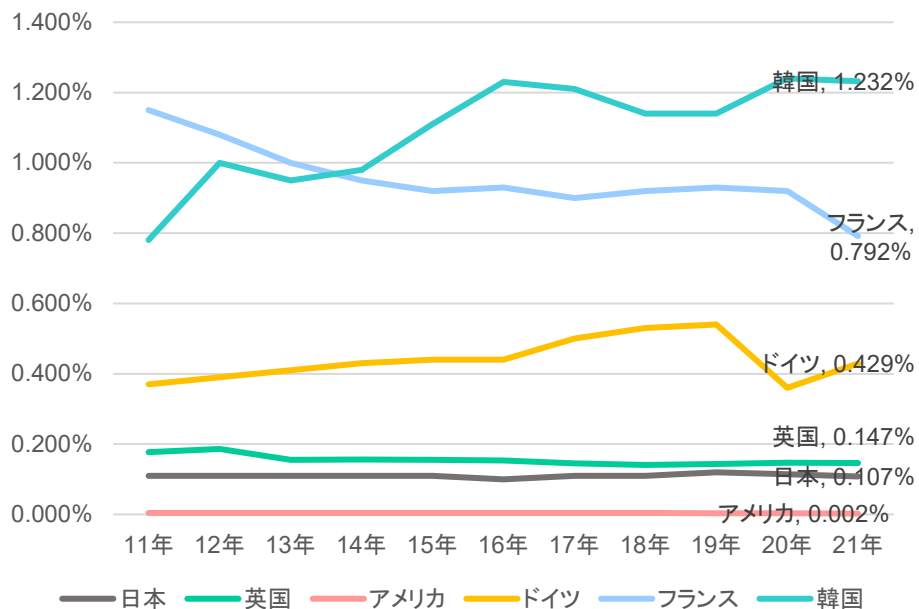
日：文化庁2021年度当初予算。国際観光旅客税財源を充当する事業69.7億円を含む。人口は総務省統計局の2021年8月確定値。
 英：DCMS 年報2020-2021を元に算出。国家予算は2021年3月に発表された予算書から。人口は国家統計局調べで、2021年6月25日現在のデータ。
 米：文化支出はスミソニアン機構、全米芸術基金（NEA）、博物館・図書館サービス機構（IMLS）、ナショナルギャラリー、ケネディ・センターの5組織の合算、および国立公園局の文化財該当部分（Cultural Programs/Heritage Partnership Programs/Save America's Treasures/Historic Preservation Fund）。国家予算はホワイトハウス発表のActualのデータ、人口は米国商務省センサス局。
 独：文化歳出予算に関しては2021年1月に発効したドイツ政府の2021年歳出予算額。人口は連邦統計局調べで、2021年9月30日現在。
 仏：文化支出額は、2021年1月発効の文化省当初予算（一般会計外の特別税分等は含まない）。国家予算は、当初予算総額5143億ユーロより復興計画及びコロナ対策緊急計画支出を除外した額。人口は国立統計経済研究所 INSEE 調べ、2020年1月1日現在。
 韓：文化体育観光部予算は、歳出予算のうち一般会計、文化芸術と文化と観光一般予算を合わせたもの。文化財庁予算は 歳出予算のうち一般会計。文化財庁「2021年度予算及び基金有用計画の各目明細書」。人口は行政安全部「住民登録人口数」2021年1月現在。国家予算は歳出予算のうち一般会計。国家予算政策処『2021大韓民国財政』。
 為替レート：「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」（適用期間：令和3年12月19日から令和3年12月25日まで）を適用。1ポンド=150.23円、1ドル=113.48円、1ユーロ=128.25円、1ウォン=0.0963円

出典：令和3年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造的変化に関する研究」

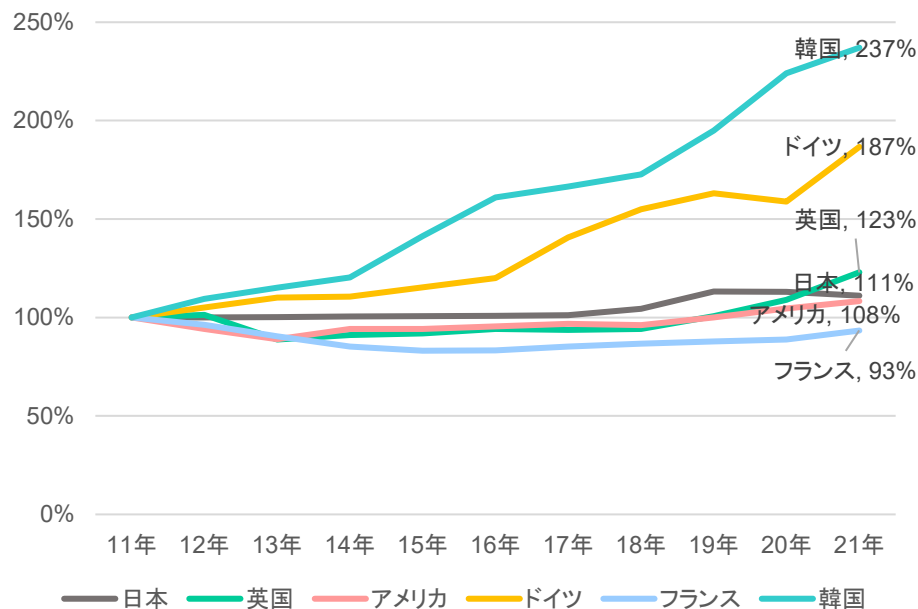
文化予算の国際比較② (推移)

- ✓ 各国政府の国家予算に占める文化支出比率は、過去10年間で韓国が増加し、フランスが減少した。ドイツは多少の変動があったが、英国とアメリカと日本は、ほぼ横ばいである。
- ✓ 各国政府の文化支出額の推移を比較すると、過去10年間で韓国やドイツは大幅に増加し、イギリスは微増、アメリカとフランスと日本は減少した。

【国家予算に占める文化支出比率の推移】



【2011年を100%とした場合の文化支出金額の推移】

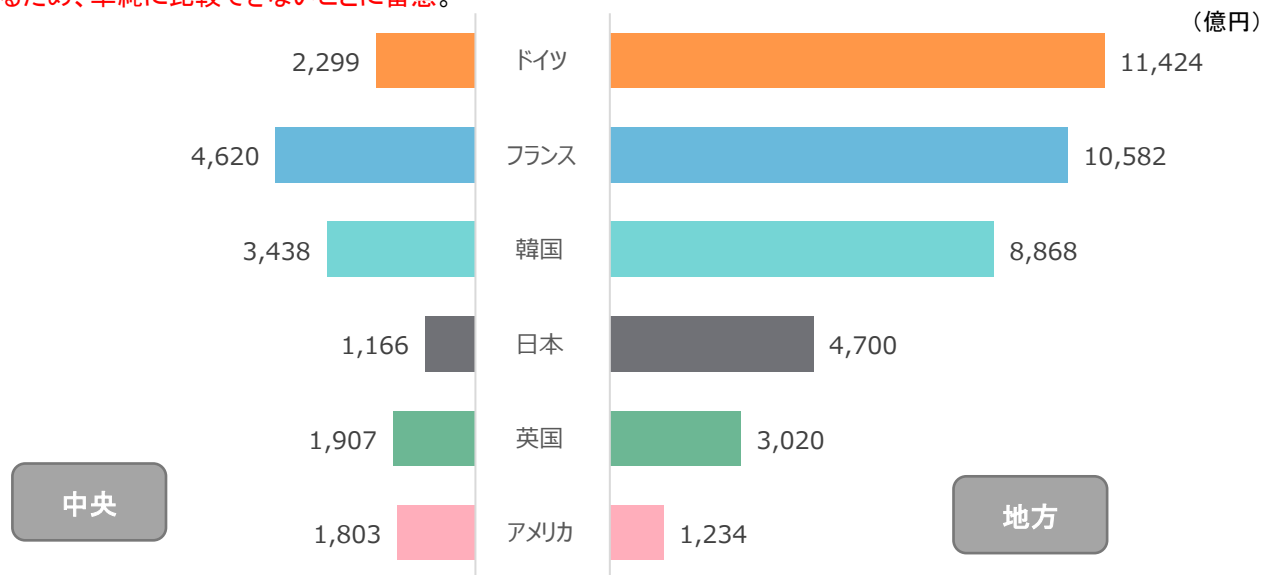


※アメリカに関しては全米芸術基金(NEA)のみの予算としている。
 ※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに留意。

中央政府と地方政府を合わせた公的文化支出額

✓ 文化政策への支出は中央政府だけでなく地方政府、民からの寄付等でも賄われる。例えば、ドイツは地方割拠的な文化政策の特徴から、中央政府の役割は限定的であり、日本も地方の役割が大きい。アメリカは寄付等の民間資金の規模が大きいと言われている。

※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに留意。



○中央政府支出…2020年/度の各国予算

- ドイツ : ドイツ政府プレスリリース
- フランス : Statistiques De La Culture Et De La Communication「Chiffres Clés 2020」
- 韓国、英国: 当該組織のうち、文化支出と考えられる費目を選択して合算
- 日本 : 文化庁予算と観光庁に一括計上されている国際観光旅客税財源を充当する事業予算を合算
- アメリカ : スミソニアン機構、全米芸術基金 (NEA)、博物館・図書館サービス機構 (IMLS)、ナショナルギャラリー、ケネディー・センター、国立公園局 (総予算の該当部のみ) の6組織の予算を合算

○地方政府支出…国によって地方の文化支出のデータの入手可能性に差があり、正確な把握にはさらなる調査を要する。また各国の地方政府のデータは毎年集計しない国も多く、最新データであっても中央政府の文化予算とは年度が異なることがある

- ドイツ : ドイツ連邦統計局『2018年文化財政報告書』(隔年発行、最新。数値は中央政府、地方政府ともに2018年現在の円換算)(2018年予算)
- フランス: 文化省 Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2019, p. 25.(2019年予算)
- 韓国 : 文化体育観光部『2019公演芸術実態=2018年基準』2019, p. 68.(2019年予算)(自治体歳出予算「文化および観光」から体育予算を除き、文化芸術・観光・文化財及び観光一般等の予算が含まれている。)
- 日本 : 文化庁『地方における文化行政の状況について(平成30年度)』(平成30年度決算)
- 英国 : Ministry of Housing, Communities & Local Government, Local Authority Revenue Expenditure and Financing: 2019-20 Budget, England, 2019, p. 4.(2019年予算)
- アメリカ: 州政府芸術部局連合 (NASAA)『2019年度州政府芸術部局収入レポート』2019, p. 12 及びアメリカン・フォー・ジ・アーツ『地方自治体芸術部局調査2015からのハイライト25』2016, p. 7.(2019年予算)

出典: 文化庁「地方文化行政状況調査(平成30年度)」 「令和元年度及び令和2年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」、令和3年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造的変化に関する研究」を基に作成

<p>芸術</p>	<p>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術</p> <p>国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。【文化芸術基本法第8条 芸術の振興】</p>
<p>メディア芸術</p>	<p>映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術</p> <p>国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。【文化芸術基本法第9条 メディア芸術の振興】</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能</p> <p>国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。【文化芸術基本法第10条 伝統芸能の継承及び発展】</p>
<p>芸能</p>	<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能</p> <p>国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。【文化芸術基本法第11条 芸能の振興】</p>
<p>生活文化 国民娯楽 出版物等</p>	<p>生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物等</p> <p>国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。【文化芸術基本法第12条 生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及】</p>

「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要

～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018～2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くみ取って審議。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

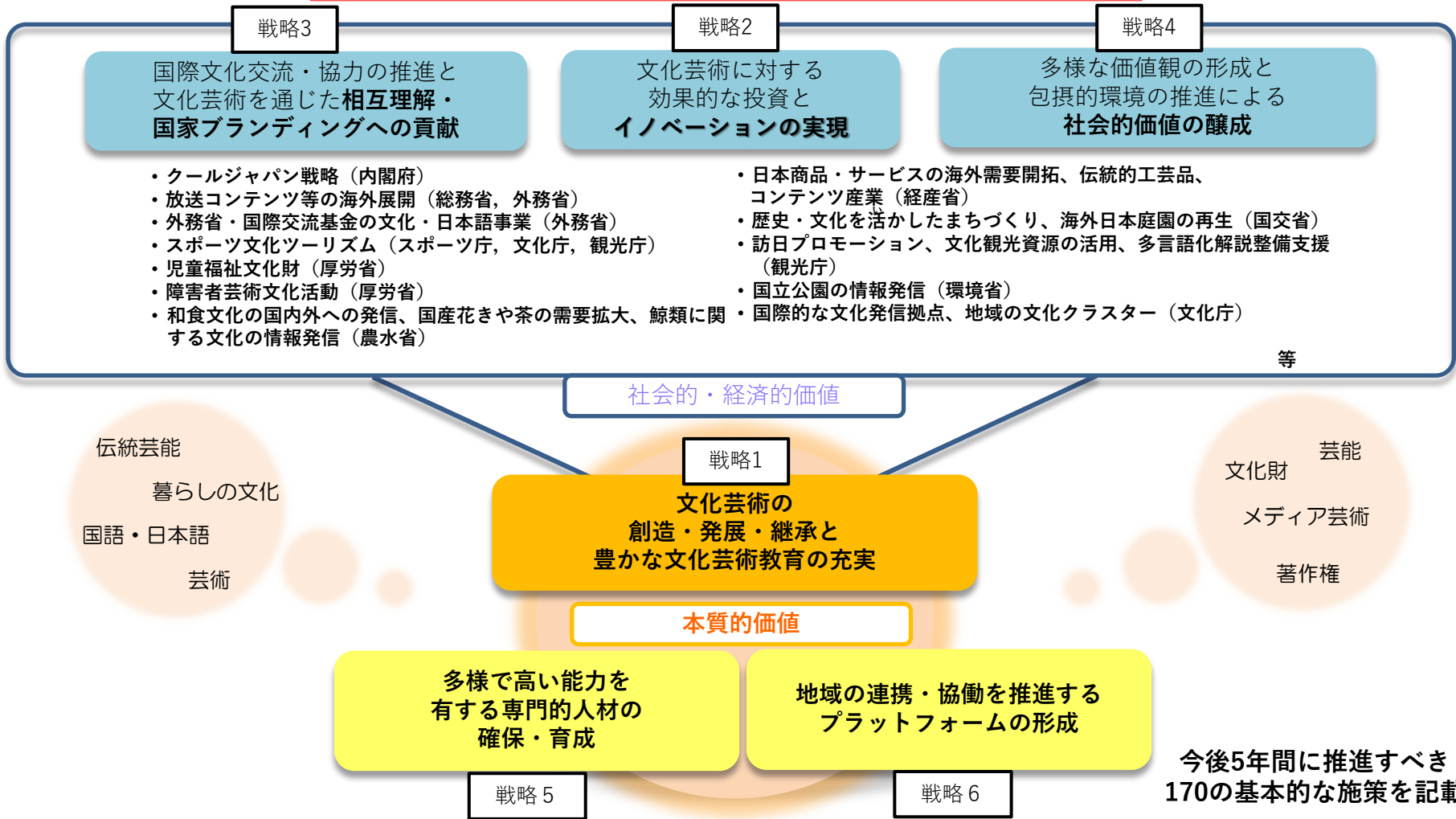
目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



V 評価・検証サイクルの確立等

・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定） <https://>

www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf

文化審議会

令和4年1月

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

文化経済部会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

第 2 2 期文化審議会委員名簿

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

いのうえ ゆりこ 井上由里子	一橋大学大学院教授
いわさき 岩崎まさみ	北海学園大学開発研究所特別研究員
おきもり たくや 沖森 卓也	二松学舎大学特別招聘教授，立教大学名誉教授
かわしま のぶこ 河島 伸子	同志社大学教授
こうの やすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
さとう まこと 佐藤 信	東京大学名誉教授，横浜市歴史博物館長，くまもと文学・歴史館長
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	国立文化財機構理事長，九州国立博物館長
しまだ のりこ 島田 徳子	武蔵野大学グローバル学部教授
ちやえん しげき 茶園 成樹	大阪大学大学院教授
なかえ ゆり 中江 有里	俳優，作家
にしおか ようこ 西岡 陽子	大阪芸術大学教授
はまだ まり 浜田 麻里	京都教育大学教授
ふじい けいすけ 藤井 恵介	東京大学名誉教授
まつだ あきら 松田 陽	東京大学准教授
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学教授
わたなべ としゆき 渡辺 俊幸	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会理事，洗足学園音楽大学客員教授

※任期は令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日の 1 年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化政策部会の設置について

令和 3 年 4 月 5 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号)第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則(平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第20期文化政策部会委員

(正委員)

- ◎河島 伸子 同志社大学教授
○松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

- 生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト、一般社団法人フューチャーデザインワオ代表理事
石田 麻子 昭和音楽大学教授、日本芸術文化振興会プログラムディレクター
大橋 弘 東京大学教授
落合 陽一 メディアアーティスト
片岡 真実 森美術館館長
小林 真理 東京大学教授
鈴鹿 可奈子 株式会社聖護院八ッ橋総本店専務取締役
高野 之夫 豊島区長
鳥井 信吾 サントリーホールディングス代表取締役副会長
名越 章浩 NHK 横浜放送局副局長
西濱 秀樹 公益社団法人日本オーケストラ連盟専務理事
野田 秀樹 劇作家・演出家・俳優
日比野 克彦 東京藝術大学長
梶井 省志 東京藝術大学大学院映像研究科教授、
株式会社アルタミラピクチャーズ代表取締役、
協同組合日本映画製作者協会副理事長
増田 徳兵衛 株式会社増田徳兵衛商店代表取締役会長
松井 正剛 桜井市長
山本 記子 一般社団法人国宝修理装飾師連盟代表理事
湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル東アジア地域アーツ部門ディレクター

◎=部会長 ○=副部会長

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百八十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則

（文化審議会の所掌事務の特例）

- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所	掌	事	務
---	---	---	---	---	---

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五百五十三条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。)
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項及び著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)(第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五百十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならぬ。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会文化政策部会運営規則

(平成二十三年四月二十七日文化審議会文化政策部会決定)

(平成二十三年六月十四日 部 改 正)

文化審議会運営規則(平成二十三年六月一日文化審議会決定) 第四条第五項の規定に基づき、文化審議会文化政策部会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会文化政策部会(以下「部会」という。)の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。
(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日(平成二十三年四月二十七日)から施行する。

文化審議会文化政策部会の会議の公開について

(平成23年4月27日文化審議会文化政策部会決定)

(平成30年10月1日 一 部 改 正)

文化審議会文化政策部会の会議の公開については、文化審議会文化政策部会運営規則(平成23年4月27日文化審議会文化政策部会決定)第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 部会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。